



みなかみ町

子ども・子育て支援事業計画

応援します、あなたの子育て

(平成27年度～平成31年度)



平成27年3月

はじめに

子育てするならみなかみ町

利根川源流の町として



平成27年4月に「子ども・子育て支援法」が本格施行されます。国では、子育て支援新制度として、認定こども園を普及し、待機児童を解消するほか、子育て支援事業の質を改善しながら、量についても拡大することを目指しています。今後は、3歳から5歳児の幼児教育について、段階的に順次無償化を進め、さらに5歳児の義務教育化も検討されています。



全国的にも少子化が懸念されていますが、みなかみ町では、平成の初めには毎年300人の子どもが生まれていましたが、最近では年間100人程度になり、生まれる子どもの数が急速に減ってきています。

子どもの数が減ってくると、子どもを持つ家庭が周辺にいなくなることから、孤独感が生まれ、親にとっても子育てのしにくい環境が広がってしまいます。子どもは地域の宝ですから、町としても最優先課題として子育て支援に取り組んで参ります。

みなかみ町が新設発足した平成17年に「次世代育成支援計画」を作り、親子の居場所づくりや保育環境の整備など、子育て支援施策を計画的に推進してきました。

このたび、子どもを持つ親や子育て支援団体の代表者の参加をお願いして「子ども・子育て会議」を作り、現状と課題を把握していただいたうえで町の現状にあった子育て支援の方向性を議論していただきました。その成果として平成27年から31年までを計画期間とするこの「みなかみ町子ども・子育て支援事業計画」が出来上がりました。国の子育て支援新制度を基本としながら、町の重点施策として、この計画に基づいて積極的に子ども・子育て支援を実行して参ります。

子ども・子育て会議に参加いただいた方以外にも、町民アンケートにご協力いただき、また貴重なご意見を寄せていただくなど、多くの町民にご協力いただいたことに対してあらためて心から感謝を申し上げます。今後とも町の最重要施策である子育て支援について、ご意見をいただきたいと思っておりますし、子育て支援の活動への積極的な参加もお願いいたします。

平成27年3月

みなかみ町長 岸 良昌

目次

序章

1. 計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 計画の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (3) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (4) 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 児童人口等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 児童人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 出生の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 幼稚園、保育園等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 計画の体系

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
『子・親が安心でき安全でゆとりを感じるまちに』
2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - ◆すべての子どもたちが心身ともに健やかに育つまち
 - ◆すべての親が安心して子どもを産み、育てられるまち
3. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 子どもの健康増進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - ①子どもや母親の健康の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - ②『食育』の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (2) 子どもの発達支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - ①親子の居場所づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - ②発達の気になる子どもへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - ③思春期の保健対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (3) 子育ての精神的負担の軽減について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

| | |
|-----------------------------|-----|
| ①相談体制の強化 | 2 1 |
| ②要支援家庭への対応 | 2 2 |
| ③出産前後の精神的負担の軽減 | 2 2 |
| ④子育て支援事業をわかりやすく伝えるために | 2 2 |
| (4) 子育ての経済的負担の軽減について | 2 3 |
| ①出産時の経済的負担の軽減 | 2 3 |
| ②子育て家庭が定住するための経済的負担の軽減 | 2 3 |
| ③その他の経済的負担の軽減 | 2 4 |
| (5) 子育てと仕事の両立 | |
| (ワークライフバランス) について | 2 4 |
| ①安心して仕事をするための教育、保育環境 | 2 4 |
| ②仕事などライフスタイルの多様化に対応した保育環境 | 2 5 |
| ③一時的、短期的に子どもを預かってほしい場合の保育環境 | 2 5 |
| ④子育て環境の向上を目指した事業者との連携 | 2 6 |

第3章 量の見込みと確保方策

| | |
|-----------------------------|-----|
| 1. 教育、保育の量の見込みと確保方策 | 2 8 |
| (1) 幼稚園、保育園、認定こども園などについて | 2 8 |
| 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 | 3 0 |
| (1) 利用者支援事業 | 3 0 |
| (2) 地域子育て支援拠点事業 | 3 1 |
| (3) 妊婦健康診査 | 3 1 |
| (4) 乳児家庭全戸訪問事業 | 3 2 |
| (5) ー1 養育支援訪問事業 | 3 2 |
| (5) ー2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | 3 2 |
| (6) 子育て短期支援事業 | 3 3 |
| (7) ファミリー・サポート・センター事業 | |
| (子育て援助活動支援事業) | 3 3 |
| (8) 一時預かり事業 | 3 4 |

| | |
|---------------------------------|----|
| (9) 延長保育事業 | 35 |
| (10) 病児・病後児保育事業 | 35 |
| (11) 放課後児童健全育成事業 | 36 |
| (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 37 |
| (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | 37 |

資料編

| | |
|--|-----|
| 1. 子ども・子育て会議 | 40 |
| (1) 委員構成 | 40 |
| (2) 会議の開催日と審議内容 | 41 |
| (3) 設置条例 | 45 |
| 2. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 | 47 |
| (1) ニーズ調査実施について | 47 |
| (2) ニーズ調査票 | 49 |
| 1) 就学児童用調査票 | 49 |
| 2) 就学前児童用調査票 | 71 |
| (3) ニーズ調査結果集計表 | 97 |
| 1) 就学児童用調査結果集計表 | 97 |
| 2) 就学前児童用調査結果集計表 | 111 |
| 3) 自由記述抜粋 | 128 |
| 3. 関連条例 | 129 |
| (1) みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例 | 129 |
| (2) みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例 | 150 |
| (3) みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例 | 169 |
| (4) みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例 | 175 |

序 章

1. 計画策定にあたって

(1) 計画の背景と趣旨

平成17年10月の合併後、町では「次世代育成支援計画」（前期計画：H17年度～H21年度、後期計画：H22年度～H26年度）に基づき、子育て支援の充実を図ってきました。さらに、平成20年9月には「子育て支援条例」を制定し、保護者、町民、事業者、学校、関連団体、行政の役割を明確にし、より一層の子育て支援の充実を図るための施策を実施しております。

平成25年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格実施されることになりました。

※子ども・子育て関連3法とは

- ①「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）

「子ども・子育て支援新制度」は子育て関連3法に基づき

- ①幼稚園と保育園の機能面の長所を一つにした「認定こども園」の普及
 - ②待機児童の解消のため、保育の場を増やして、子育てしやすい、働きやすい社会の構築
 - ③幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上
 - ④子どもが減少している地域の子育て支援の充実
- 以上4つの取り組みを進めていく制度です。

町では、国の指針に沿って、町の実情に即した効率的で効果的な子育て支援の充実、環境の整備を計画的に実施するため、本計画において、平成27年4月からの5年間の町の子育て支援に関する取り組みを定めています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

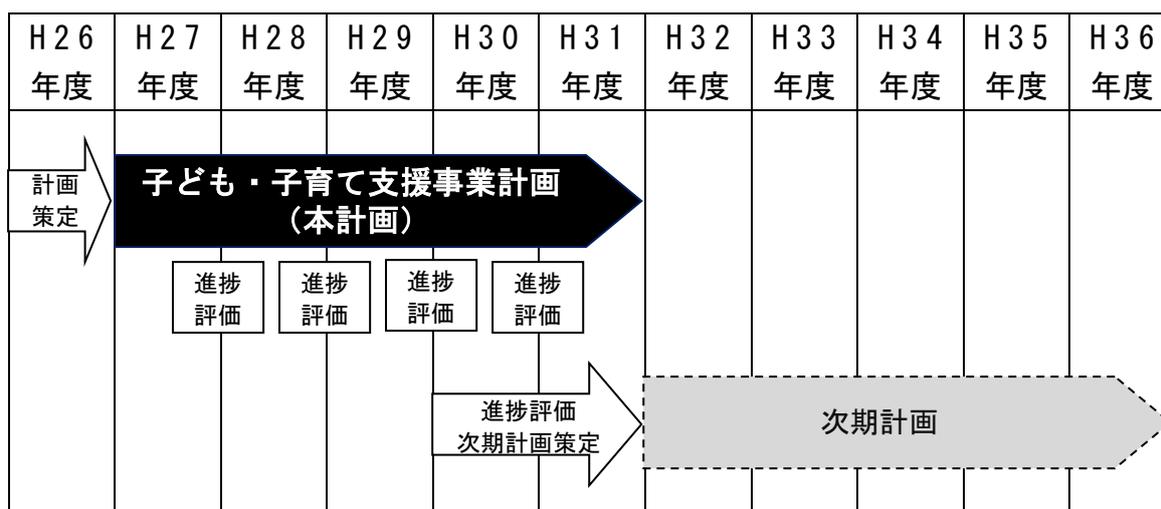
※子ども・子育て支援法第61条第1項を抜粋
(市町村子ども・子育て支援事業計画)

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

なお、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねるものとします。

(3) 計画期間

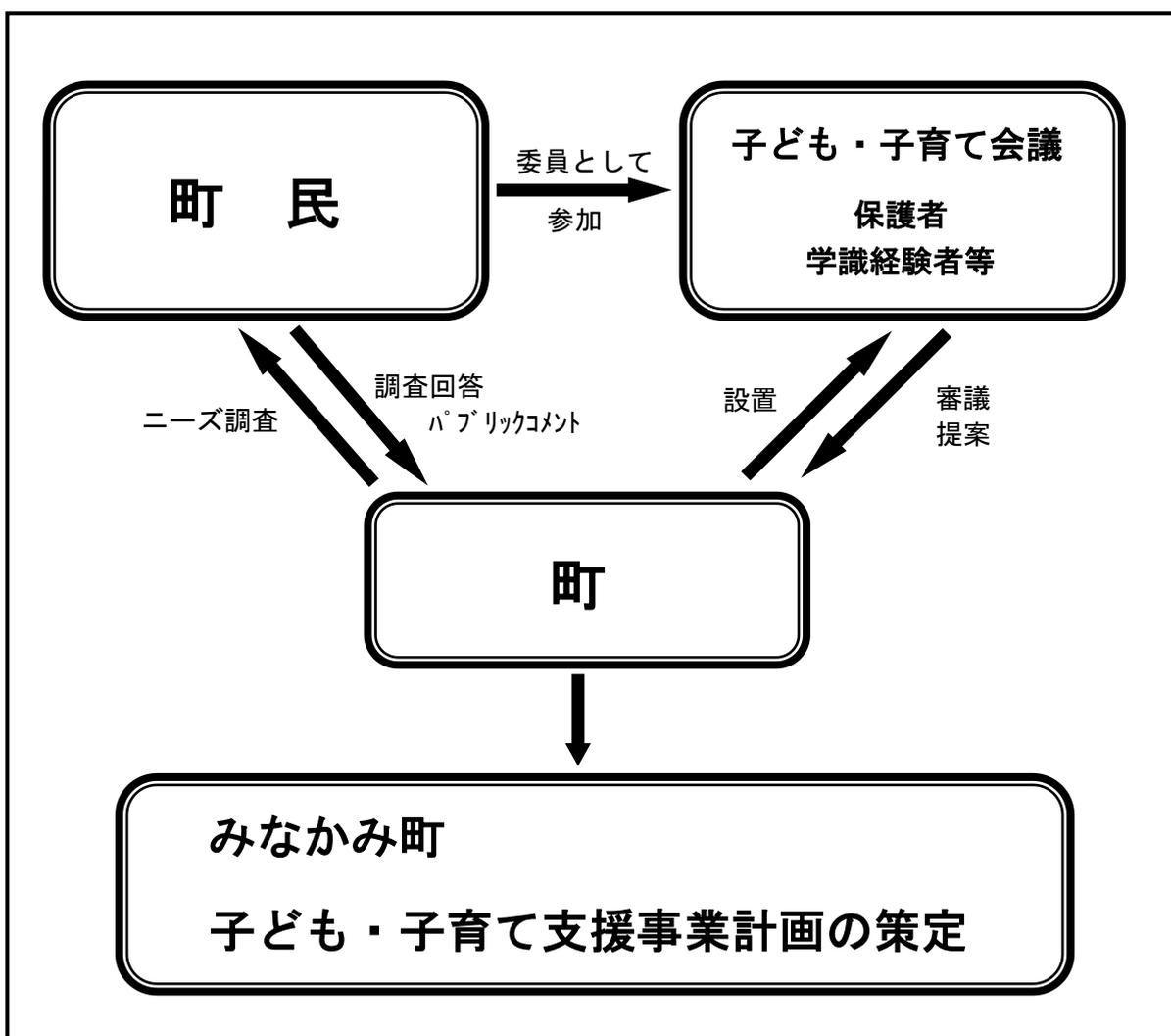
本計画は、5年間を1期とし、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。



計画については、年度ごとに評価をし、必要に応じて見直しを検討しながら実施していきます。

(4) 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、子育て家庭へのニーズ調査を実施した中で、現在の実情・ニーズを把握し、町に設置した子ども・子育て会議の保護者や事業者、学識経験者などの意見を参考として計画案を作成します。さらにパブリックコメントにより町民の皆さまの意見を反映させ、みなかみ町子ども・子育て支援事業計画を策定します。



第1章

子ども・子育てを 取り巻く現状について

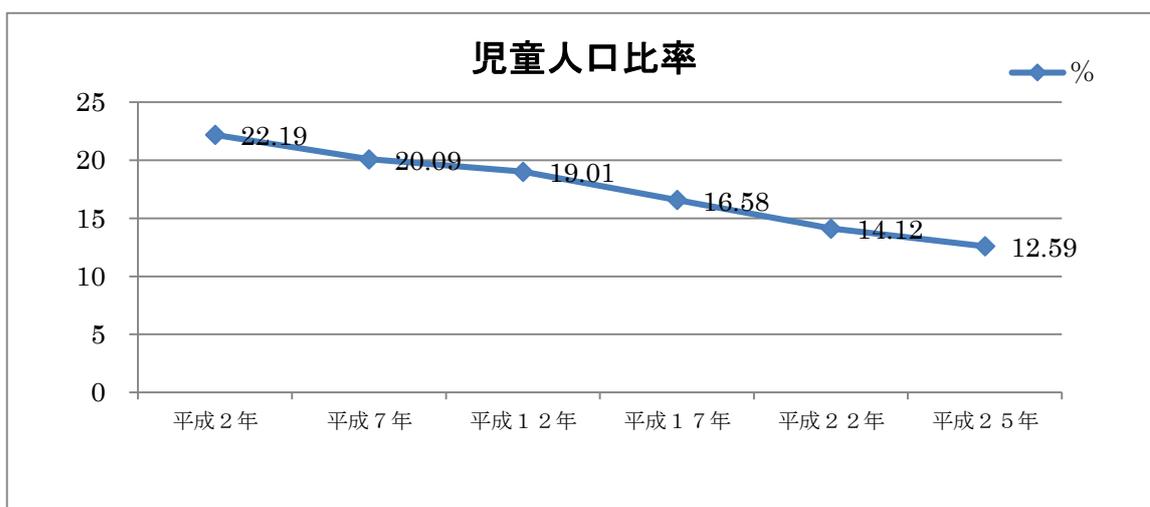
1. 児童人口等の推移

(1) 児童人口の推移

町の総人口の減少（平成2年 26,540人→平成25年 21,135人）に伴い、児童人口（0歳～17歳人口）も減少となっています。総人口に占める児童人口の割合は、平成12年度以降全国平均を下回っています。

（児童人口の推移）

| | | 町 | 県 | 全国 | | | 町 | 県 | 全国 |
|-------|-----|--------|-------|-------|-------|-----|--------|-------|-------|
| 平成2年 | 男 | 2,981 | | | 平成17年 | 男 | 1,955 | | |
| | 女 | 2,908 | | | | 女 | 1,909 | | |
| | 計 | 5,889 | | | | 計 | 3,864 | | |
| | 総人口 | 26,540 | | | | 総人口 | 23,310 | | |
| | % | 22.19 | 23.74 | | | % | 16.58 | 17.58 | 16.70 |
| 平成7年 | 男 | 2,676 | | | 平成22年 | 男 | 1,495 | | |
| | 女 | 2,597 | | | | 女 | 1,519 | | |
| | 計 | 5,273 | | | | 計 | 3,014 | | |
| | 総人口 | 26,252 | | | | 総人口 | 21,345 | | |
| | % | 20.09 | 20.58 | 19.88 | | % | 14.12 | 16.72 | 15.97 |
| 平成12年 | 男 | 2,417 | | | 平成25年 | 男 | 1,315 | | |
| | 女 | 2,328 | | | | 女 | 1,346 | | |
| | 計 | 4,745 | | | | 計 | 2,661 | | |
| | 総人口 | 24,959 | | | | 総人口 | 21,135 | | |
| | % | 19.01 | 18.77 | 18.06 | | % | 12.59 | | |

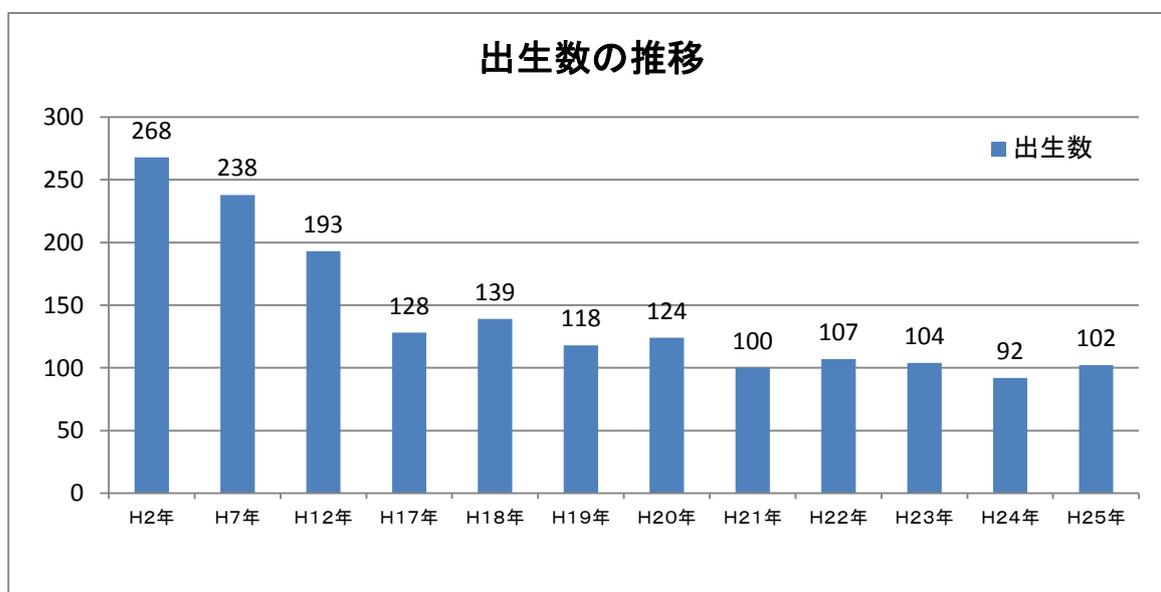


(2) 出生の動向

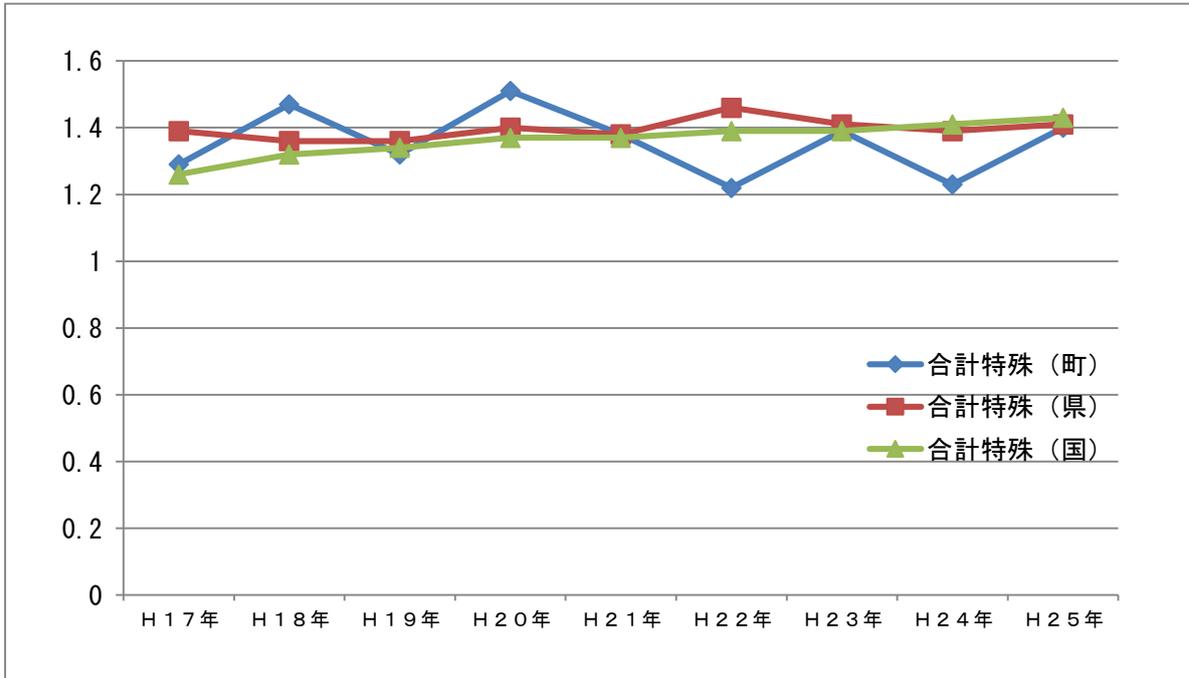
出生数は減少傾向にあります。また、町の特殊出生率をみると、近年、群馬県・全国の値を下回ることが多くなっています。

(合計特殊出生率の推移)

| | 出生数 | 合計特殊出生率 | | | | | |
|-------|-----|---------|------|------|-------|------|------|
| | | 月夜野 | 水上 | 新治 | みなかみ町 | 群馬県 | 全国 |
| 平成2年 | 268 | 2.05 | 1.59 | 1.84 | | 1.66 | 1.54 |
| 平成7年 | 238 | 1.85 | 1.50 | 1.73 | | 1.58 | 1.42 |
| 平成12年 | 193 | 1.66 | 1.48 | 1.60 | | 1.49 | 1.36 |
| 平成17年 | 128 | | | | 1.29 | 1.39 | 1.26 |
| 平成18年 | 139 | | | | 1.47 | 1.36 | 1.32 |
| 平成19年 | 118 | | | | 1.32 | 1.36 | 1.34 |
| 平成20年 | 124 | | | | 1.51 | 1.40 | 1.37 |
| 平成21年 | 100 | | | | 1.38 | 1.38 | 1.37 |
| 平成22年 | 107 | | | | 1.22 | 1.46 | 1.39 |
| 平成23年 | 104 | | | | 1.27 | 1.41 | 1.39 |
| 平成24年 | 92 | | | | 1.23 | 1.39 | 1.41 |
| 平成25年 | 102 | | | | 1.40 | 1.41 | 1.43 |



合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率とは、1人の女性が生涯に何人の子供を産むかを表す数値。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

(3) 幼稚園、保育園等の状況

みなかみ町には、公立幼稚園3園、公立保育園1園、公立こども園1園、私立保育園1園、私立こども園1園の計7つの保育、教育施設があります。

月夜野地区

| | |
|-----------------|---------|
| (公立) 月夜野幼稚園 | 定員 280名 |
| (公立) 月夜野幼稚園下牧分園 | 定員 105名 |
| (公立) 月夜野北幼稚園 | 定員 105名 |
| (私立) 月夜野保育園 | 定員 110名 |

水上地区

| | |
|-----------------|--------------------|
| (公立) 第三保育園 | 定員 20名 |
| (私立) 水上わかくりこども園 | 定員 幼稚園 60名 保育園 70名 |

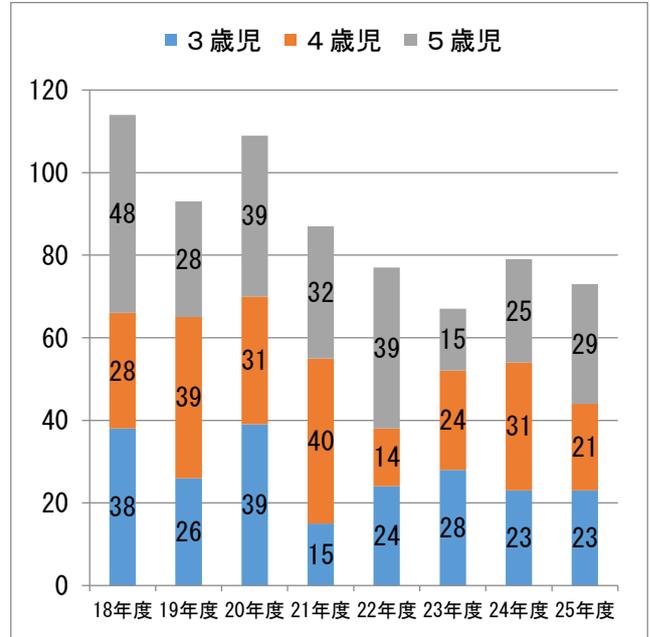
新治地区

| | |
|---------------|--------------------|
| (公立) にいはるこども園 | 定員 幼稚園105名 保育園 70名 |
|---------------|--------------------|

公立幼稚園入園者数の推移（平成18年度～平成25年度）

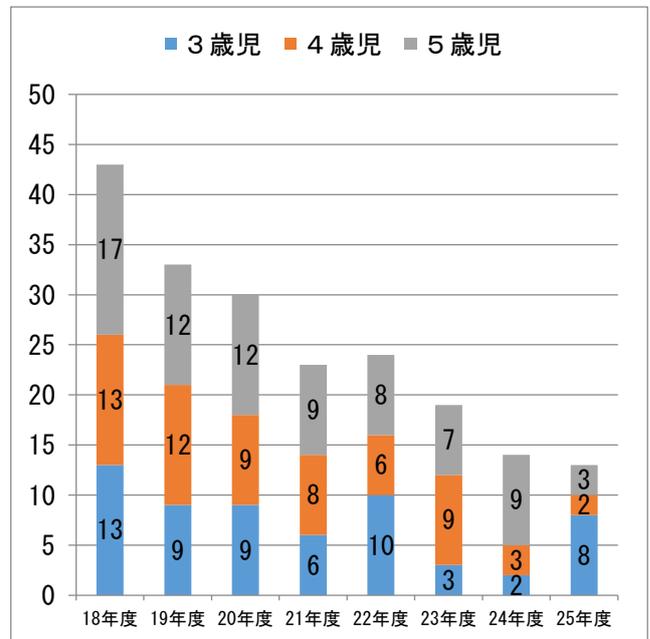
月夜野幼稚園 (5/1時点)

| | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計(人) |
|------|-----|-----|-----|------|
| 18年度 | 38 | 28 | 48 | 114 |
| 19年度 | 26 | 39 | 28 | 93 |
| 20年度 | 39 | 31 | 39 | 109 |
| 21年度 | 15 | 40 | 35 | 87 |
| 22年度 | 24 | 14 | 39 | 77 |
| 23年度 | 28 | 24 | 15 | 67 |
| 24年度 | 23 | 31 | 25 | 79 |
| 25年度 | 23 | 21 | 29 | 73 |



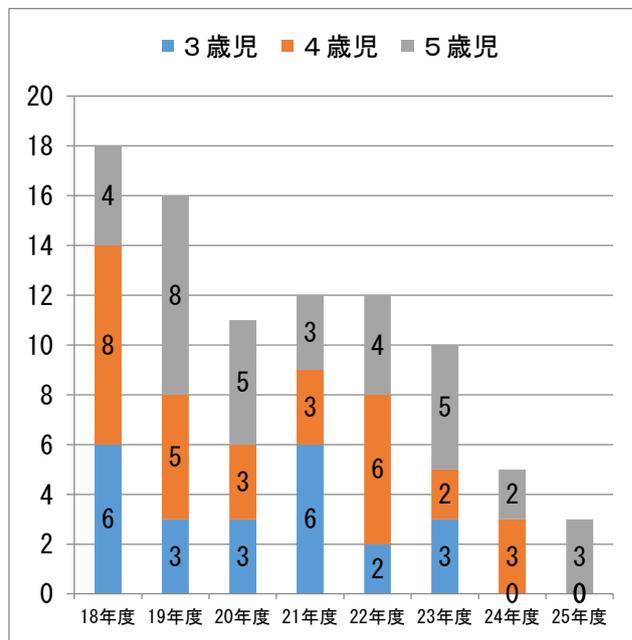
月夜野幼稚園下牧分園 (5/1時点)

| | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計(人) |
|------|-----|-----|-----|------|
| 18年度 | 13 | 13 | 17 | 43 |
| 19年度 | 9 | 12 | 12 | 33 |
| 20年度 | 9 | 9 | 12 | 30 |
| 21年度 | 6 | 8 | 9 | 23 |
| 22年度 | 10 | 6 | 8 | 24 |
| 23年度 | 3 | 9 | 7 | 19 |
| 24年度 | 2 | 3 | 9 | 14 |
| 25年度 | 8 | 2 | 3 | 13 |



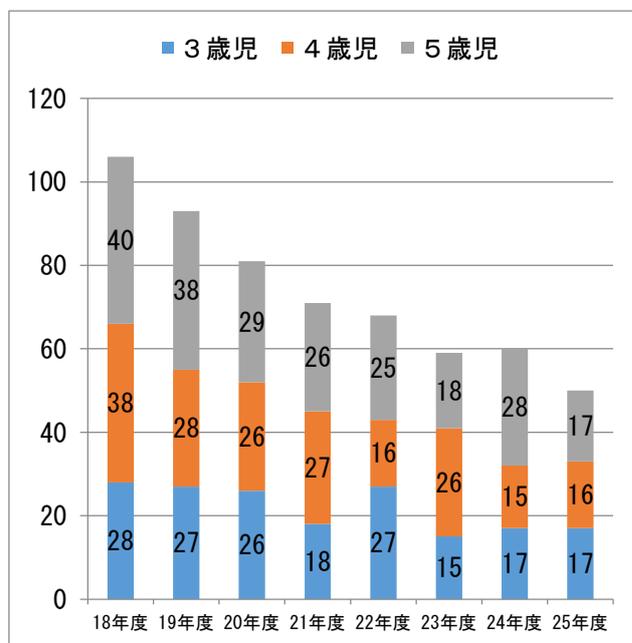
月夜野北幼稚園 (5/1 時点)

| | 3 歳児 | 4 歳児 | 5 歳児 | 計(人) |
|-------|------|------|------|------|
| 18 年度 | 6 | 8 | 4 | 18 |
| 19 年度 | 3 | 5 | 8 | 16 |
| 20 年度 | 3 | 3 | 5 | 11 |
| 21 年度 | 6 | 3 | 3 | 12 |
| 22 年度 | 2 | 6 | 4 | 12 |
| 23 年度 | 3 | 2 | 5 | 10 |
| 24 年度 | 0 | 3 | 2 | 5 |
| 25 年度 | 0 | 0 | 3 | 3 |



にいほる幼稚園 (5/1 時点)

| | 3 歳児 | 4 歳児 | 5 歳児 | 計(人) |
|-------|------|------|------|------|
| 18 年度 | 28 | 38 | 40 | 106 |
| 19 年度 | 27 | 28 | 38 | 93 |
| 20 年度 | 26 | 26 | 29 | 81 |
| 21 年度 | 18 | 27 | 26 | 71 |
| 22 年度 | 27 | 16 | 25 | 68 |
| 23 年度 | 15 | 26 | 18 | 59 |
| 24 年度 | 17 | 15 | 28 | 60 |
| 25 年度 | 17 | 16 | 17 | 50 |



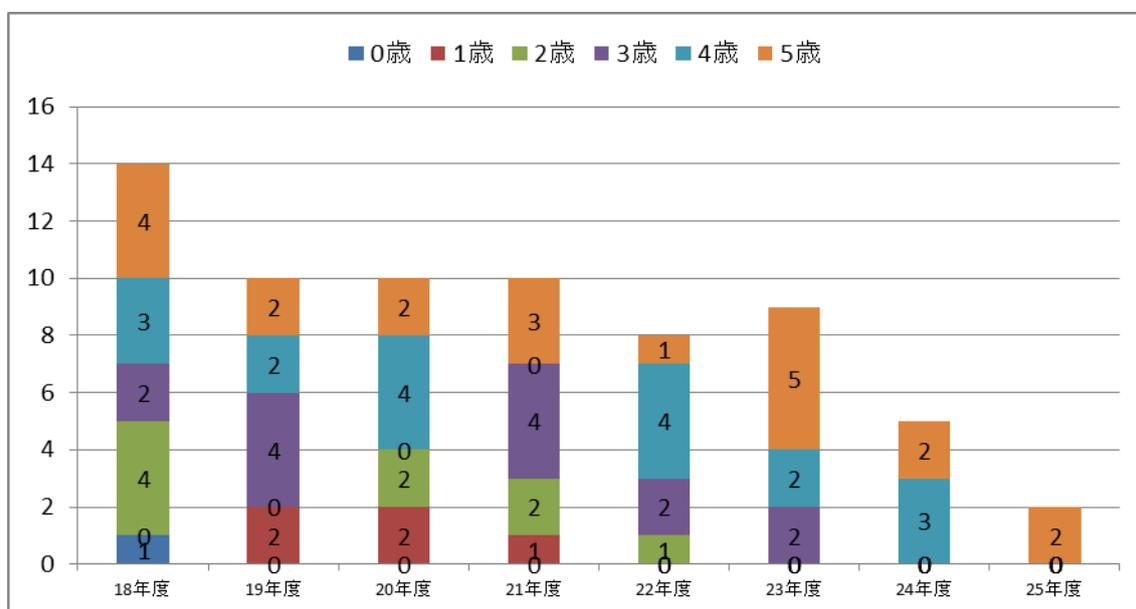
※にいほるこども園幼稚園児(H21 年度より)

公立保育園等入園者数一覧（平成18年度～平成25年度）

公立 第三保育園

（10/1時点）

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 18年度 | 1 | 0 | 4 | 2 | 3 | 4 | 14 |
| 19年度 | 0 | 2 | 0 | 4 | 2 | 2 | 10 |
| 20年度 | 0 | 2 | 2 | 0 | 4 | 2 | 10 |
| 21年度 | 0 | 1 | 2 | 4 | 0 | 3 | 10 |
| 22年度 | 0 | 0 | 1 | 2 | 4 | 1 | 8 |
| 23年度 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 5 | 9 |
| 24年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 5 |
| 25年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |

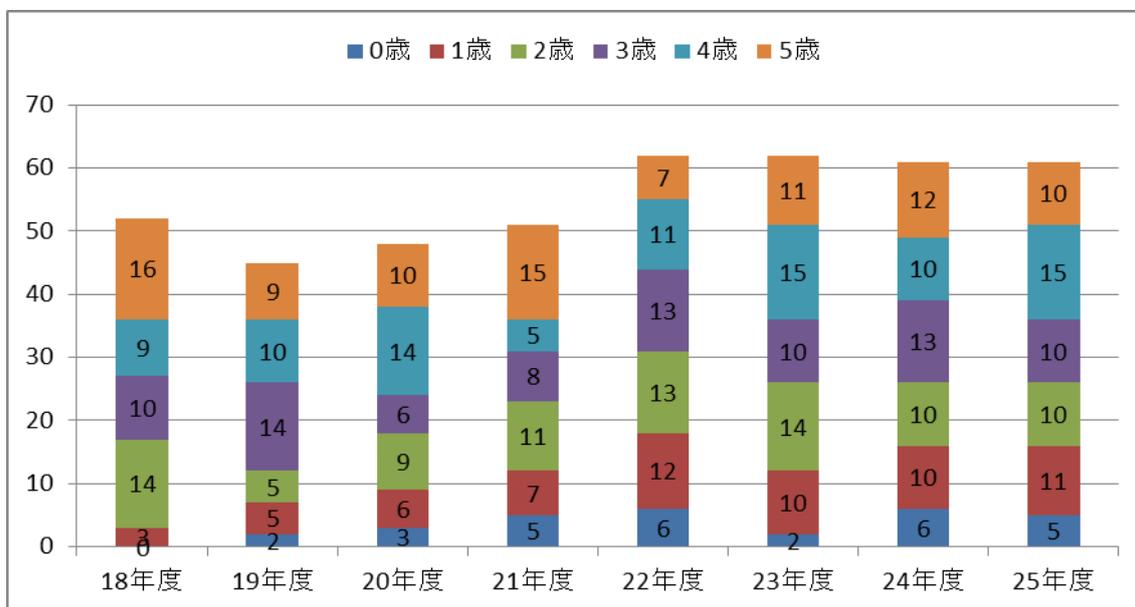


公立 にはる保育園

(10/1 時点)

| | 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 18 年度 | 0 | 3 | 14 | 10 | 9 | 16 | 52 |
| 19 年度 | 2 | 5 | 5 | 14 | 10 | 9 | 45 |
| 20 年度 | 3 | 6 | 9 | 6 | 14 | 10 | 48 |
| 21 年度 | 5 | 7 | 11 | 8 | 5 | 15 | 51 |
| 22 年度 | 6 | 12 | 13 | 13 | 11 | 7 | 62 |
| 23 年度 | 2 | 10 | 14 | 10 | 15 | 11 | 62 |
| 24 年度 | 6 | 10 | 10 | 13 | 10 | 12 | 61 |
| 25 年度 | 5 | 11 | 10 | 10 | 15 | 10 | 61 |

※にはるこども園保育園児 (H21 年度より)

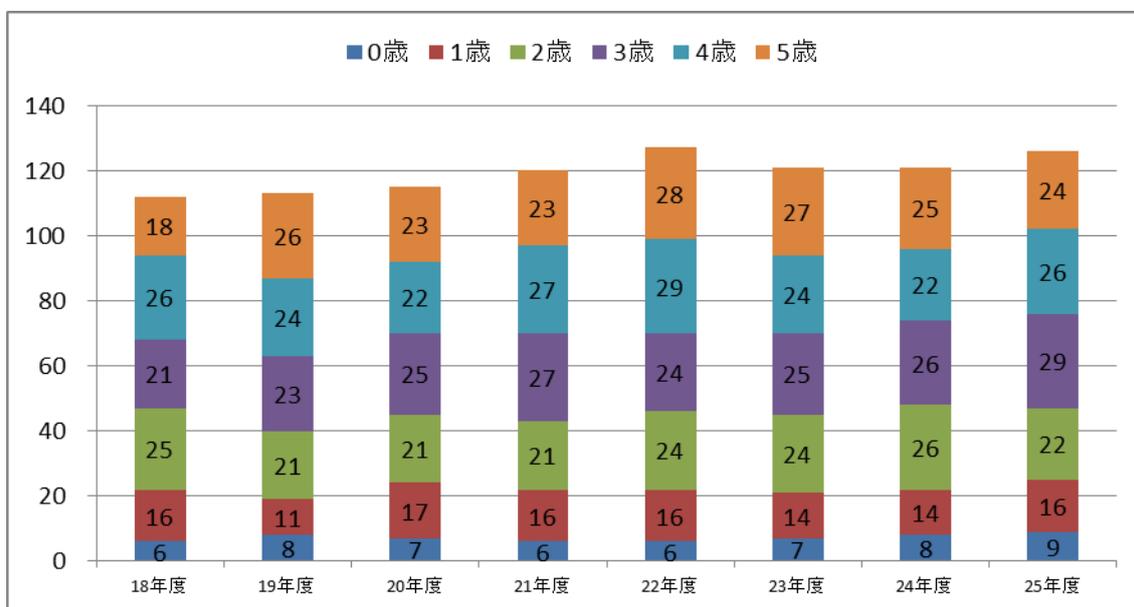


町内私立保育施設入園者数一覧（平成18年度～平成25年度）

私立 月夜野保育園

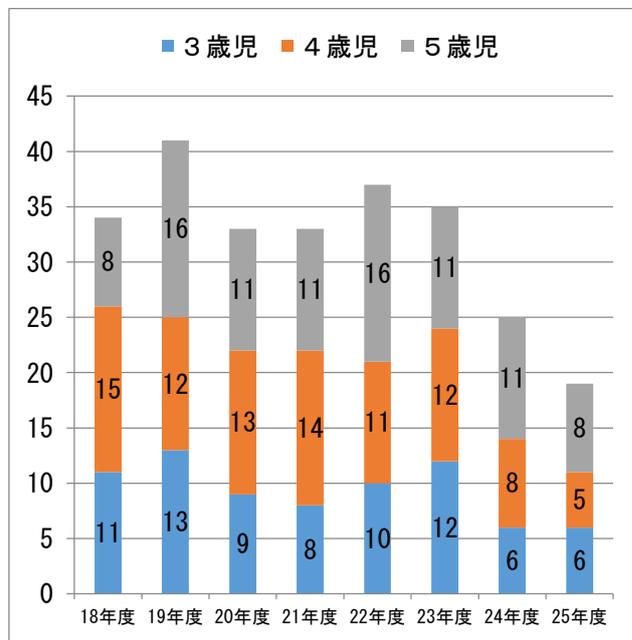
（10/1時点）

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 18年度 | 6 | 16 | 25 | 21 | 26 | 18 | 112 |
| 19年度 | 8 | 11 | 21 | 23 | 24 | 26 | 113 |
| 20年度 | 7 | 17 | 21 | 25 | 22 | 23 | 115 |
| 21年度 | 6 | 16 | 21 | 27 | 27 | 23 | 120 |
| 22年度 | 6 | 16 | 24 | 24 | 29 | 28 | 127 |
| 23年度 | 7 | 14 | 24 | 25 | 24 | 27 | 121 |
| 24年度 | 8 | 14 | 26 | 26 | 22 | 25 | 121 |
| 25年度 | 9 | 16 | 22 | 29 | 26 | 24 | 126 |



若栗幼稚園 (5/1 時点)

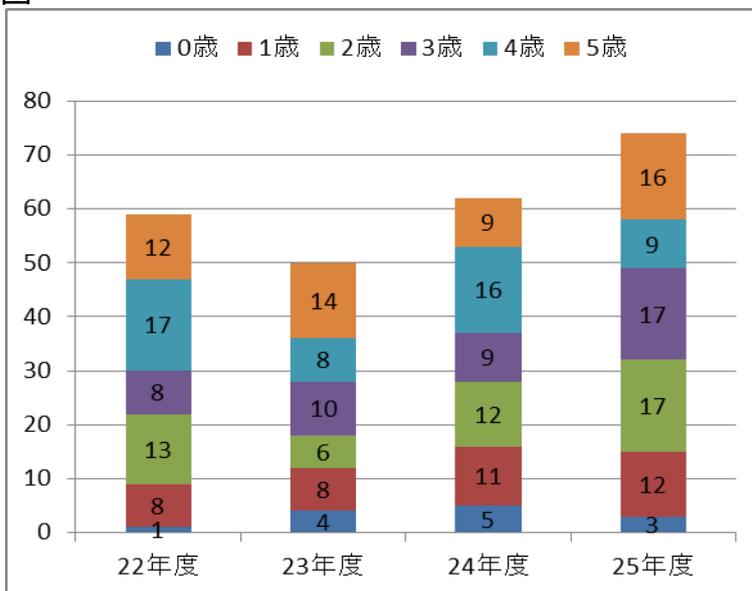
| | 3 歳児 | 4 歳児 | 5 歳児 | 計(人) |
|-------|------|------|------|------|
| 18 年度 | 11 | 15 | 8 | 34 |
| 19 年度 | 13 | 12 | 16 | 41 |
| 20 年度 | 9 | 13 | 11 | 33 |
| 21 年度 | 8 | 14 | 11 | 33 |
| 22 年度 | 10 | 11 | 16 | 37 |
| 23 年度 | 12 | 12 | 11 | 35 |
| 24 年度 | 6 | 8 | 11 | 25 |
| 25 年度 | 6 | 5 | 8 | 19 |



私立 水上わかくりこども園 保育園児数 (10/1 時点)

| | 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 22 年度 | 1 | 8 | 13 | 8 | 17 | 12 | 59 |
| 23 年度 | 4 | 8 | 6 | 10 | 8 | 14 | 50 |
| 24 年度 | 5 | 11 | 12 | 9 | 16 | 9 | 62 |
| 25 年度 | 3 | 12 | 17 | 17 | 9 | 16 | 74 |

※H22 年度開園



第2章

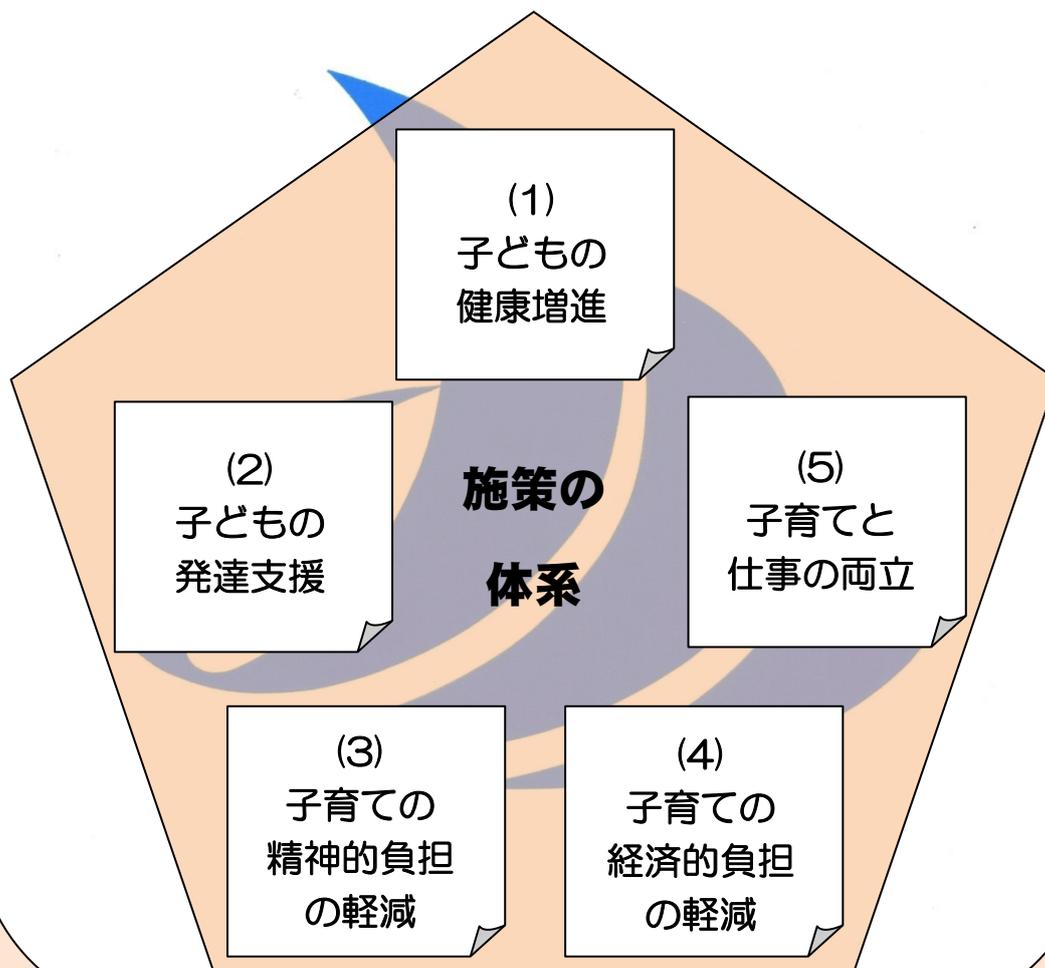
計画の体系

(基本理念)

『子・親が安心でき安全で ゆとりを感じるまちに』

(基本目標)

1. 『すべての子どもたちが
心身ともに健やかに育つまち』
2. 『すべての親が安心して
子どもを産み、育てられるまち』



1. 基本理念

『子・親が安心でき安全で ゆとりを感じるまちに』

出生数の減少傾向にある近年において、核家族の増加などの理由により、近くに同世代の子どもがいない家庭や子育てにおける悩みや問題を解決できない例が多くなってきております。

親がゆとりを持ち安心して子どもを産み、育てられる環境づくりのため、子育てについての不安解消や情報交換、ストレス解消などができる仲間づくりを積極的に進めることが必要とされております。

また、日々成長している子どもの育ちをあたたく見守り、応援する家庭環境を醸成させることが必要です。と同時に、子育てとして基本的な生活習慣や規範を身につけさせたり、健康増進のため定期検診や予防接種を受けさせるなど、親としての責任・義務を再認識することも必要とされております。

さらに、子どもたちに声をかけたり、子どもを育成する活動に参加したり、子どもを見守る活動に協力するなど、地域で子育て支援に関わり、地域社会が子育てをあたたく見守る体制の協働基盤も必要とされております。

このような考え方を基に、この計画の基本理念を設定しました。この基本理念の現実に向けて、子育てと仕事の両立など保護者の経済的支援を行う町、町民一人ひとりや子育てに関わる保護者、学校など関係団体・機関等と連携を密にししながら、その具体化に努めます。

2. 基本目標

基本理念を実現するため、次の2つの目標を目指して施策に取り組んでまいります。

『すべての子どもたちが 心身ともに健やかに育つまち』

すべての子どもが、家庭の環境や障がいの有無、社会への適応性の違いなど、どのような要因によっても差別されることなく生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されるよう、その必要に応じたサポートを受ける権利を有しております。

定期検診や予防接種など、子どもの健康増進や悩み事相談、発達支援などにより、心豊かで健全な身体を育みます。もう一つの切り口として、地域全体で子育てを『温かく』かつ『積極的に』子育て家庭を見守り・応援し、子育てに地域が関わる環境を構築し、すべての人がその喜びを感じるまちづくりを目指します。

『すべての親が安心して 子どもを産み、育てられるまち』

すべての親が、子育ての孤独・不安・負担を感じることなく、心身共に安心して子どもを産み、育てられる機会と環境が保障されるよう、様々なサービスを受ける権利を有しております。

子育ての『精神的負担の軽減』や『経済的負担の軽減』、そして『子育てと仕事の両立』の支援により不安解消、情報交換、ストレス解消等ができる仲間づくりなどを積極的に進め、「子育てするならみなかみ町」を合言葉として、子育てに関わるすべての人がその喜びを感じるまちづくりを目指します。

3. 施策の体系

(1) 子どもの健康増進について

近年、社会環境の変化により晩婚化が進んでいます。また、核家族化の進展による家族の孤立化、育児不安の増大などが問題視されています。子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、母親と子どもの心と体を守る健診、相談・指導体制をこれまで以上に充実させ、妊娠・出産、育児不安を軽減していくことが必要です。



親子料理教室の様子

また、安心して妊娠・出産、育児のできる産婦人科・小児科のある医療機関の拡充や、食育の推進により子どもの時から望ましい食習慣を身につけさせることが必要です。

①子どもや母親の健康の確保

乳幼児健診により発育・発達状況の確認、疾病の早期発見、育児不安の軽減や解消をしていくと共に、ヒブ、肺炎球菌をはじめとする各種定期予防接種の接種勧奨をし、感染症の蔓延および感染症による乳幼児の重度障がいなどを未然に予防していきます。

また、妊娠中は精神的にも不安になることが多いことから、安心して出産ができるよう、乳児・母乳相談を実施します。医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、臨床心理士、保育士等による各種指導や子育てに関する不安や悩みなど各種相談に応じていきます。

さらに、子育て中の保護者が孤独感に陥らないよう、地域の仲間づくり等に関する情報を提供していきます。

②『食育』の推進

保育園、幼稚園や小・中学校で給食や体験学習などを通じて、食事のバランスや食べる量を学び、地域でとれる食材や郷土料理、行事食を学び、食への関心を広げられるよう食育教育の充実を図っていきます。

また、「食」を通じた豊かな人間形成、心身の健全育成を図るため、保健・

教育等の関係機関と連携し、乳幼児から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習機会や啓発活動、情報提供を推進していきます。

さらに、妊産婦については両親学級などで、特に栄養面を中心に食生活の改善に向けた学習の機会や情報を提供していきます。

(2) 子どもの発達支援について

いじめ、非行、不登校、ひきこもり、児童虐待など子どもを取り巻く環境には多くの問題があります。様々な要因が考えられますが、少子化、核家族化が進行した時代を過ごしてきた今の親世代は、育児につながる様々な経験が不足しており、言葉、生活習慣、コミュニケーションなど家庭教育が不足していることが一つの要因といえます。子どもが発達していく上で、必要な知識や経験などを提供していくことが重要です。



①親子の居場所づくり

平成21年以降、町では地域子育て支援拠点事業を推進しています。現在は、にいほりこども園内地域子育て支援センター汽車ぽっぽと、子育てひろばぽかぽかの2か所の子育て支援拠点があり、就学前の子どもをもつ多くの親子が利用しています。入園前の友達をつくる場として定着しており、様々なイベントを経験し親子そろって成長できる場をつくっています。今後は、地域のバランスを考えながら利用しやすい子育て支援拠点を増やしていくことを検討していきます。

②発達の気になる子どもへの支援

発達の気になる子どもが増加傾向にあります。先天的なものや環境など様々な要因が考えられますが、いずれにしても、早い段階で子どもの特徴を理解し適切な支援を行うことが、その後の成長に大きく影響します。健診時などに気になる子どもがいた場合、のびのびサークルへの参加を呼びかけています。のびのびサークルでは、作業療法士、療育支援員、臨床心理士等の専門職による遊びを中心とした集団活動での観察や助言を実施しています。また、発達相談会では個別相談を行っています。さらに、コンサルテーションを実施し、幼稚園、保育園、学校等の職員に対し、支援方法を指導してい

ます。

今後も、関係機関、専門職と連携しながら、きめ細かな支援を継続していきます。

③思春期の保健対策

思春期は子どもから大人への移行期であり、生活の行動範囲が広がり、心身ともに大きく変化する時期です。性、喫煙、飲酒などの関心も高まり、思春期特有の問題が出てきます。町では、各学校で開かれる学校保健委員会を通じて、健康に関する正しい知識の普及に努めています。今後も、学校と連携しながら子どもたちが抱える心と体の問題について対応していきます。

(3) 子育ての精神的負担の軽減について

町の面積をご存知でしょうか？780平方キロメートル、簡単に言うと、群馬県の8分の1という広大な面積です。その中で、1年間に産まれる子どもの数は減少を続け、平成25年度は102名でした。核家族化も進み、子育ての楽しみや悩みを共有することが困難な現状となっています。特に悩み



を共有することが出来ないことは、親にとって精神的負担が大きく、抱え込んだ末に児童虐待につながるケースもあります。町では、親子の居場所づくりを推進することにより子育て家庭をつなぎ、また、相談体制を整えながら精神的負担の軽減を図っていきます。

①相談体制の強化

核家族化が進行したことにより、子育てについて身近に相談できる人がいない家庭が増えています。各拠点事業では子育てに関する相談を受け付けており、必要により保健師など専門機関と連携しながら支援しています。また「お茶しませんか」というイベントを実施しています。少しの間、お子さんをスタッフが預かり、数人の親たちだけでお茶を飲みながら、子育ての悩みや情報交換をする時間を設けています。お互いの子育て経験を紹介しながら悩みにこたえています。答えが出なくても、悩みを打ち明けるだけで気分が楽になることもあり、今後も、より相談をしやすい体制を継続していきます。

②要支援家庭への対応

少子化と核家族化の弊害として、孤立化する子育て家庭が生まれ、子育てに関する不安を抱えたままの結果、児童虐待につながっています。児童虐待は特別な事情を抱えた家庭にだけおこるものではありません。少しのボタンの掛け違いが引き金となり精神的バランスを失い虐待に及んでしまうこともあります。

町では要保護児童対策地域協議会で児童虐待、要支援家庭、特定妊婦について各ケースを把握し、学校、保健師、警察、児童相談所等の関係者と連携して支援しています。今後は、拠点事業や幼稚園、保育園等との連携を強化し、児童虐待の早期発見に努めていきます。

③出産前後の精神的負担の軽減

出産前後の親はいろいろな不安を抱えています。町では、出産を控える親を対象に、妊娠、出産、育児に関する情報を提供し、安心して出産ができるように両親学級を開催しています。また、妊産婦を対象にママヨガ教室を実施しており、ヨガの後のお茶を飲みながら他の妊産婦と会話することもストレス解消に役立っています。

出産後は保健推進員によるおめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）や保健師による新生児訪問により、母子の様子をうかがい、相談にのっています。育児に対して強く不安を抱えている家庭を見つけた場合は、密に関わりながら支援しています。

今後も親の精神的負担が軽減できるよう、事業を継続し、より細やかな支援を実施していきます。

④子育て支援事業をわかりやすく伝えるために

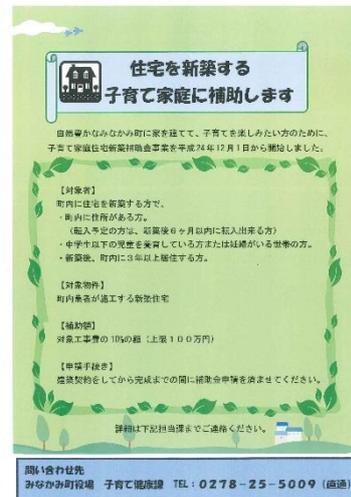
町では多くの子育て支援事業を実施していますが、町民の方に伝わっていない、わかりづらいことも多くあるようです。一つの場所で、幼稚園や保育園、子育て支援事業について必要な情報が得られるような体制作りの強化が必要に思われます。子育て新制度では、子育て家庭にわかりやすく情報が伝わるように、利用者支援事業があります。町では、子育て支援拠点ごとに子育てコンシェルジュ（利用者支援員）を配置して、幼稚園、保育園の入園や、各種助成制度など気軽に相談でき、保護者等が子育てに関する意見を言いやすい体制づくりを検討していきます。

また、町が独自に作成したスマートフォン用「あんしん出産子育て支援」アプリを利用して、健診や予防接種など情報をわかりやすく発信し、子育ての負担を軽減していきます。

(4) 子育ての経済的負担の軽減について

毎年実施している町民アンケートによると、約8割の方が、出産や子育てに対して不安となっている具体的な理由として、経済的な負担をあげています。バブル崩壊後の長期経済低迷期、就職氷河期を経験した現在の親世代にとって、経済的な不安が常につきまとう大きな問題となっているかもしれません。

行政による経済的負担軽減策は児童手当等の国による事業を除いて、自治体ごとに大きく差があります。合併後、町では多くの独自の経済的支援策を実施しております。今後は、対象者を的確に見極め、地域経済の動向も踏まえて支援していくことが、より効率的な支援策となり、また、町の子育て環境の向上につながると思われます。以下は、今後実施すべき施策内容です。



① 出産時の経済的負担の軽減

出産費用に関する経済的負担軽減として出産育児一時金が全国一律で支給されていますが、町では、独自に出産後の育児準備に係る経済的負担の軽減を目的に祝金を支給しています。

また、妊婦健診についても14回分の健診費用を助成しています。妊婦健診は、母の体調と、産まれてくる子供の成長を確認する大切な検査です。健診費用は病気でないため、医療保険が使えないことからの経済的な理由により必要な健診を受けられない家庭を出さないためにも助成が必要となります。

さらに、不妊治療についても助成制度があります。不妊治療は夫婦にとって精神的にも経済的にも大きな負担となります。相談体制を整え、夫婦に寄り添いながら、経済的負担についても助成をしています。

② 子育て家庭が定住するための経済的負担の軽減

子育て家庭にとって、マイホームを建てることは大きな夢であり、町で子育てをするための大きな買い物です。町では、町内に新築住宅を建てる子育て家庭を支援するため建築費用の一部を助成しています。「みなかみ町が好き」という若者はたくさんいます。しかし、雇用と居住が確保されない限り、安心して生活することはできません。自然豊かな暮らしの中で子育てを楽しんでもらうためにも、町では住宅建築助成制度を実施しています。

③その他の経済的負担の軽減

子どもたちの成長する姿は、親にとって一番の喜びだと思います。しかしながら、成長とともに、進級、進学の際に経済的負担が多くなってゆくのも現実です。町では、小学校入学時、中学校入学時の支援制度として商品券を支給し、学用品や制服等の購入などに利用いただいています。

また、子育て新制度では、幼稚園、保育園、こども園などの実費徴収に係る補足給付を行う事業を実施する予定になっています。町としても、制度を見極めながらより効率的な実施を検討します。

(5) 子育てと仕事の両立（ワークライフバランス）について

ワークライフバランスとは、1980年代アメリカから出始めた考え方ですが、2007年に政府、地方公共団体、経済界等の合意によるワークライフバランス憲章策定以降、日本の子育ての分野でも多く使われるようになった言葉であり、子育てと仕事の両立を指します。

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものであり、家事、育児などの生活も暮らしには欠かすことのできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びが倍増します。しかし、現実的には、子育てと仕事



ファミリーサポートセンター講習会の様子

のどちらか一方を選択せざるを得ない場合も多くあり、女性が子育ての多くを担っている姿が一般的です。その一方で、子育てに積極的に参加し楽しみながら、男性自身も成長していくイクメンと呼ばれる父親も近年は増えています。女性、男性、子育て、仕事のバランスをとるための環境作りは最も重要になります。

①安心して仕事をするための教育、保育環境

仕事と子育ての両立を希望する家庭にとって、子どもを安心して預けられる場所を確保することは、安心して仕事ができる環境をつくり、安定した生活を送ることが可能になります。

就学前の子どもを持つ親にとって保育園の待機児童問題は人生設計のターニングポイントになりかねません。現在、月夜野地区において、平成28年度開園を目指した私立認定こども園建設計画が進んでいます。平成28年度からは、3つの認定こども園によって、より良い教育、保育環境が保てるよう町と

してもバックアップして教育、保育需要に応じていきます。また、通常の保育時間では足りない部分について、延長保育事業や、ファミリー・サポート・センター事業で対応します。

小学校入学後の保育需要を満たす事業として、学童クラブ（放課後児童健全育成事業）があります。子育て新制度では常勤職員配置を推進するなど、学童クラブの充実が求められています。また、厚生労働省と文部科学省により平成26年7月に放課後子ども総合プランが策定され、学童クラブと放課後子ども教室と学校の連携を推進することが示されました。町としても、国の動向に合わせながら、学童クラブの拡充を検討していきます。

②仕事などライフスタイルの多様化に対応した保育環境

町の主産業の一つとして観光があげられます。近年では自然を活かしたアウトドアスポーツも盛んになっており、関連の職場も増えています。観光に従事する方にとって、時間、曜日など子どもの保育を必要とする時間等は様々です。また観光業に限らず、ライフスタイルが多様化している現代において、既存の保育園等で保育需要を満たすのは困難です。子育て新制度では、多様な保育需要に対応するために就学前の児童を対象とした地域型保育と呼ばれる①家庭的保育②小規模保育③事業所内保育④居宅訪問型保育の4つが制度化されました。町としても、地域型保育を整備し、様々な保育需要に対応していくことを検討していきます。

③一時的、短期的に子どもを預かってほしい場合の保育環境

急な用事などで保育の必要がでた場合や、幼稚園の長期休み期間中の短期的な保育を必要とする場合、町では、一時預かり事業で対応しています。また、幼稚園の通常時間を延長して保育する事業も既に実施しており、保護者の選択肢を設けています。

保育については、住民参加型の制度もあります。ファミリー・サポート・センター事業は、子どもを預かってほしい会員（おねがい会員）と子どもを預かってもいい会員（まかせて会員）同士による相互援助活動事業です。仕事の始業時間が早く保育園に預けるまでの間の送迎を含んだ保育や、冠婚葬祭時の保育などを依頼することが出来ます。まかせて会員は、センターが主催する研修により、子どもに関する知識を修得しています。今後も、フォローアップ研修などにより、最新の情報を身につけることにより資質を向上していただき、より安心して子どもを預けられる体制を目指します。

就労などで普段、家庭で子どもの面倒をみるのが難しい保護者にとって、こどもの病気時などでは、職場や家族の理解や協力を含めた対応が求められ

ます。子育て新制度では、病児保育事業が設けられており、細かくは、病気の回復期にあるが集団保育が困難な子どもを預かる病後児保育と、症状の急変が認められないが病気の回復期に至っていない子どもを預かる病児保育に分かれます。病後児保育は既に実施していますが、病児保育については、町内の病院などと連携して需要を満たしていくよう検討を始めております。また病児保育事業とは別に、既存のファミリー・サポート・センター事業においても、病児・病後児を預かることが出来る運営形態もできることから、制度の拡充を検討していきます。

④子育て環境の向上を目指した事業者との連携

幼い子供にとって、親と多くの時間を過ごすことは、愛着を形成する重要な時間です。平成4年4月に育児介護休業法が施行されて以来、職場の育児に対する考え方も変化しつつあると思います。しかし、実際に育児休業を取ろうとすると、年数やタイミングなどに制約があることが現実で、男性の育児休業に至っては、子どもが産まれた父親の2%に満たない取得率となっています。

育児休業に限らず、子育てをしている方の職場での役割など、町と事業者が連携して子育てしやすい環境の改善に努めていきます。



第3章

量の見込みと確保方策

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園などについて

幼稚園は、3歳から5歳までの児童を教育する学校施設です。小学校に上がる前に、生活の基礎を学ぶ大切な場所であり、友達と触れ合い、親以外の大人（先生）と初めて密接に関わる社会への第1歩です。

保育園では、保護者の日中労働や疾病などを理由に、保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育・保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

【平成26年度 みなかみ町の現況】 (平成26年10月1日現在)

| | |
|--------|-----------------|
| 保育園 | 1箇所 (利用者数 0人) |
| 幼稚園 | 3箇所 (利用者数 97人) |
| 認定こども園 | 2箇所 (利用者数 229人) |
| 合計 | 6箇所 (利用者数 423人) |



【平成28年度以降】

| | |
|--------|-----|
| 保育園 | 1箇所 |
| 認定こども園 | 3箇所 |
| 合計 | 4箇所 |

1) 年齢の設定

年齢や施設及び事業ごとの設定は以下の様に設定します。

| 教育・保育施設及び地域型保育事業 | | 対象年齢 |
|------------------|---------------------------|------|
| 1号認定 (教育希望) | 満3歳以上で2号認定以外 | 3～5歳 |
| 2号認定 (教育希望) | 保育の必要な事由が該当するが、幼稚園利用希望の家庭 | 3～5歳 |
| 2号認定 (保育希望) | 保育の必要な事由が該当する家庭 | 3～5歳 |
| 3号認定 (保育希望) | 保育の必要な事由が該当する家庭 | 0～2歳 |

2) 3～5歳児幼稚園等の利用 (1号認定及び教育希望の2号認定)

①量の見込みの算出根拠

ニーズ調査結果は過去の実績と比較して2割ほど幼稚園などを希望する方が多くなりましたが、過去の実績を踏まえて量の見込みを設定しました。

②量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | | 162 | 157 | 155 | 158 | 153 |
| 確保方策 | 1号認定 | 108 | 105 | 104 | 105 | 102 |
| | 2号認定 教育の利用希望が強い等 | 54 | 52 | 51 | 53 | 51 |

H27年度については、既存の施設で需要を満たしています。H28年度以降は、認

定こども園が3箇所になる予定であり、ニーズ量（見込み量）を確保できる見込みです。

また、2号認定のうち、教育の利用希望が強いと想定される子どもについては、幼稚園における教育標準時間後の一時預かり事業や認定こども園でニーズ量を確保できるよう検討します。

3) 3～5歳の保育園などの利用（保育希望の2号認定）

①量の見込みの算出根拠

ニーズ調査結果は過去実績と比較して2割ほど保育園などを希望する方が少なくなりましたが、ここ数年、幼稚園需要が減り、保育園需要が増えていることを踏まえて量の見込みを設定しました。

②量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | | 174 | 169 | 167 | 169 | 164 |
| 確保 方 策 | 教育・保育 | 174 | 169 | 167 | 169 | 164 |
| | 地域型保育 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |

H27年度については、既存の施設で需要を満たしています。H28年度以降は、認定こども園が3箇所になる予定であり、ニーズ量（見込み量）を確保できる見込みです。

また、地域の実情に沿った対応が出来るよう、地域型保育事業についても必要な地域への整備を検討していきます。

4) 0～2歳児の保育園などの利用（3号認定）

①量の見込みの算出根拠

0歳児のニーズ調査結果は例年どおりとなりましたが、1～2歳児のニーズは3割ほど多くありました。過去の実績を踏まえて量の見込みを設定しました。

②量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|--------------|-------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | | 0歳 | 1-2歳 |
| 量の見込み | | 24 | 104 | 23 | 102 | 22 | 96 | 21 | 91 | 20 | 86 |
| 確保 方 策 | 教育・保育 | 24 | 104 | 23 | 102 | 22 | 96 | 21 | 91 | 20 | 86 |
| | 地域型保育 | 3 | 6 | 3 | 6 | 3 | 6 | 3 | 6 | 3 | 6 |

保育需要は、H27年度については既存の施設でニーズ量（見込み量）を確保できる見込みとなっています。計画期間においても待機児童を生じさせないよう努めていく必要があります。特に、0～2歳児においては、保護者の就労状況や新制度による入所要件の緩和などで保育ニーズが発生する可能性があることから、量の確保に当たっては、認定こども園の施設整備や保育士の確保などを計画的に取り組んでいきます。

また、地域の実情に沿った対応が出来るよう、地域型保育も検討していきます。

※地域型保育とは

- ①家庭的保育…少人数(定員5名以下)の保育
- ②小規模保育…少人数(定員6～19名以下)の保育
- ③事業所内保育…会社などで従業員の子ども、または地域の子どもと一緒に保育

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

H21年度に実施した機構改革により、児童福祉と幼稚園・保育園さらに保健（母子、成人）事業が一つとなり子育て健康課が設置されました。それ以降、子育てに関する支援を同課にて一体的な体制で実施しています。

2) 量の見込みと確保の内容

(単位：か所)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 2 | 3 | 4 | 4 | 4 |
| 確保方策 | 2 | 3 | 4 | 4 | 4 |

今後は、子育て健康課だけでなく、各地域子育て支援拠点事業実施場所でも利用者支援を実施していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です

1) 量の見込みの算出根拠

現在活動中の拠点事業（地域子育て支援センター「汽車ぽっぽ」、子育てひろば「ぼかぽか」）の過去の利用実績を踏まえて量の見込みを設定しました。

2) 量の見込みと確保の内容

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（人） | | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 |
| 確保方策 | 人 | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 |
| | か所 | 2 | 3 | 4 | 4 | 4 |

地域バランスを考え、各地区に配置を検討します。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です

1) 量の見込みの算出根拠

現在は、一人につき14回分の健診費用を町が負担していますので、量は人口推計を基に年間の出生数に14回を乗じて設定しました。

2) 量の見込みと確保の内容

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 人 | 95 | 90 | 85 | 80 | 75 |
| | 回数 | 1330 | 1260 | 1190 | 1120 | 1050 |
| 確保方策 | 人 | 95 | 90 | 85 | 80 | 75 |
| | 回数 | 1330 | 1260 | 1190 | 1120 | 1050 |

現在は、一人につき14回分の健診費用を町が92,920円を上限に負担しており、今後も継続する予定です。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です

1) 量の見込みの算出根拠

人口推計を基に年間の出生数を推計し全員を対象として見込みを設定しました。

2) 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み (推計年間出生数) | 95 | 90 | 85 | 80 | 75 |
| 確保方策 | 95 | 90 | 85 | 80 | 75 |

保健推進委員により出生者全員の家庭を訪問し、情報提供や相談に対応します。

(5) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現在、事業未実施であります。類似事業として保健師が訪問等により、指導・助言をしており、今後も養育支援を必要としている家庭の育児などの養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組んでいく必要があります。

(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です

今後も子どもの生命・身体を脅かす児童虐待などについての発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みを行っていきます。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

1) 量の見込みの算出根拠

ニーズ調査の結果は1名のみ希望でした。この事業は実施施設が限られており、町内に施設はありません。

2) 量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 | 広域的に確保することで対応 | | | | |

(7) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

H25年度から事業を開始していますが、地域での相互援助があるためか、ニーズは数字として表れませんでした。

2) 量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 確保方策 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

ニーズ調査では制度の周知不足も指摘されており、今後も効果的なPRを行い、会員の増員を目指し、困った時に助け合える仕組み作りに努めます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

①幼稚園などにおける在園児を対象とした一時預かり事業

過去の実績を踏まえると、園児一人あたり年間平均5日の利用となることから、幼稚園を希望する児童数に5日をかけて設定しました。

②保育園等の一時預かり事業（在園児対象ではなく、一時的保育）、

子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業を除く）

保育園の一時保育事業での過去の実績を踏まえると、就学前児童一人あたり0.7日の利用となることから、就学前児童数に0.7日をかけて設定しました。

2) 量の見込みと確保の内容

①幼稚園などにおける在園児を対象とした一時預かり事業

(単位：人日)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 1号による利用 | 540 | 525 | 520 | 525 | 510 |
| | 2号による利用 | 270 | 260 | 255 | 265 | 255 |
| 確保方策 | 在園児対象型 | 810 | 785 | 775 | 790 | 765 |

町内3園で幼稚園の預かり保育を実施していますが、新制度後も幼稚園などに通う子どもを対象とした「一時預かり保育」を実施できるよう、努めます。

②保育園などの一時預かり事業（在園児対象ではなく、一時的保育）

(単位：人日)

子育て援助活動事業

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | | 453 | 439 | 425 | 418 | 400 |
| 確保方策 | 一時預かり事業 | 430 | 416 | 402 | 395 | 377 |
| | 子育て援助活動支援事業 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 |

認定こども園での一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業により確保していきます。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において認定こども園、保育園において保育を実施する事業です

1) 量の見込みの算出根拠

ニーズ調査の結果、保育を希望する方で18時台から20時台以降の利用終了時間を希望している人の割合により設定しました。保護者の就労形態の多様化に伴い、今後もニーズが増加することが予想されます。

2) 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 |
| 確保方針 | 人 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 |
| | か所 | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 |

現在、保育園1箇所では11時間を超える保育を行っていますが、H28年度から全園で実施に向けて、人材の確保や設備等の整備などの課題解決に向けた取組について、施設との調整や実施の検討をします。

(10) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者が養育できない場合に、病院・保育園に付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育を実施する事業です

1) 量の見込みの算出根拠

ニーズ調査により1年に43人の方が希望していることから、一人あたり7日利用を想定して設定しました。

2) 量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|-------|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | | 301 | 294 | 280 | 280 | 266 |
| 確保方針 | 病後児保育 | 301 | 294 | 280 | 280 | 266 |
| | 病児保育 | 町内病院等に運営委託を検討 | | | | |

現在、病後児保育を実施しており、利用実績は少ないものの、アンケート結果から潜在的なニーズがみられます。また、ニーズ調査では、就学前の児童をもつ保護者は「病児・病後児施設を利用したい」という回答を「利用したくない」という回答が上回っており、「できれば仕事を休んで看たい」という回答も多くありました。このようなことから、保護者が子どもの看護のために仕事を休める環境づくりについて、事業所等への啓発活動などの取り組みも検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に専用のスペース等で適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

現在、児童館も小学生の放課後の居場所になっているため、ニーズ調査の学童クラブ希望利用者数に、児童館希望数を加えて設定しました。

2) 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 低学年 | 69 | 67 | 66 | 67 | 65 |
| | 高学年 | 60 | 58 | 56 | 52 | 50 |
| | 合計 | 129 | 125 | 122 | 119 | 115 |
| 確保方策 | | 129 | 125 | 122 | 119 | 115 |

(単位：人・箇所)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 確保方策 | 人 | 129 | 125 | 122 | 119 | 115 |
| | 箇所 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| うち放課後子ども教室と一体的に実施 | 人 | 30 | 68 | 66 | 64 | 62 |
| | 箇所 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| うち放課後子ども教室と連携して実施 | 人 | - | - | - | - | - |
| | 箇所 | - | - | - | - | - |

H27年度以降は新基準をみたした放課後児童クラブで、需要を満たしていくよう努めます。

また、教育委員会と子育て健康課が連携しつつ、学校の余裕教室の活用を含め、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の取り組みを地域や学校の実情に沿って検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です

事業の導入については、国や県の動向を踏まえ、利用者のニーズを把握し、今後の事業実施について検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業です。

今後、新規事業の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

資料編

1. 子ども・子育て会議

本計画を策定するにあたり町では、広く町民の皆さまのご意見を反映させるため、公募による保護者代表委員、子育て支援団体、学識経験者などを加えて子ども・子育て会議を設置しました。

(1) 委員構成

| 構成分野 | 所属 | 氏名 | 備考 |
|-----------------------|------------------------|-------|-----|
| 子どもの保護者 | 月夜野地区 | 大内 美和 | |
| | 月夜野地区 | 高橋 実華 | |
| | 水上地区 | 須藤 典子 | |
| | 水上地区 | 沼尻 静 | |
| | 新治地区 | 阿部 梢 | |
| | 新治地区 | 宮崎りえ子 | |
| 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 | 水上中学校長 | 桑原 昇 | |
| | 桃野小学校長 | 小林 仁史 | |
| | 民生委員児童委員 子ども福祉研究部会長 | 木村 久子 | |
| 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 | 月夜野保育園長 | 平形 洋子 | |
| | 水上 わかくりこども園長 | 堪山 泰賢 | 副会長 |
| | 月夜野幼稚園長 | 小柴千恵子 | |
| | にいはるこども園長 | 齊藤 照代 | |
| | 地域子育て 支援センター長 | 渡部かつ江 | 会長 |
| | 月夜野 わんぱくクラブ | 原 明美 | |
| | NPO 法人北風塾 | 登坂 季子 | |
| 関係行政機関の職員 | 教育委員会 教育課長 | 岡田 宏一 | |
| | 保健師 | 新島 悦子 | |
| 町長が必要と認める者 | 商工会 | 笹川 道代 | |

(2) 会議の開催日と審議内容

子ども・子育て会議は次のとおり開催し、計画数値や条例案などを審議しました。

| 開催日 | 内容 |
|-------------------|---|
| 平成26年 5月29日(木) | <p>■第1回子ども・子育て会議</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none">・委員委嘱について・会長、副会長の選任について <p>(議題)</p> <ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て会議について・子ども・子育て支援新制度について・ニーズ調査について <p>調査項目、調査方法、調査範囲について審議し、小学校3年生までの全家庭に調査することになりました。</p>   |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>平成26年 7月15日（火）</p> | <p>■第2回子ども・子育て会議 （議題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズ調査集計結果について 調査件数669件、回収率83.0% ・ 幼稚園、保育園、こども園の現状について 園児数の推移や町が現在実施している子どもに関する事業について説明 ・ 量の見込みについて 区域設定について、町全体を一つの区域と設定して量の見込みを図ることに決定。また、ニーズ調査結果と実績値の乖離について審議。 |
| <p>平成26年 8月26日（火）</p> | <p>■第3回子ども・子育て会議 （議題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 量の見込みについて 各種基準を定めるにあたっての参考数値を報告 ・ 各種基準について <ul style="list-style-type: none"> ①保育の必要性の認定について ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について ③家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について ④放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について <p>審議した基準案を元に条例案を作成し、9月定例議会に上程しました。</p> |
| <p>平成26年 10月7日（火）</p> | <p>■第4回子ども・子育て会議 （議題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種基準に関する報告について ・ 量の見込みについて 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策案について決定しました。 |

平成26年
11月18日(火)

■第5回子ども・子育て会議

(グループ討論)

3班に分かれて別のテーマについてグループ討論実施

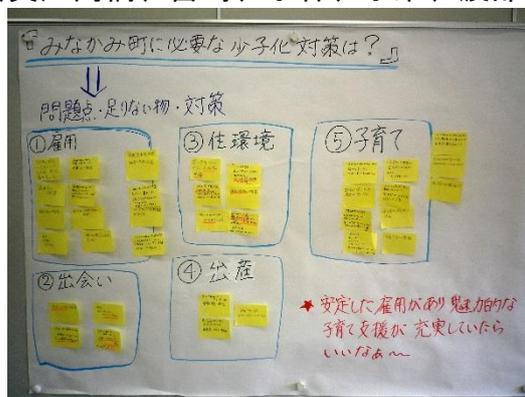
A班「どういう子どもになってほしいか？」

(委員) 大内、沼尻、桑原、平形、齊藤、登坂



B班「みなかみ町に必要な少子化対策は？」

(委員) 高橋、宮崎、小林、小柴、渡部



C班「みなかみ町にとって理想的な子育て環境は？」
 (委員) 須藤、堪山、原、新島、笹川



平成27年
 2月26日(木)

■第6回子ども・子育て会議
 (議題)

- ・パブリックコメントを踏まえた計画最終案について
- ・今後の子ども・子育て会議について
 計画名称、計画修正案について検討。
 次年度以降の会議運営および委員の構成について
 検討。

(3) 設置条例

みなかみ町子ども・子育て会議設置条例

平成 26 年 3 月 18 日

条例第 6 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、みなかみ町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) みなかみ町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) その他の子ども・子育て支援に関する事。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者（法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の定数は、20 人以内とする。

3 特別の事項を検討するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て健康課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年みなかみ町条例第39号）の一部を次のように改正する。

2. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) ニーズ調査の実施について

①調査対象

平成17年4月2日生（小学3年生）～平成26年4月1日生（0歳）の子どもを養育する家庭669世帯

就学前児童：464世帯

就学児童：205世帯

合計：669世帯

※1世帯に複数の子どもがいる場合は、無作為に一人の子どもを抽出し、その子について回答をしていただきました。

(内訳)

| 古小学区 | | 桃小学区 | | 月北小学区 | | 藤小学区 | | 水小学区 | | 新小学区 | | 合計 | |
|------|-----|------|-----|-------|----|------|----|------|-----|------|-----|----|-----|
| 年齢 | 件数 | 年齢 | 件数 | 年齢 | 件数 | 年齢 | 件数 | 年齢 | 件数 | 年齢 | 件数 | 年齢 | 件数 |
| 0 | 24 | 0 | 15 | 0 | 4 | 0 | 1 | 0 | 16 | 0 | 26 | 0 | 86 |
| 1 | 29 | 1 | 18 | 1 | 7 | 1 | 1 | 1 | 15 | 1 | 23 | 1 | 93 |
| 2 | 13 | 2 | 15 | 2 | 5 | 2 | 0 | 2 | 18 | 2 | 20 | 2 | 71 |
| 3 | 25 | 3 | 17 | 3 | 6 | 3 | 0 | 3 | 18 | 3 | 19 | 3 | 85 |
| 4 | 19 | 4 | 17 | 4 | 3 | 4 | 0 | 4 | 12 | 4 | 17 | 4 | 68 |
| 5 | 17 | 5 | 11 | 5 | 6 | 5 | 0 | 5 | 10 | 5 | 17 | 5 | 61 |
| 6 | 17 | 6 | 14 | 6 | 3 | 6 | 2 | 6 | 17 | 6 | 17 | 6 | 70 |
| 7 | 17 | 7 | 11 | 7 | 6 | 7 | 2 | 7 | 10 | 7 | 24 | 7 | 70 |
| 8 | 19 | 8 | 8 | 8 | 6 | 8 | 3 | 8 | 10 | 8 | 19 | 8 | 65 |
| 計 | 180 | 計 | 126 | 計 | 46 | 計 | 9 | 計 | 126 | 計 | 182 | 計 | 669 |

②調査期間 平成26年6月5日～平成26年6月16日

③調査回収件数

就学前児童：364世帯

就学児童：191世帯

合計：555世帯

回収率：83.0%

回答するに当たってお読みください

みなかみ町では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に給付・事業を実施します（平成27年度から実施予定）。

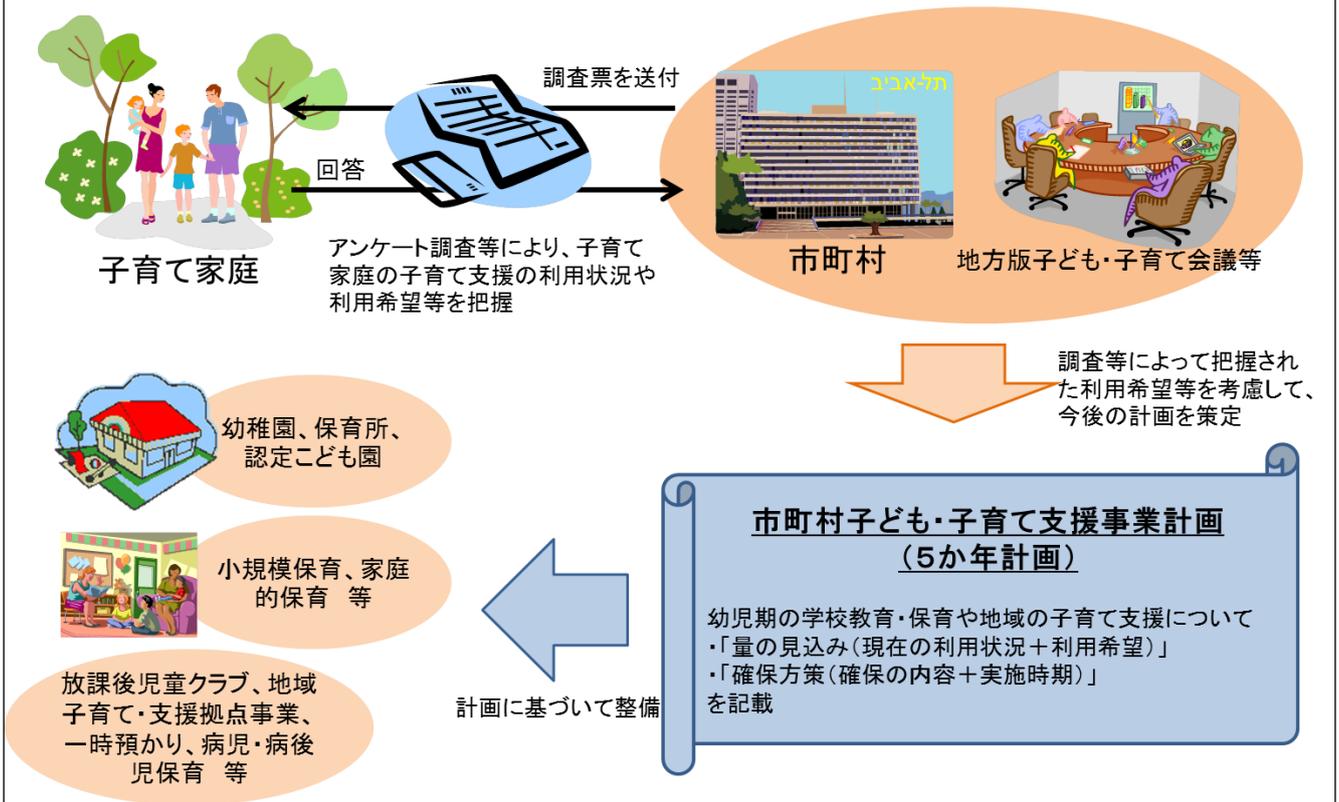
本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、住民の皆さまの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

なお、ここで回答していただいた内容（施設や事業の利用希望等）は、施設や事業の具体的な利用の可否を確認・決定するものではありません。将来の利用希望を変更していただいても構いません。

また、この制度は、以下のような考え方に基づいています。

- 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。
地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指しています。

いただいた回答は地域の子育て支援の充実に生かされます



(用語の定義)

この調査票における用語の定義は以下のとおり

- ・ 幼 稚 園：学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）
- ・ 保 育 所：児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設
（児童福祉法第39条）
- ・ 認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）
- ・ 子 育 て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- ・ 教 育：問14までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問15以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの地区として当てはまる答えの番号 1つに○をつけてください。

- | | | |
|-----------|----------|------------|
| 1. 古馬牧小学区 | 2. 桃野小学区 | 3. 月夜野北小学区 |
| 4. 水上小学区 | 5. 藤原小学区 | 6. 新治小学区 |

封筒の宛名のお子さんご家族の状況についてうかがいます。

問2 宛名のお子さんの生年月月をご記入ください。(口内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字。)

平成 年 月生まれ

問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子さんを含めた人数を口内に数字でご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月月をご記入ください。

きょうだい数 人 末子の生年月月 平成 年 月生まれ

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号 1つに○をつけてください。

- | | | |
|-------|-------|------------|
| 1. 母親 | 2. 父親 | 3. その他 () |
|-------|-------|------------|

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号 1つに○をつけてください。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 配偶者がいる | 2. 配偶者はいない |
|-----------|------------|

問6 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号 1つに○をつけてください。

- | | | | | |
|----------|---------|---------|----------|------------|
| 1. 父母ともに | 2. 主に母親 | 3. 主に父親 | 4. 主に祖父母 | 5. その他 () |
|----------|---------|---------|----------|------------|

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。

問7 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | | | | |
|----------|-----------|---------|--------|-------|--------|
| 1. 父母ともに | 2. 母親 | 3. 父親 | 4. 祖父母 | 5. 学校 | 6. 幼稚園 |
| 7. 保育所 | 8. 認定こども園 | 9. その他（ | ） | | |

問8 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。

- | | | | | | |
|---------|-------|-------|--------|--------|-----------|
| 1. 家庭 | 2. 地域 | 3. 学校 | 4. 幼稚園 | 5. 保育所 | 6. 認定こども園 |
| 7. その他（ | ） | | | | |

問9 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる | } ⇒ 問9-1へ |
| 2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる | |
| 3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる | } ⇒ 問9-2へ |
| 4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | |
| 5. いずれもない | ⇒ 問10へ |

問9-1 問9で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| 1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる | |
| 2. 祖父母等の親族の身体的負担が心配である | |
| 3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が心配である | |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい | |
| 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある | |
| 6. その他（ | ） |

⇒ 問10へ

問9-2 問9で「3.」または「4.」に○をつけた方にうかがいます。友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| 1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる | |
| 2. 友人・知人の身体的負担が心配である | |
| 3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が心配である | |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい | |
| 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある | |
| 6. その他（ | ） |

⇒ 問10へ

問 10 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまる番号 1つ に○をつけてください。

| | |
|---------------------|--------------------|
| 1. いる／ある ⇒ 問 10-1 へ | 2. いない／ない ⇒ 問 11 へ |
|---------------------|--------------------|

問 10-1 問 10 で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまる番号 すべて に○をつけてください。

| | |
|----------------------|----------------------------|
| 1. 祖父母等の親族 | 2. 友人や知人 |
| 3. 近所の人 | 4. 子育て支援施設（子育て支援センター、児童館等） |
| 5. 保健センター | 6. 園の先生 |
| 7. 学校の先生 | 8. 民生委員児童委員 |
| 9. かかりつけの医師 | 10. 自治体の子育て関連担当窓口 |
| 11. その他 【【例】ベビーシッター】 | |

問 11 同居の祖父母について伺います。当てはまる番号○をつけてください。

【同居の祖父について】

| | | | | |
|--------|---|------------|---|------------------|
| 1. いる | ➡ | 1. 就労している | ➡ | 1. フルタイムで就労 |
| 2. いない | | 2. 就労していない | | 2. パート・アルバイト等で就労 |

【同居の祖母について】

| | | | | |
|--------|---|------------|---|------------------|
| 1. いる | ➡ | 1. 就労している | ➡ | 1. フルタイムで就労 |
| 2. いない | | 2. 就労していない | | 2. パート・アルバイト等で就労 |

問 11-1 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

宛名のお子さんの保護者の就労状況 についてうかがいます。

問 12 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

(1) 母親 【父子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

| | | |
|--|---|-----------|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない | } | |
| 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である | | |
| 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない | | |
| 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である | | |
| 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない | } | ⇒ (1) -1へ |
| 6. これまで就労したことがない | | ⇒ (2)へ |

(1) -1 (1)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。 週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」、「通勤時間」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。（口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。）

| | | |
|---|--|--|
| 1週当たり <input style="width: 30px;" type="text"/> 日 | 1日当たり <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> 時間 | 通勤時間 <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> 分 |
|---|--|--|

(1) -2 (1)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず（例）08時～18時のように、24時間制でお答えください。（口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。）

| | |
|--|--|
| 家を出る時刻 <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> 時 | 帰宅時刻 <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> 時 |
|--|--|

(1) -3 (1)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。主となるお勤めの職種について当てはまる番号1つに○をつけてください。

（例）有限会社の農業に従事する方は「1」ではなく「2」を選択してください。観光業についても同様の考えの下「3」を選択してください。

| | | | | | |
|--------|--------|--------|----------------|--------|--------|
| 1. 会社員 | 2. 農林業 | 3. 観光業 | 4. 商工業（観光業を除く） | 5. 公務員 | 6. その他 |
|--------|--------|--------|----------------|--------|--------|

(2) 父親 【母子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

| | |
|---|-------------|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない | } ⇒ (2) -1へ |
| 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である | |
| 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない | |
| 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である | |
| 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない | } ⇒ 問14へ |
| 6. これまで就労したことがない | |

(2) -1 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が、一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。（口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。）

| | | | | | |
|-------|------------------------|-------|--|------|--|
| 1週当たり | <input type="text"/> 日 | 1日当たり | <input type="text"/> <input type="text"/> 時間 | 通勤時間 | <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 分 |
|-------|------------------------|-------|--|------|--|

(2) -2 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず（例）08時～18時のように、24時間制でお答えください（口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字）。

| | | | |
|--------|---|------|---|
| 家を出る時刻 | <input type="text"/> <input type="text"/> 時 | 帰宅時刻 | <input type="text"/> <input type="text"/> 時 |
|--------|---|------|---|

(2) -3 (1)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。主となるお勤めの職種について当てはまる番号1つに○をつけてください。

（例）有限会社の農業に従事する方は「1」ではなく「2」を選択してください。観光業についても同様の考えの下「3」を選択してください。

| | | | | | |
|--------|--------|--------|----------------|--------|--------|
| 1. 会社員 | 2. 農林業 | 3. 観光業 | 4. 商工業（観光業を除く） | 5. 公務員 | 6. その他 |
|--------|--------|--------|----------------|--------|--------|

問13 問12の(1)または(2)で「3.4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

| |
|---|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある |
| 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない |
| 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望 |
| 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい |

(2) 父親

1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

問14 問12の(1)または(2)で「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6.これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問15へお進みください。就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに○をつけ、該当する口内には数字をご記入ください（数字は一枠に一字）。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
 2. 1年より先、一番下の子どもが □□歳になったところに就労したい
 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 希望する就労形態
- | | | |
|--|--|--|
| | ア. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労） イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外） | |
| | →1週当たり □日 1日当たり □□時間 | |

(2) 父親

1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
 2. 1年より先、一番下の子どもが □□歳になったところに就労したい
 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 希望する就労形態
- | | | |
|--|--|--|
| | ア. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労） イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外） | |
| | →1週当たり □日 1日当たり □□時間 | |

問18 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も口内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

| | 1年間の対処方法 | 日数 |
|---------|--|---|
| 1. あった | ア. (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 泊 |
| | イ. 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した （児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業） | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 泊 |
| | ウ. イ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等） を利用した | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 泊 |
| | エ. 仕方なく子どもを同行させた | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 泊 |
| | オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 泊 |
| | カ. その他（ ） | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 泊 |
| 2. なかった | | |

問18で「1.あった ア.(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。

⇒ア. 以外を選択した方は 問19へ

問18-1 その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 非常に困難

2. どちらかという困

3. 特に困難ではない

放課後の過ごし方についてうかがいます。 おうかがいします

問 19 宛名のお子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用時間も口内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

「放課後児童クラブ」…町では学童保育（学童クラブ）と呼んでいます。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

| | | | |
|---------------------------------|---|--------------------------|---|
| 1. 自宅 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 2. 祖父母宅や友人・知人宅 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など) | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 4. 児童館 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 5. 放課後子ども教室 ※1 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい → 下校時から <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 時まで |
| 7. ファミリー・サポート・センター | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 8. その他（公民館、公園など） | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |

※1 「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

問 20 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には利用を希望する時間等も口内に数字でご記入ください。時間は、必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

※だいたい先のこととなりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

| | | | |
|---------------------------------|---|--------------------------|--|
| 1. 自宅 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 2. 祖父母宅や友人・知人宅 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など) | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 4. 児童館 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 5. 放課後子ども教室 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい <input type="checkbox"/> 年生 → 下校時から <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 時まで まで |
| 7. ファミリー・サポート・センター | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 8. その他（公民館、公園など） | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |

問21 問19または問20で「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんについて、土曜日・日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。（1）（2）それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、口内に（例）09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

（1）土曜日

| | | |
|--|---|-----------------------------|
| 1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい 2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい 3. 利用する必要はない | ⇒ | 利用したい時間帯 □ □ 時から □ □ 時まで |
|--|---|-----------------------------|

（2）日曜日

| | | |
|--|---|-----------------------------|
| 1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい 2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい 3. 利用する必要はない | ⇒ | 利用したい時間帯 □ □ 時から □ □ 時まで |
|--|---|-----------------------------|

（3）祝日

| | | |
|--|---|-----------------------------|
| 1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい 2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい 3. 利用する必要はない | ⇒ | 利用したい時間帯 □ □ 時から □ □ 時まで |
|--|---|-----------------------------|

今後、学年問わず放課後児童クラブ（学童保育）の利用を希望する方に伺います

問21-1 今後、放課後児童クラブ（学童保育）利用したい理由として、最も当てはまる番号1つに○をつけてください。

| | |
|---|---|
| お子さんの身の回りの世話を主にしている方が 1. 現在就労している 2. 就労の予定がある 3. そのうち就労したいと考えている 4. 家族・親族などを介護しなければならない 5. 病気や障害をもっている 6. 学生である。または就学したい 7. 就労していないが、子どもの教育のために預けたい 8. その他（ | ） |
|---|---|

放課後児童クラブ（学童保育）を利用していない方に伺います

問21-2 問19で「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」に○をつけなかった方（学童保育を利用していない方）にうかがいます。利用していない理由として当てはまる番号1つに○をつけてください。

| | |
|---|---|
| お子さんの身の回りの世話を主にしている方が 1. 現在就労していないから 2. 就労しているが、放課後児童クラブ（学童保育）を知らなかった 3. 就労しているが、放課後児童クラブ（学童保育）に空きがないから 4. 就労しているが、放課後児童クラブ（学童保育）の開所時間が短いから 5. 就労しているが、放課後児童クラブ（学童保育）の利用料がかかるから 6. 就労しているが、子どもは放課後に習い事をしているから 7. 就労しているが、放課後の短時間なら子どもだけでも大丈夫だと思うから 8. 就労しているが、他の施設やサービス事業等に預けているから 9. 就労しているが、預ける必要がないから 10. その他（ | ） |
|---|---|

問 22 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。当てはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、口内に（例）09時～18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一枠に一字）。

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい

2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい

3. 利用する必要はない



利用したい時間帯

時から 時まで

問23で「2. 取得した（取得中である）」と回答した方にうかがいます。

⇒ 該当しない方は、問24へ

問23-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

- | |
|--------------------|
| 1. 育児休業取得後、職場に復帰した |
| 2. 現在も育児休業中である |
| 3. 育児休業中に離職した |

(2) 父親

- | |
|--------------------|
| 1. 育児休業取得後、職場に復帰した |
| 2. 現在も育児休業中である |
| 3. 育児休業中に離職した |

問23-2で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問23-3 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。どちらか1つに○をつけてください。※年度初めでの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1.」に当てはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1.」を選択してください。

(1) 母親

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった | 2. それ以外だった |
|-------------------------|------------|

(2) 父親

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった | 2. それ以外だった |
|-------------------------|------------|

問23-4 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

| | | | |
|---------|---|----|---|
| 実際の取得期間 | <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> <input type="text"/> ヶ月 | 希望 | <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> <input type="text"/> ヶ月 |
|---------|---|----|---|

(2) 父親

| | | | |
|---------|---|----|---|
| 実際の取得期間 | <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> <input type="text"/> ヶ月 | 希望 | <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> <input type="text"/> ヶ月 |
|---------|---|----|---|

問23-5 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。□内で数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

| |
|---|
| <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> <input type="text"/> ヶ月 |
|---|

(2) 父親

| |
|---|
| <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> <input type="text"/> ヶ月 |
|---|

問23-4で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

問23-6 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

(1)「希望」より早く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

①母親

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 希望する保育所に入るため | 2. 配偶者や家族の希望があったため |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要がある | 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5. その他 () | |

②父親

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 希望する保育所に入るため | 2. 配偶者や家族の希望があったため |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要がある | 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5. その他 () | |

(2)「希望」より遅く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

①母親

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 希望する保育所に入れなかったため | 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3. 配偶者や家族の希望があったため | 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため | |
| 6. その他 () | |

②父親

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 希望する保育所に入れなかったため | 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3. 配偶者や家族の希望があったため | 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため | |
| 6. その他 () | |

問23-2で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問23-7 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

- | |
|---|
| 1. 利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった） |
| 2. 利用した |
| 3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった） |

(2) 父親

- | |
|---|
| 1. 利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった） |
| 2. 利用した |
| 3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった） |

問 24 町で実施している以下の事業・施設で知っているものや、利用したことがあるものなど、①～⑮の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。

※次ページの事業概要を参考にお答えください。

| | A 知っている | B これまでに利用した ことがある | C 事業・施設に 満足している |
|-----------------|------------|-------------------------|-----------------------|
| ①妊婦検診助成 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ②両親学級 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ③新生児訪問・おめでとう訪問 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ④乳幼児健診 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑤母乳相談 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑥乳児相談 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑦のびのびサークル | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑧ママヨガ教室 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑨ベビーマッサージ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑩不妊治療助成 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑪発達相談会 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑫各種予防接種助成 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑬栄養士による親子料理教室 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑭出産祝金 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑮入学支援金 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑯子育て家庭住宅新築助成 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑰病後児保育 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑱ファミリー・ホール・センター | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑲一時保育 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ⑳預かり保育 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ㉑夏休みの園開放 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ㉒児童館 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ㉓地域子育て支援センター | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| ㉔児童公園 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |

【事業等概要】

- ①妊婦検診14回分の費用助成。
- ②出産を迎える夫婦を対象とした、出産前後の育児出産に関する教室。
- ③保健師や保健推進員による出産後の訪問。体重測定や育児相談に対して情報提供。
- ④身体測定や歯科検診等。4か月、10か月、1歳半、2歳、2歳半、3歳が対象。
- ⑤母乳で育てたい妊産婦を対象とした個別相談。
- ⑥子どもの発育発達相談や離乳食指導等。3・8・12ヶ月が対象。
- ⑦親子遊びや集団遊びなど、遊びながら発達を促す教室。
- ⑧妊婦と産後12ヶ月ぐらいまでの母親を対象としたヨガ教室。月1回、子育て支援センターで実施。
- ⑨生後1歳までの乳児対象。月1回、保健福祉センターで実施。
- ⑩不妊治療に係る費用の助成。
- ⑪言葉、コミュニケーション、食事、睡眠など発達に関する個別相談。
- ⑫四種・二種混合、麻疹・風疹、日本脳炎、子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌、インフルエンザ等
- ⑬親子を対象とした食育教室。随時開催。
- ⑭出産の際にお祝い金を支給。第1・2子7万円。第3子以降15万円。
- ⑮小学校入学2万円、中学校入学4万円、それぞれ商品券を支給。
- ⑯中学生までの子がいる家庭で住宅を新築する際に補助する。
- ⑰病気の回復期にあるが、学校等にはまだ通えない子どもを預かる保育。
- ⑱預ける人と預かる人がお互い会員登録し、一時的に子どもを預かる保育。
- ⑲就学前の子どもを一時的に預かる保育。
- ⑳幼稚園在園児の平日延長預かり保育。
- ㉑園児のいない夏休み期間を利用して園やプールを開放。
- ㉒水上児童館（湯原）。18歳までの子どもが指導員の下、自由に遊べる施設。
- ㉓にいほるこども園2階。就学前の子どもとその保護者が遊べる施設。講演会、相談業務あり。
- ㉔遊具のある公園（蟹杵、寺間、矢瀬親水、真政河原、忠霊塔）

問25 みなかみ町における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号に1つに○をつけてください。

| | | | | |
|--------|---|---|--------|---|
| 満足度が低い | ← | → | 満足度が高い | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問26 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

回答するに当たってお読みください

みなかみ町では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に給付・事業を実施します（平成27年度から実施予定）。

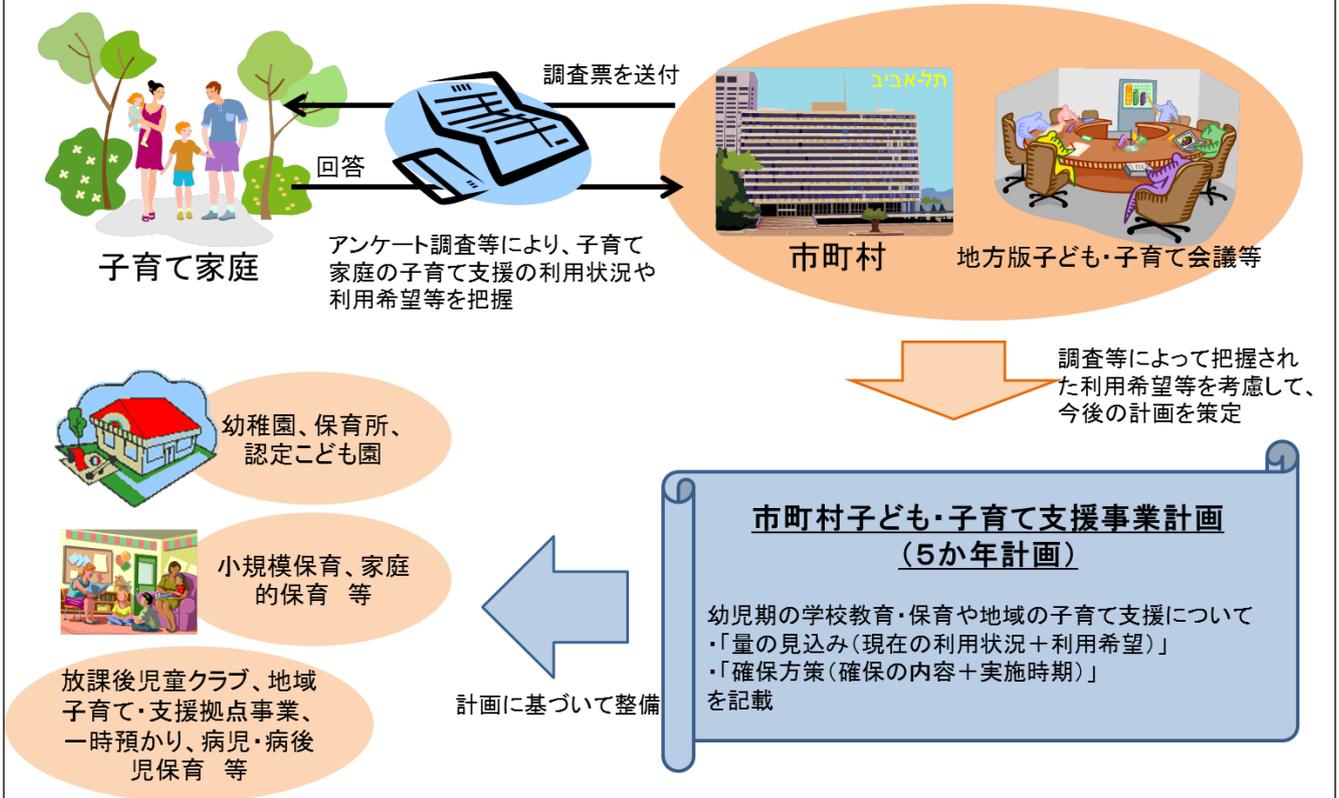
本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、住民の皆さまの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

なお、ここで回答していただいた内容（施設や事業の利用希望等）は、施設や事業の具体的な利用の可否を確認・決定するものではありません。将来の利用希望を変更していただいても構いません。

また、この制度は、以下のような考え方に基づいています。

- 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。
地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指しています。

いただいた回答は地域の子育て支援の充実に生かされます



(用語の定義)

この調査票における用語の定義は以下のとおり

- ・ 幼稚園：学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）
- ・ 保育所：児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）
- ・ 認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）
- ・ 子育て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- ・ 教育：問14までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問15以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの地区として当てはまる答えの番号 1つに〇をつけてください。

- | | | |
|-----------|----------|------------|
| 1. 古馬牧小学区 | 2. 桃野小学区 | 3. 月夜野北小学区 |
| 4. 水上小学区 | 5. 藤原小学区 | 6. 新治小学区 |

封筒の宛名のお子さんご家族の状況についてうかがいます。

問2 宛名のお子さんの生年月月をご記入ください。(口内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字。)

平成 年 月生まれ

問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子さんを含めた人数を口内に数字でご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月月をご記入ください。

きょうだい数 人 末子の生年月月 平成 年 月生まれ

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号 1つに〇をつけてください。

- | | | |
|-------|-------|------------|
| 1. 母親 | 2. 父親 | 3. その他 () |
|-------|-------|------------|

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号 1つに〇をつけてください。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 配偶者がいる | 2. 配偶者はいない |
|-----------|------------|

問6 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号 1つに〇をつけてください。

- | | | | | |
|----------|---------|---------|----------|------------|
| 1. 父母ともに | 2. 主に母親 | 3. 主に父親 | 4. 主に祖父母 | 5. その他 () |
|----------|---------|---------|----------|------------|

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。

問7 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | | | | |
|----------|-----------|---------|--------|-------|--------|
| 1. 父母ともに | 2. 母親 | 3. 父親 | 4. 祖父母 | 5. 学校 | 6. 幼稚園 |
| 7. 保育所 | 8. 認定こども園 | 9. その他（ | ） | | |

問8 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。

- | | | | | | |
|---------|-------|-------|--------|--------|-----------|
| 1. 家庭 | 2. 地域 | 3. 学校 | 4. 幼稚園 | 5. 保育所 | 6. 認定こども園 |
| 7. その他（ | ） | | | | |

問9 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる | } ⇒ 問9-1へ |
| 2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる | |
| 3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる | } ⇒ 問9-2へ |
| 4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | |
| 5. いずれもない | ⇒ 問10へ |

問9-1 問9で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| 1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる | |
| 2. 祖父母等の親族の身体的負担が心配である | |
| 3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が心配である | |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい | |
| 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある | |
| 6. その他（ | ） |

⇒ 問10へ

問9-2 問9で「3.」または「4.」に○をつけた方にうかがいます。友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| 1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる | |
| 2. 友人・知人の身体的負担が心配である | |
| 3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が心配である | |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい | |
| 5. 子どもの教育や発育にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある | |
| 6. その他（ | ） |

⇒ 問10へ

問 10 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまる番号 1つ に○をつけてください。

1. いる／ある ⇒ 問 10-1 へ

2. いない／ない ⇒ 問 11 へ

問 10-1 問 10 で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまる番号 すべて に○をつけてください。

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1. 祖父母等の親族 | 2. 友人や知人 |
| 3. 近所の人 | 4. 子育て支援施設（子育て支援センター、児童館等） |
| 5. 保健センター | 6. 園の先生 |
| 7. 学校の先生 | 8. 民生委員児童委員 |
| 9. かかりつけの医師 | 10. 自治体の子育て関連担当窓口 |
| 11. その他 【例】ベビーシッター | |

問 11 同居の祖父母について伺います。当てはまる番号○をつけてください。

【同居の祖父について】

| | | | | |
|--------|---|------------|---|------------------|
| 1. いる | ➡ | 1. 就労している | ➡ | 1. フルタイムで就労 |
| 2. いない | | 2. 就労していない | | 2. パート・アルバイト等で就労 |

【同居の祖母について】

| | | | | |
|--------|---|------------|---|------------------|
| 1. いる | ➡ | 1. 就労している | ➡ | 1. フルタイムで就労 |
| 2. いない | | 2. 就労していない | | 2. パート・アルバイト等で就労 |

問 11-1 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

宛名のお子さんの保護者の就労状況 についてうかがいます。

問 12 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

(1) 母親 【父子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

| | | |
|--|---|-----------|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない | } | |
| 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である | | |
| 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない | | |
| 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である | | |
| 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない | } | ⇒ (1) -1へ |
| 6. これまで就労したことがない | | ⇒ (2)へ |

(1) -1 (1)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。 週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」、「通勤時間」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。（口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。）

| | | |
|---|--|--|
| 1週当たり <input style="width: 30px;" type="text"/> 日 | 1日当たり <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> 時間 | 通勤時間 <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> 分 |
|---|--|--|

(1) -2 (1)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず（例）08時～18時のように、24時間制でお答えください。（口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。）

| | |
|--|--|
| 家を出る時刻 <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> 時 | 帰宅時刻 <input style="width: 30px;" type="text"/> <input style="width: 30px;" type="text"/> 時 |
|--|--|

(1) -3 (1)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。主となるお勤めの職種について当てはまる番号1つに○をつけてください。

（例）有限会社の農業に従事する方は「1」ではなく「2」を選択してください。観光業についても同様の考えの下「3」を選択してください。

| | | | | | |
|--------|--------|--------|----------------|--------|--------|
| 1. 会社員 | 2. 農林業 | 3. 観光業 | 4. 商工業（観光業を除く） | 5. 公務員 | 6. その他 |
|--------|--------|--------|----------------|--------|--------|

(2) 父親 【母子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|---|------------|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない | } ⇒ (2)-1へ |
| 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である | |
| 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない | |
| 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である | |
| 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない | } ⇒ 問14へ |
| 6. これまで就労したことがない | |

(2)-1 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」、「通勤時間」をお答えください。就労日数や就労時間が、一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。（口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。）

| | | | | | |
|-------|------------------------|-------|--|------|--|
| 1週当たり | <input type="text"/> 日 | 1日当たり | <input type="text"/> <input type="text"/> 時間 | 通勤時間 | <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 分 |
|-------|------------------------|-------|--|------|--|

(2)-2 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず（例）08時～18時のように、24時間制でお答えください（口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字）。

| | | | |
|--------|---|------|---|
| 家を出る時刻 | <input type="text"/> <input type="text"/> 時 | 帰宅時刻 | <input type="text"/> <input type="text"/> 時 |
|--------|---|------|---|

(2)-3 (1)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。主となるお勤めの職種について当てはまる番号1つに○をつけてください。

（例）有限会社の農業に従事する方は「1」ではなく「2」を選択してください。観光業についても同様の考えの下「3」を選択してください。

| | | | | | |
|--------|--------|--------|----------------|--------|--------|
| 1. 会社員 | 2. 農林業 | 3. 観光業 | 4. 商工業（観光業を除く） | 5. 公務員 | 6. その他 |
|--------|--------|--------|----------------|--------|--------|

問13 問12の(1)または(2)で「3.4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

- | |
|---|
| 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある |
| 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない |
| 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望 |
| 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい |

(2) 父親

1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

問14 問12の(1)または(2)で「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6.これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問15へお進みください。就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに○をつけ、該当する口内には数字をご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
 2. 1年より先、一番下の子どもが □□歳になったところに就労したい
 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
→希望する就労形態
- | | |
|-----------------------------|---|
| ア. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労） | } |
| イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外） | |
| →1週当たり □日 1日当たり □□時間 | |

(2) 父親

1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
 2. 1年より先、一番下の子どもが □□歳になったところに就労したい
 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
→希望する就労形態
- | | |
|-----------------------------|---|
| ア. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労） | } |
| イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外） | |
| →1週当たり □日 1日当たり □□時間 | |

問 15-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。

- | | |
|-------|----------|
| 1. 町内 | 2. 他の市町村 |
|-------|----------|

問 15-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。主な理由として当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 子どもの教育や発達のため |
| 2. 子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している |
| 3. 子育て（教育を含む）をしている方が就労予定がある／求職中である |
| 4. 子育て（教育を含む）をしている方が家族・親族などを介護している |
| 5. 子育て（教育を含む）をしている方が病気や障害がある |
| 6. 子育て（教育を含む）をしている方が学生である |
| 7. その他（ ） |

問 15-5 問 15 で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。理由としてもっとも当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. （子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない |
| 2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている |
| 3. 近所の人や父母の友人・知人がみている |
| 4. 利用したいが、保育・教育の事業に空きがない |
| 5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない |
| 6. 使用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない |
| 7. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない |
| 8. 子どもがまだ小さいため（ 歳くらいになったら利用しようと考えている ） |
| 9. その他（ ） |

問 16 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。

| | |
|---|--|
| 1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用) | 2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ) |
| 3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの) | 4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設) |
| 5. 小規模な保育施設※町では未設置 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの) | 6. 家庭的保育※町では未実施 (保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業) |
| 7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設) | 8. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設) |
| 9. その他の認可外の保育施設 | 10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業) |
| 11. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業) | 12. その他 () |

問 16-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。

| | |
|-------|----------|
| 1. 町内 | 2. 他の市町村 |
|-------|----------|

宛名のお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況 についてうかがいます。

問17 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」「子育てひろば」等と呼ばれています）を利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を口内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

1. 地域子育て支援センター（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）
1週当たり 回 もしくは 1ヶ月当たり 回程度
2. その他子育てひろば（具体名：にこにこくらぶ、ほかほか、まつぼっくり等）
1週当たり 回 もしくは 1ヶ月当たり 回程度
3. 利用していない

問18 問17のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。当てはまる番号一つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を口内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。

1. 利用していないが、今後利用したい
1週当たり 回 もしくは 1ヶ月当たり 回程度
2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
1週当たり 更に 回 もしくは 1ヶ月当たり 更に 回程度
3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

問23-1 問23で「1. 利用したい」に○をつけた方にかがいます。問22の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 大規模施設で子どもを保育する事業（例：幼稚園・保育所等） |
| 2. 小規模施設で子どもを保育する事業（例：地域子育て支援拠点等） |
| 3. 地域住民等が子育てで家庭等の近くの場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等） |
| 4. その他（ ） |

問 24 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も口内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

| | 1年間の対処方法 | 日数 |
|---------|--|---|
| 1. あった | ア. (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 泊 |
| | イ. 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業） | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 泊 |
| | ウ. イ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 泊 |
| | エ. 仕方なく子どもを同行させた | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 泊 |
| | オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 泊 |
| | カ. その他（ ） | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 泊 |
| 2. なかった | | |

問 24で「1. あった ア.(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」と答えた方にかがいます。

⇒ア. 以外を選択した方は 問 25 へ

問 24-1 その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------|--------------|-------------|
| 1. 非常に困難 | 2. どちらかという困難 | 3. 特に困難ではない |
|----------|--------------|-------------|

**宛名のお子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の
放課後の過ごし方についてうかがいます。**

⇒ 5歳未満の方は、問29へ

問25 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も口内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

「放課後児童クラブ」…町では学童保育（学童クラブ）と呼んでいます。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

| | | | |
|---------------------------------|---|--------------------------|---|
| 1. 自宅 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 2. 祖父母宅や友人・知人宅 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など) | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 4. 児童館 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 5. 放課後子ども教室 ※1 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| | | | → 下校時から <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 時まで |
| 7. ファミリー・サポート・センター | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 8. その他（公民館、公園など） | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |

※1 「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

問26 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には利用を希望する時間等も口内に数字でご記入ください。時間は、必ず（例）18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

※だいたい先のこととなりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

| | | | |
|---------------------------------|---|--------------------------|--|
| 1. 自宅 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 2. 祖父母宅や友人・知人宅 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など) | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 4. 児童館 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 5. 放課後子ども教室 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕 | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい <input type="checkbox"/> 年生 |
| | | | → 下校時から <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 時まで まで |
| 7. ファミリー・サポート・センター | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |
| 8. その他（公民館、公園など） | 週 | <input type="checkbox"/> | 日くらい |

問27 問25または問26で「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。（1）（2）それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、口内に（例）09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一枠に一字）。

（1）土曜日

| | | |
|--|---|---|
| 1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい 2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい 3. 利用する必要はない | ⇒ | 利用したい時間帯 <input type="text"/> <input type="text"/> 時から <input type="text"/> <input type="text"/> 時まで |
|--|---|---|

（2）日曜

| | | |
|--|---|---|
| 1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい 2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい 3. 利用する必要はない | ⇒ | 利用したい時間帯 <input type="text"/> <input type="text"/> 時から <input type="text"/> <input type="text"/> 時まで |
|--|---|---|

（3）祝日

| | | |
|--|---|---|
| 1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい 2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい 3. 利用する必要はない | ⇒ | 利用したい時間帯 <input type="text"/> <input type="text"/> 時から <input type="text"/> <input type="text"/> 時まで |
|--|---|---|

問28 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。当てはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、口内に（例）09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一枠に一字）。

| | | |
|--|---|---|
| 1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい 2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい 3. 利用する必要はない | ⇒ | 利用したい時間帯 <input type="text"/> <input type="text"/> 時から <input type="text"/> <input type="text"/> 時まで |
|--|---|---|

問29で「2. 取得した（取得中である）」と回答した方にうかがいます。

⇒ 該当しない方は、問30へ

問29-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

- | |
|--------------------|
| 1. 育児休業取得後、職場に復帰した |
| 2. 現在も育児休業中である |
| 3. 育児休業中に離職した |

(2) 父親

- | |
|--------------------|
| 1. 育児休業取得後、職場に復帰した |
| 2. 現在も育児休業中である |
| 3. 育児休業中に離職した |

問29-2で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問29-3 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。どちらか1つに○をつけてください。※年度初めでの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1.」に当てはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1.」を選択してください。

(1) 母親

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった | 2. それ以外だった |
|-------------------------|------------|

(2) 父親

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった | 2. それ以外だった |
|-------------------------|------------|

問29-4 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

| | | | |
|---------|---|----|---|
| 実際の取得期間 | <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> <input type="text"/> ヶ月 | 希望 | <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> <input type="text"/> ヶ月 |
|---------|---|----|---|

(2) 父親

| | | | |
|---------|---|----|---|
| 実際の取得期間 | <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> <input type="text"/> ヶ月 | 希望 | <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> <input type="text"/> ヶ月 |
|---------|---|----|---|

問29-5 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。□内で数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

| |
|---|
| <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> <input type="text"/> ヶ月 |
|---|

(2) 父親

| |
|---|
| <input type="text"/> 歳 <input type="text"/> <input type="text"/> ヶ月 |
|---|

問29-4で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

問29-6 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

(1)「希望」より早く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

①母親

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 希望する保育所に入るため | 2. 配偶者や家族の希望があったため |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった | 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5. その他 () | |

②父親

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 希望する保育所に入るため | 2. 配偶者や家族の希望があったため |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった | 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5. その他 () | |

(2)「希望」より遅く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

①母親

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 希望する保育所に入れなかったため | 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3. 配偶者や家族の希望があったため | 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため | |
| 6. その他 () | |

②父親

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 希望する保育所に入れなかったため | 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3. 配偶者や家族の希望があったため | 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため | |
| 6. その他 () | |

問29-2で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問29-7 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。当てはまる番号 1つに○をつけてください。

(1) 母親

- | |
|---|
| 1. 利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった） |
| 2. 利用した |
| 3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった） |

(2) 父親

- | |
|---|
| 1. 利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった） |
| 2. 利用した |
| 3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった） |

問29-7で「3.利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」と回答した方にうかがいます。

問29-8 短時間勤務制度を利用しなかった（利用できなかった）理由は何ですか。当てはまる理由をすべてに○をつけてください。

(1) 母親

1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. 短時間勤務にすると給与が減額される
4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる
5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた
7. 子育てや家事に専念するため退職した
8. 職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった
10. その他（ ）

(2) 父親

1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. 短時間勤務にすると給与が減額される
4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる
5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた
7. 子育てや家事に専念するため退職した
8. 職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった
10. その他（ ）

問29-2で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。

問29-9 宛名のお子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. 1歳になるまで育児休業を取得したい
2. 1歳になる前に復帰したい

(2) 父親

1. 1歳になるまで育児休業を取得したい
2. 1歳になる前に復帰したい

問 30 町で実施している以下の事業・施設で知っているものや、利用したことがあるものなど、①～㉔の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。

※次ページの事業概要を参考にお答えください。

| | A 知っている | | B これまでに利用した ことがある | | C 事業・施設に 満足している | |
|----------------|------------|-----|-------------------------|-----|-----------------------|-----|
| ①妊婦検診助成 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ②両親学級 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ③新生児訪問・おめでとう訪問 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ④乳幼児健診 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑤母乳相談 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑥乳児相談 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑦のびのびサークル | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑧ママヨガ教室 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑨ベビーマッサージ | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑩不妊治療助成 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑪発達相談会 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑫各種予防接種助成 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑬栄養士による親子料理教室 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑭出産祝金 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑮入学支援金 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑯子育て家庭住宅新築助成 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑰病後児保育 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑱ファミリー・ホールセンター | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑲一時保育 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ⑳預かり保育 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ㉑夏休みの園開放 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ㉒児童館 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ㉓地域子育て支援センター | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| ㉔児童公園 | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |

【事業等概要】

- ①妊婦検診14回分の費用助成。
- ②出産を迎える夫婦を対象とした、出産前後の育児出産に関する教室。
- ③保健師や保健推進員による出産後の訪問。体重測定や育児相談に対して情報提供。
- ④身体測定や歯科検診等。4か月、10か月、1歳半、2歳、2歳半、3歳が対象。
- ⑤母乳で育てたい妊産婦を対象とした個別相談。
- ⑥子どもの発育発達相談や離乳食指導等。3・8・12ヶ月が対象。
- ⑦親子遊びや集団遊びなど、遊びながら発達を促す教室。
- ⑧妊婦と産後12ヶ月ぐらいまでの母親を対象としたヨガ教室。月1回、子育て支援センターで実施。
- ⑨生後1歳までの乳児対象。月1回、保健福祉センターで実施。
- ⑩不妊治療に係る費用の助成。
- ⑪言葉、コミュニケーション、食事、睡眠など発達に関する個別相談。
- ⑫四種・二種混合、麻疹・風疹、日本脳炎、子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌、インフルエンザ等
- ⑬親子を対象とした食育教室。随時開催。
- ⑭出産の際にお祝い金を支給。第1・2子7万円。第3子以降15万円。
- ⑮小学校入学2万円、中学校入学4万円、それぞれ商品券を支給。
- ⑯中学生までの子どもがいる家庭で住宅を新築する際に補助する。
- ⑰病気の回復期にあるが、学校等にはまだ通えない子どもを預かる保育。
- ⑱預ける人と預かる人がお互い会員登録し、一時的に子どもを預かる保育。
- ⑲就学前の子どもを一時的に預かる保育。
- ⑳幼稚園在園児の平日延長預かり保育。
- ㉑園児のいない夏休み期間を利用して園やプールを開放。
- ㉒水上児童館（湯原）。18歳までの子どもが指導員の下、自由に遊べる施設。
- ㉓にいほるこども園2階。就学前の子どもとその保護者が遊べる施設。講演会、相談業務あり。
- ㉔遊具のある公園（蟹杵、寺間、矢瀬親水、真政河原、忠霊塔）

問31 みなかみ町における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号に1つに○をつけてください。

| | | | | |
|--------|---|---|--------|---|
| 満足度が低い | ← | → | 満足度が高い | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問32 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

就学児童用調査結果集計表

【問1】お住まいの地区は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 古馬牧小学区 | 50 | 26.2% |
| (2) 桃野小学区 | 33 | 17.3% |
| (3) 月夜野北小学区 | 11 | 5.8% |
| (4) 水上小学区 | 38 | 19.9% |
| (5) 藤原小学区 | 6 | 3.1% |
| (6) 新治小学区 | 53 | 27.7% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問2】宛名のお子さんの年齢は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) 6歳 (H19.4.2~) | 69 | 36.1% |
| (2) 7歳 (H18.4.2~) | 66 | 34.6% |
| (3) 8歳 (H17.4.2~) | 56 | 29.3% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問3】兄弟の数は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) 1 | 46 | 24.1% |
| (2) 2 | 86 | 45.0% |
| (3) 3 | 45 | 23.6% |
| (4) 4 | 13 | 6.8% |
| (5) 5 | 0 | 0.0% |
| (6) 6 | 1 | 0.5% |
| (7) 7以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問3】末子の年齢は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) 0歳 (H25.4.2~) | 1 | 0.5% |
| (2) 1歳 (H24.4.2~) | 2 | 1.0% |
| (3) 2歳 (H23.4.2~) | 0 | 0.0% |
| (4) 3歳 (H22.4.2~) | 2 | 1.0% |
| (5) 4歳 (H21.4.2~) | 2 | 1.0% |
| (6) 5歳 (H20.4.2~) | 1 | 0.5% |
| (7) 6歳 (H19.4.2~) | 66 | 34.6% |
| (8) 7歳 (H18.4.2~) | 60 | 31.4% |
| (9) 8歳 (H17.4.2~) | 56 | 29.3% |
| 無回答 | 1 | 0.5% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問4】宛名のお子さんと回答者の関係は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) 母親 | 173 | 90.6% |
| (2) 父親 | 18 | 9.4% |
| (3) 祖父 | 0 | 0.0% |
| (4) 祖母 | 0 | 0.0% |
| (5) その他 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問5】回答者の配偶者はいるか

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) いる | 167 | 87.4% |
| (2) いない | 23 | 12.0% |
| 無回答 | 1 | 0.5% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問6】子育てを主に行っているのはどなたですか

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 父母ともに | 115 | 60.2% |
| (2) 主に母親 | 70 | 36.6% |
| (3) 主に父親 | 2 | 1.0% |
| (4) 主に祖父母 | 4 | 2.1% |
| (5) その他 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問7】お子さんの子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方(施設)は

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 父母ともに | 124 | 29.4% |
| (2) 母親 | 55 | 13.0% |
| (3) 父親 | 5 | 1.2% |
| (4) 祖父母 | 70 | 16.6% |
| (5) 学校 | 141 | 33.4% |
| (6) 幼稚園 | 0 | 0.0% |
| (7) 保育所 | 2 | 0.5% |
| (8) 認定こども園 | 4 | 0.9% |
| (9) その他 | 19 | 4.5% |
| 無回答 | 2 | 0.5% |
| 計 | 422 | 100.0% |

【問8】お子さんの子育て(教育を含む)にもっとも影響する環境は

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 家庭 | 175 | 39.1% |
| (2) 地域 | 76 | 17.0% |
| (3) 学校 | 175 | 39.1% |
| (4) 幼稚園 | 0 | 0.0% |
| (5) 保育所 | 5 | 1.1% |
| (6) 認定こども園 | 2 | 0.4% |
| (7) その他 | 10 | 2.2% |
| 無回答 | 4 | 0.9% |
| 計 | 447 | 100.0% |

【問9】日ごろお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------------|-----|--------|
| (1) 日常的に親族にみてもらえる | 88 | 38.6% |
| (2) 緊急時もしくは用事の際には親族にみてもらえる | 93 | 40.8% |
| (3) 日常的にみてもらえる知人がいる | 2 | 0.9% |
| (4) 緊急時もしくは用事の際にみてもらえる知人がいる | 26 | 11.4% |
| (5) いずれもない | 11 | 4.8% |
| 無回答 | 8 | 3.5% |
| 計 | 228 | 100.0% |

【問9-1】親族にみてもらっている状況について

| | 回答数 | 構成比 |
|--|-----|--------|
| (1) 身体的・精神的負担や時間的制約を心配することなく安心してみてもらえる | 94 | 36.3% |
| (2) 身体的負担が心配である | 43 | 16.6% |
| (3) 時間的制約や精神的負担が心配である | 42 | 16.2% |
| (4) 親の立場として負担をかけていることが心苦しい | 40 | 15.4% |
| (5) 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるが少し不安がある | 11 | 4.2% |
| (6) その他 | 3 | 1.2% |
| 無回答 | 26 | 10.0% |
| 計 | 259 | 100.0% |

【問9-2】知人にみてもらっている状況について

| | 回答数 | 構成比 |
|--|-----|--------|
| (1) 身体的・精神的負担や時間的制約を心配することなく安心してみてもらえる | 13 | 6.7% |
| (2) 身体的負担が心配である | 1 | 0.5% |
| (3) 時間的制約や精神的負担が心配である | 10 | 5.1% |
| (4) 親の立場として負担をかけていることが心苦しい | 8 | 4.1% |
| (5) 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるが少し不安がある | 0 | 0.0% |
| (6) その他 | 3 | 1.5% |
| 無回答 | 160 | 82.1% |
| 計 | 195 | 100.0% |

【問10】子育てをする上で気軽に相談できる人(施設等)はいますか

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) いる/ある | 172 | 90.1% |
| (2) いない/ない | 6 | 3.1% |
| 無回答 | 13 | 6.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問10-1】気軽に相談できる先は誰(どこ)ですか

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------------|-----|--------|
| (1) 祖父母等親族 | 145 | 36.3% |
| (2) 友人や知人 | 141 | 35.3% |
| (3) 近所の人 | 10 | 2.5% |
| (4) 子育て支援施設(子育て支援センター等) | 10 | 2.5% |
| (5) 保健センター | 0 | 0.0% |
| (6) 園の先生 | 1 | 0.3% |
| (7) 学校の先生 | 60 | 15.0% |
| (8) 民生委員児童委員 | 1 | 0.3% |
| (9) かかりつけの医者 | 12 | 3.0% |
| (10) 自治体の子育て関連担当窓口 | 0 | 0.0% |
| (11) その他 | 3 | 0.8% |
| 無回答 | 17 | 4.3% |
| 計 | 400 | 100.0% |

【問11】同居している祖父はいますか

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) いる | 55 | 28.8% |
| (2) いない | 106 | 55.5% |
| 無回答 | 30 | 15.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問11】祖父は就労していますか

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 就労している | 31 | 16.2% |
| (2) 就労していない | 22 | 11.5% |
| 無回答 | 138 | 72.3% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問11】祖父の就労形態は

| | 回答数 | 構成比 |
|------------------|-----|--------|
| (1) フルタイムで就労 | 21 | 11.0% |
| (2) パート・アルバイトで就労 | 8 | 4.2% |
| 無回答 | 162 | 84.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問11】同居している祖母はいますか

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) いる | 76 | 39.8% |
| (2) いない | 82 | 42.9% |
| 無回答 | 33 | 17.3% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問11】祖母は就労していますか

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 就労している | 39 | 20.4% |
| (2) 就労していない | 38 | 19.9% |
| 無回答 | 114 | 59.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問11】祖母の就労形態は

| | 回答数 | 構成比 |
|------------------|-----|--------|
| (1) フルタイムで就労 | 16 | 8.4% |
| (2) パート・アルバイトで就労 | 26 | 13.6% |
| 無回答 | 149 | 78.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問12(1)】母親の就労形態について

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------------|-----|--------|
| (1) フルタイムで産休・育休・介護休業中ではない | 69 | 36.1% |
| (2) フルタイムで産休・育休・介護休業中である | 0 | 0.0% |
| (3) パート・アルバイト等で産休・育休・介護休業中ではない | 96 | 50.3% |
| (4) パート・アルバイト等で産休・育休・介護休業中である | 1 | 0.5% |
| (5) 以前は就労していたが、現在は就労していない | 17 | 8.9% |
| (6) これまで就労したことがない | 5 | 2.6% |
| 無回答 | 3 | 1.6% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問12(1)-1】母の通勤時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------|-----|--------|
| (1) 15分未満 | 85 | 44.5% |
| (2) 15分以上30分未満 | 47 | 24.6% |
| (3) 30分以上1時間未満 | 28 | 14.7% |
| (4) 1時間以上2時間未満 | 1 | 0.5% |
| (5) 2時間以上 | 1 | 0.5% |
| 無回答 | 29 | 15.2% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問12(1)-2】母が就労のため家を出る時刻は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 6時代より前 | 1 | 0.5% |
| (2) 6時代 | 0 | 0.0% |
| (3) 7時代 | 28 | 14.7% |
| (4) 8時代 | 78 | 40.8% |
| (5) 9時代～12時代 | 48 | 25.1% |
| (6) 13時代～16時代 | 1 | 0.5% |
| (7) 17時代以降 | 2 | 1.0% |
| 無回答 | 33 | 17.3% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問12(1)-2】母が就労から帰宅する時刻は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 12時代より前 | 6 | 3.1% |
| (2) 12時代～16時代 | 61 | 31.9% |
| (3) 17時代 | 24 | 12.6% |
| (4) 18時代 | 45 | 23.6% |
| (5) 19時代 | 19 | 9.9% |
| (6) 20時代以降 | 3 | 1.6% |
| 無回答 | 33 | 17.3% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問12(1)-3】職種は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 会社員 | 41 | 21.5% |
| (2) 農林業 | 5 | 2.6% |
| (3) 観光業 | 25 | 13.1% |
| (4) 商工業（観光業を除く） | 12 | 6.3% |
| (5) 公務員 | 10 | 5.2% |
| (6) その他 | 67 | 35.1% |
| 無回答 | 31 | 16.2% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【現在の母親の月就労時間】1日の時間×1週間の日×4週

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 48時間未満 | 8 | 4.2% |
| (2) 48～64時間未満 | 9 | 4.7% |
| (3) 64～120時間未満 | 50 | 26.2% |
| (4) 120～160時間未満 | 28 | 14.7% |
| (5) 160時間以上 | 71 | 37.2% |
| 無回答 | 25 | 13.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問12(2)】父親の就労形態について

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------------|-----|--------|
| (1) フルタイムで産休・育休・介護休業中ではない | 166 | 86.9% |
| (2) フルタイムで産休・育休・介護休業中である | 0 | 0.0% |
| (3) パート・アルバイト等で産休・育休・介護休業中ではない | 3 | 1.6% |
| (4) パート・アルバイト等で産休・育休・介護休業中である | 0 | 0.0% |
| (5) 以前は就労していたが、現在は就労していない | 1 | 0.5% |
| (6) これまで就労したことがない | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 21 | 11.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問12(2)-1】父の通勤時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------|-----|--------|
| (1) 15分未満 | 66 | 34.6% |
| (2) 15分以上30分未満 | 43 | 22.5% |
| (3) 30分以上1時間未満 | 25 | 13.1% |
| (4) 1時間以上2時間未満 | 19 | 9.9% |
| (5) 2時間以上 | 9 | 4.7% |
| 無回答 | 29 | 15.2% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問12(2)-2】父が就労のため家を出る時刻は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 6時代より前 | 7 | 3.7% |
| (2) 6時代 | 24 | 12.6% |
| (3) 7時代 | 70 | 36.6% |
| (4) 8時代 | 49 | 25.7% |
| (5) 9時代～12時代 | 7 | 3.7% |
| (6) 13時代～16時代 | 2 | 1.0% |
| (7) 17時代以降 | 2 | 1.0% |
| 無回答 | 30 | 15.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問12(2)-2】父が就労から帰宅する時刻は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 12時代より前 | 2 | 1.0% |
| (2) 12時代～16時代 | 7 | 3.7% |
| (3) 17時代 | 10 | 5.2% |
| (4) 18時代 | 42 | 22.0% |
| (5) 19時代 | 42 | 22.0% |
| (6) 20時代以降 | 58 | 30.4% |
| 無回答 | 30 | 15.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問12(2)-3】職種は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 会社員 | 92 | 48.2% |
| (2) 農林業 | 3 | 1.6% |
| (3) 観光業 | 15 | 7.9% |
| (4) 商工業（観光業を除く） | 4 | 2.1% |
| (5) 公務員 | 19 | 9.9% |
| (6) その他 | 30 | 15.7% |
| 無回答 | 28 | 14.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【現在の父親の月就労時間】1日の時間×1週間の日×4週

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 48時間未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 48～64時間未満 | 0 | 0.0% |
| (3) 64～120時間未満 | 3 | 1.6% |
| (4) 120～160時間未満 | 0 | 0.0% |
| (5) 160時間以上 | 166 | 86.9% |
| 無回答 | 22 | 11.5% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問13(1)】母のフルタイムへの転換希望は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------------------------|-----|--------|
| (1) フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある | 6 | 3.1% |
| (2) フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない | 21 | 11.0% |
| (3) パート・アルバイト等の就労を続けることを希望 | 49 | 25.7% |
| (4) パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい | 4 | 2.1% |
| 無回答 | 111 | 58.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問13(2)】父のフルタイムへの転換希望は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------------------------|-----|--------|
| (1) フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある | 0 | 0.0% |
| (2) フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない | 0 | 0.0% |
| (3) パート・アルバイト等の就労を続けることを希望 | 0 | 0.0% |
| (4) パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問14(1)】母親の就労希望はありますか

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------------|-----|--------|
| (1) 子育てや家事に専念したい | 4 | 2.1% |
| (2) 1年より先、下の子が〇〇歳になったら就労したい | 5 | 2.6% |
| (3) 1年以内に就労したい | 8 | 4.2% |
| 無回答 | 174 | 91.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問14(1)】下の子が何歳になったら就労したいか

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 1歳 | 0 | 0.0% |
| (2) 2歳 | 0 | 0.0% |
| (3) 3歳 | 0 | 0.0% |
| (4) 4歳 | 0 | 0.0% |
| (5) 5歳 | 0 | 0.0% |
| (6) 6歳 | 0 | 0.0% |
| (7) 7歳 | 0 | 0.0% |
| (8) 8歳 | 0 | 0.0% |
| (9) 9歳 | 1 | 0.5% |
| (10) 10歳以上 | 2 | 1.0% |
| 無回答 | 188 | 98.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問14(1)】1年以内に就労したい場合の形態は

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------|-----|--------|
| (1) フルタイム | 1 | 0.5% |
| (2) パート・アルバイト等 | 7 | 3.7% |
| 無回答 | 183 | 95.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問14(1)】1週当たり何日を希望か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 0 | 0.0% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 3 | 1.6% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 4 | 2.1% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 184 | 96.3% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問14(1)】1日あたり何時間を希望か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------|-----|--------|
| (1) 4時間以内 | 1 | 0.5% |
| (2) 4～8時間以内 | 6 | 3.1% |
| (3) 8～11時間以内 | 0 | 0.0% |
| (4) 11時間超 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 184 | 96.3% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問14(2)】父親の就労希望はありますか

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------------|-----|--------|
| (1) 子育てや家事に専念したい | 1 | 0.5% |
| (2) 1年より先、下の子が〇〇歳になったら就労したい | 0 | 0.0% |
| (3) 1年以内に就労したい | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 190 | 99.5% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問14(2)】下の子が何歳になったら就労したいか

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 1歳 | 0 | 0.0% |
| (2) 2歳 | 0 | 0.0% |
| (3) 3歳 | 0 | 0.0% |
| (4) 4歳 | 0 | 0.0% |
| (5) 5歳 | 0 | 0.0% |
| (6) 6歳 | 0 | 0.0% |
| (7) 7歳 | 0 | 0.0% |
| (8) 8歳 | 0 | 0.0% |
| (9) 9歳 | 0 | 0.0% |
| (10) 10歳以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問14(2)】1年以内に就労したい場合の形態は

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------|-----|--------|
| (1) フルタイム | 0 | 0.0% |
| (2) パート・アルバイト等 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問14(2)】1週当たり何日を希望か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 0 | 0.0% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問14(2)】1日あたり何時間を希望か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------|-----|--------|
| (1) 4時間以内 | 0 | 0.0% |
| (2) 4～8時間以内 | 0 | 0.0% |
| (3) 8～11時間以内 | 0 | 0.0% |
| (4) 11時間超 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【潜在的な母親の月就労時間】1日の時間×1週間の日×4週

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 48時間未満 | 8 | 4.2% |
| (2) 48～64時間未満 | 12 | 6.3% |
| (3) 64～120時間未満 | 52 | 27.2% |
| (4) 120～160時間未満 | 24 | 12.6% |
| (5) 160時間以上 | 76 | 39.8% |
| 無回答 | 19 | 9.9% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【潜在的な父親の月就労時間】1日の時間×1週間の日×4週

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 48時間未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 48～64時間未満 | 0 | 0.0% |
| (3) 64～120時間未満 | 3 | 1.6% |
| (4) 120～160時間未満 | 0 | 0.0% |
| (5) 160時間以上 | 166 | 86.9% |
| 無回答 | 22 | 11.5% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問15】子どもの病気やケガで学校に行けなかったことは

| | 回答数 | 構成比 |
|----------|-----|--------|
| (1) あった | 105 | 55.0% |
| (2) なかった | 86 | 45.0% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問15-1】1年以内に行った対処方法は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------------|-----|--------|
| (1) 父親が休んだ | 12 | 5.0% |
| (2) 母親が休んだ | 79 | 33.2% |
| (3) 親族・知人に子どもをみてもらった | 39 | 16.4% |
| (4) 父または母のうち就労していない方がみた | 14 | 5.9% |
| (5) 病児・病後児保育を利用した | 0 | 0.0% |
| (6) ベビーシッターを利用した | 0 | 0.0% |
| (7) 仕方なく子どもだけで留守番させた | 5 | 2.1% |
| (8) その他 | 2 | 0.8% |
| 無回答 | 87 | 36.6% |
| 計 | 238 | 100.0% |

【問15-1】子どもが病気の時に父親が休んだ日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 14 | 7.3% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 177 | 92.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問15-1】子どもが病気の時に母親が休んだ日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 40 | 20.9% |
| (2) 5～9日 | 17 | 8.9% |
| (3) 10～14日 | 11 | 5.8% |
| (4) 15～19日 | 2 | 1.0% |
| (5) 20～29日 | 1 | 0.5% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 120 | 62.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問15-1】子どもが病気の時に親族知人にみてもらった日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 25 | 13.1% |
| (2) 5～9日 | 5 | 2.6% |
| (3) 10～14日 | 1 | 0.5% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 1 | 0.5% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 159 | 83.2% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問15-1】子どもが病気の時に父母の就労していない方が子どもをみた日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 5 | 2.6% |
| (2) 5～9日 | 2 | 1.0% |
| (3) 10～14日 | 2 | 1.0% |
| (4) 15～19日 | 1 | 0.5% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 181 | 94.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問15-1】子どもが病気の時に病児病後児保育を利用した日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問15-1】子どもが病気の時にベビーシッターを利用した日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問15-1】子どもが病気の時に子どもだけで留守番させた日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 6 | 3.1% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 185 | 96.9% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問15-1】その他

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問15-2】病児・病後児保育施設を利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 利用したい | 5 | 2.6% |
| (2) 利用したいとは思わない | 72 | 37.7% |
| 無回答 | 114 | 59.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問15-2】病児・病後児保育施設の利用希望日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 3 | 1.6% |
| (2) 5～9日 | 2 | 1.0% |
| (3) 10～14日 | 1 | 0.5% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 185 | 96.9% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問15-3】いずれの事業形態が望ましいと思いますか

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------------------|-----|--------|
| (1) 他の施設（幼稚園、保育所等）に併設した施設で保育する事業 | 4 | 2.1% |
| (2) 小児科に併設した施設で保育する事業 | 8 | 4.1% |
| (3) 地域住民が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業（ファミサポ等） | 1 | 0.5% |
| (4) その他 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 181 | 93.3% |
| 計 | 194 | 100.0% |

【問15-4】利用したいと思わない理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------------|-----|--------|
| (1) 病児・病後児を他人にみてもらうのは不安 | 40 | 15.7% |
| (2) 地域の事業の質に不安がある | 5 | 2.0% |
| (3) 地域の事業の利便性がよくない | 12 | 4.7% |
| (4) 利用料がかかる・高い | 17 | 6.7% |
| (5) 利用料がわからない | 12 | 4.7% |
| (6) 親が仕事を休んで対応する | 41 | 16.1% |
| (7) その他 | 10 | 3.9% |
| 無回答 | 117 | 46.1% |
| 計 | 254 | 100.0% |

【問15-5】できれば父母のいずれかが仕事をやすんでみたいと思いませんか

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) できれば仕事を休んでみたい | 23 | 12.0% |
| (2) 休んでみることは難しい | 4 | 2.1% |
| 無回答 | 164 | 85.9% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問15-5】仕事を休んでみたかった日数は

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 11 | 5.8% |
| (2) 5～9日 | 1 | 0.5% |
| (3) 10～14日 | 1 | 0.5% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 1 | 0.5% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 177 | 92.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問15-6】休んでみるのが難しい理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------|-----|--------|
| (1) 子どもの看護を理由に休みがとれない | 2 | 1.0% |
| (2) 自営業なので休めない | 0 | 0.0% |
| (3) 休暇日数が足りないので休めない | 1 | 0.5% |
| (4) その他 | 3 | 1.6% |
| 無回答 | 186 | 96.9% |
| 計 | 192 | 100.0% |

【問16】不定期に利用している事業は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) ファミサポ | 0 | 0.0% |
| (2) ベビーシッター | 0 | 0.0% |
| (3) その他 | 3 | 1.6% |
| (4) 利用していない | 184 | 96.3% |
| 無回答 | 4 | 2.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問16】ファミサポの利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問16】ベビーシッターの利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問16】その他の利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 1 | 0.5% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 2 | 1.0% |
| 無回答 | 188 | 98.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問16-1】現在利用していない理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------------|-----|--------|
| (1) 特に利用する必要がない | 137 | 51.9% |
| (2) 利用したい事業が地域にない | 16 | 6.1% |
| (3) 地域の事業の質に不安がある | 8 | 3.0% |
| (4) 地域の事業の利便性がよくない | 14 | 5.3% |
| (5) 利用料がかかる・高い | 23 | 8.7% |
| (6) 利用料がわからない | 9 | 3.4% |
| (7) 自分が事業の対象者になるのかわからない | 12 | 4.5% |
| (8) 事業の利用方法（手続き等）がわからない | 21 | 8.0% |
| (9) その他 | 6 | 2.3% |
| 無回答 | 18 | 6.8% |
| 計 | 264 | 100.0% |

【問17】不定期な一時預かり事業の利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 利用したい | 33 | 17.3% |
| (2) 利用する必要はない | 127 | 66.5% |
| 無回答 | 31 | 16.2% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問17】利用したい年間利用日数合計

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 5 | 2.6% |
| (2) 5～9日 | 5 | 2.6% |
| (3) 10～14日 | 7 | 3.7% |
| (4) 15～19日 | 1 | 0.5% |
| (5) 20～29日 | 5 | 2.6% |
| (6) 30～39日 | 3 | 1.6% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 2 | 1.0% |
| 無回答 | 163 | 85.3% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問17】リフレッシュ目的で利用したい年間利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 1 | 0.5% |
| (2) 5～9日 | 4 | 2.1% |
| (3) 10～14日 | 8 | 4.2% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 178 | 93.2% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問17】冠婚葬祭、学校行事、子どもの通院目的で利用したい年間利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 7 | 3.7% |
| (2) 5～9日 | 8 | 4.2% |
| (3) 10～14日 | 6 | 3.1% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 1 | 0.5% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 169 | 88.5% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問17】 不規則の就労で利用したい年間利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 3 | 1.6% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 4 | 2.1% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 1 | 0.5% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 1 | 0.5% |
| (8) 50日以上 | 1 | 0.5% |
| 無回答 | 181 | 94.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問17】 その他の理由で利用したい年間利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 1 | 0.5% |
| (2) 5～9日 | 2 | 1.0% |
| (3) 10～14日 | 2 | 1.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 1 | 0.5% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 1 | 0.5% |
| 無回答 | 184 | 96.3% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問17-1】 いずれの事業形態が望ましいと思いますか

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------------------|-----|--------|
| (1) 大規模施設で保育する事業（幼稚園、保育所等） | 11 | 5.4% |
| (2) 小規模施設で保育する事業（子育て支援センター等） | 21 | 10.2% |
| (3) 地域住民が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業（ファミサポ等） | 12 | 5.9% |
| (4) その他 | 3 | 1.5% |
| 無回答 | 158 | 77.1% |
| 計 | 205 | 100.0% |

【問18】 子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあったか

| | 回答数 | 構成比 |
|----------|-----|--------|
| (1) あった | 32 | 16.8% |
| (2) なかった | 148 | 77.5% |
| 無回答 | 11 | 5.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問18】 親族・知人にみてもらった日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 18 | 9.4% |
| (2) 5～9日 | 4 | 2.1% |
| (3) 10～14日 | 3 | 1.6% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 1 | 0.5% |
| 無回答 | 165 | 86.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問18】 ショートステイを利用した日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問18】 認可外保育やベビーシッターを利用した日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問18】 仕方なく子どもを同行させた日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 3 | 1.6% |
| (2) 5～9日 | 1 | 0.5% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 187 | 97.9% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問18】 仕方なく子どもだけで留守番させた日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問18】 その他

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 1 | 0.5% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 1 | 0.5% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 189 | 99.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問18-1】 困難度はどの程度でしたか

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------|-----|--------|
| (1) 非常に困難 | 3 | 1.6% |
| (2) どちらかというと困難 | 5 | 2.6% |
| (3) 特に困難ではない | 14 | 7.3% |
| 無回答 | 169 | 88.5% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問19】 (1～3年生) 放課後の過ごし方について

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 自宅 | 136 | 38.4% |
| (2) 祖父母宅や友人・知人宅 | 32 | 9.0% |
| (3) 習い事 | 80 | 22.6% |
| (4) 児童館 | 8 | 2.3% |
| (5) 放課後子ども教室 | 40 | 11.3% |
| (6) 学童クラブ | 47 | 13.3% |
| (7) ファミサポ | 0 | 0.0% |
| (8) その他 | 10 | 2.8% |
| 無回答 | 1 | 0.3% |
| 計 | 354 | 100.0% |

【問19】 (1～3年生) 自宅で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 6 | 3.1% |
| (2) 2日 | 29 | 15.2% |
| (3) 3日 | 22 | 11.5% |
| (4) 4日 | 21 | 11.0% |
| (5) 5日 | 47 | 24.6% |
| (6) 6日 | 2 | 1.0% |
| (7) 7日 | 7 | 3.7% |
| 無回答 | 57 | 29.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問19】 (1~3年生) 祖父母・友人・知人宅で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 11 | 5.8% |
| (2) 2日 | 1 | 0.5% |
| (3) 3日 | 10 | 5.2% |
| (4) 4日 | 2 | 1.0% |
| (5) 5日 | 6 | 3.1% |
| (6) 6日 | 1 | 0.5% |
| (7) 7日 | 1 | 0.5% |
| 無回答 | 159 | 83.2% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問19】 (1~3年生) 習い事で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 34 | 17.8% |
| (2) 2日 | 27 | 14.1% |
| (3) 3日 | 16 | 8.4% |
| (4) 4日 | 3 | 1.6% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 111 | 58.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問19】 (1~3年生) 児童館で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 2 | 1.0% |
| (2) 2日 | 2 | 1.0% |
| (3) 3日 | 2 | 1.0% |
| (4) 4日 | 1 | 0.5% |
| (5) 5日 | 1 | 0.5% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 183 | 95.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問19】 (1~3年生) 放課後子ども教室で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 40 | 20.9% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 151 | 79.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問19】 (1~3年生) 学童クラブで過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 2 | 1.0% |
| (2) 2日 | 1 | 0.5% |
| (3) 3日 | 3 | 1.6% |
| (4) 4日 | 9 | 4.7% |
| (5) 5日 | 32 | 16.8% |
| (6) 6日 | 1 | 0.5% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 143 | 74.9% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問19】 (1~3年生) ファミサポで過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 0 | 0.0% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問19】 (1~3年生) 公民館・公園等で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 3 | 1.6% |
| (2) 2日 | 1 | 0.5% |
| (3) 3日 | 2 | 1.0% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 4 | 2.1% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 181 | 94.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問19】 (1~3年生) 学童クラブは下校時から何時まで預かってほしいか

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 16時まで | 2 | 1.0% |
| (2) 17時まで | 24 | 12.6% |
| (3) 18時まで | 17 | 8.9% |
| (4) 19時まで | 1 | 0.5% |
| (5) 20時まで | 0 | 0.0% |
| (6) 21時まで | 0 | 0.0% |
| (7) 22時以降 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 147 | 77.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問20】 (4~6年生) 放課後の過ごし方について

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 自宅 | 150 | 40.9% |
| (2) 祖父母宅や友人・知人宅 | 34 | 9.3% |
| (3) 習い事 | 104 | 28.3% |
| (4) 児童館 | 18 | 4.9% |
| (5) 放課後子ども教室 | 18 | 4.9% |
| (6) 学童クラブ | 28 | 7.6% |
| (7) ファミサポ | 0 | 0.0% |
| (8) その他 | 14 | 3.8% |
| 無回答 | 1 | 0.3% |
| 計 | 367 | 100.0% |

【問20】 (4~6年生) 自宅で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 16 | 8.4% |
| (2) 2日 | 32 | 16.8% |
| (3) 3日 | 30 | 15.7% |
| (4) 4日 | 16 | 8.4% |
| (5) 5日 | 43 | 22.5% |
| (6) 6日 | 1 | 0.5% |
| (7) 7日 | 5 | 2.6% |
| 無回答 | 48 | 25.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問20】 (4~6年生) 祖父母・友人・知人宅で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 7 | 3.7% |
| (2) 2日 | 8 | 4.2% |
| (3) 3日 | 3 | 1.6% |
| (4) 4日 | 4 | 2.1% |
| (5) 5日 | 9 | 4.7% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 160 | 83.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問20】 (4~6年生) 習い事で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 31 | 16.2% |
| (2) 2日 | 43 | 22.5% |
| (3) 3日 | 24 | 12.6% |
| (4) 4日 | 5 | 2.6% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 88 | 46.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問20】 (4~6年生) 児童館で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 3 | 1.6% |
| (2) 2日 | 5 | 2.6% |
| (3) 3日 | 2 | 1.0% |
| (4) 4日 | 2 | 1.0% |
| (5) 5日 | 7 | 3.7% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 172 | 90.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問20】 (4~6年生) 放課後子ども教室で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 15 | 7.9% |
| (2) 2日 | 1 | 0.5% |
| (3) 3日 | 1 | 0.5% |
| (4) 4日 | 2 | 1.0% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 172 | 90.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問20】 (4~6年生) 学童クラブで過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 1 | 0.5% |
| (2) 2日 | 2 | 1.0% |
| (3) 3日 | 4 | 2.1% |
| (4) 4日 | 6 | 3.1% |
| (5) 5日 | 13 | 6.8% |
| (6) 6日 | 1 | 0.5% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 164 | 85.9% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問20】 (4~6年生) ファミサポで過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 0 | 0.0% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問20】 (4~6年生) 公民館・公園等で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 6 | 3.1% |
| (2) 2日 | 4 | 2.1% |
| (3) 3日 | 1 | 0.5% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 3 | 1.6% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 177 | 92.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問20】 (4~6年生) 学童クラブは下校時から何時まで預かってほしいか

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 16時まで | 0 | 0.0% |
| (2) 17時まで | 8 | 4.2% |
| (3) 18時まで | 18 | 9.4% |
| (4) 19時まで | 0 | 0.0% |
| (5) 20時まで | 0 | 0.0% |
| (6) 21時まで | 0 | 0.0% |
| (7) 22時以降 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 165 | 86.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問20】 何年生まで学童クラブで預かってほしいか

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 3年生以下 | 1 | 0.5% |
| (2) 4年生まで | 4 | 2.1% |
| (3) 5年生まで | 3 | 1.6% |
| (4) 6年生まで | 16 | 8.4% |
| 無回答 | 167 | 87.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問21(1)】 土曜日の学童クラブ利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) 低学年の間は利用したい | 9 | 4.7% |
| (2) 高学年になっても利用したい | 15 | 7.9% |
| (3) 利用する必要はない | 28 | 14.7% |
| 無回答 | 139 | 72.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問21(1)】 利用したい開始時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 7時から | 3 | 1.6% |
| (2) 8時から | 12 | 6.3% |
| (3) 9時から | 7 | 3.7% |
| (4) 10時から | 1 | 0.5% |
| (5) 11時から | 0 | 0.0% |
| (6) 12時以降 | 1 | 0.5% |
| 無回答 | 167 | 87.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問21(1)】 利用したい終了時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 12時まで | 0 | 0.0% |
| (2) 13時まで | 0 | 0.0% |
| (3) 14時まで | 1 | 0.5% |
| (4) 15時まで | 1 | 0.5% |
| (5) 16時まで | 1 | 0.5% |
| (6) 17時まで | 8 | 4.2% |
| (7) 18時まで | 11 | 5.8% |
| (8) 19時以降 | 2 | 1.0% |
| 無回答 | 167 | 87.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問21(2)】 日曜日の学童クラブ利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) 低学年の間は利用したい | 5 | 2.6% |
| (2) 高学年になっても利用したい | 10 | 5.2% |
| (3) 利用する必要はない | 37 | 19.4% |
| 無回答 | 139 | 72.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問21(2)】 利用したい開始時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 7時から | 3 | 1.6% |
| (2) 8時から | 8 | 4.2% |
| (3) 9時から | 4 | 2.1% |
| (4) 10時から | 0 | 0.0% |
| (5) 11時から | 0 | 0.0% |
| (6) 12時以降 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 176 | 92.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問21(2)】 利用したい終了時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 12時まで | 0 | 0.0% |
| (2) 13時まで | 0 | 0.0% |
| (3) 14時まで | 1 | 0.5% |
| (4) 15時まで | 0 | 0.0% |
| (5) 16時まで | 1 | 0.5% |
| (6) 17時まで | 3 | 1.6% |
| (7) 18時まで | 8 | 4.2% |
| (8) 19時以降 | 2 | 1.0% |
| 無回答 | 176 | 92.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問21(3)】 祝日の学童クラブ利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) 低学年の間は利用したい | 6 | 3.1% |
| (2) 高学年になっても利用したい | 13 | 6.8% |
| (3) 利用する必要はない | 33 | 17.3% |
| 無回答 | 139 | 72.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問21(3)】 利用したい開始時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 7時から | 3 | 1.6% |
| (2) 8時から | 11 | 5.8% |
| (3) 9時から | 4 | 2.1% |
| (4) 10時から | 1 | 0.5% |
| (5) 11時から | 0 | 0.0% |
| (6) 12時以降 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 172 | 90.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問21(3)】利用したい終了時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 12時まで | 0 | 0.0% |
| (2) 13時まで | 0 | 0.0% |
| (3) 14時まで | 1 | 0.5% |
| (4) 15時まで | 0 | 0.0% |
| (5) 16時まで | 1 | 0.5% |
| (6) 17時まで | 5 | 2.6% |
| (7) 18時まで | 10 | 5.2% |
| (8) 19時以降 | 2 | 1.0% |
| 無回答 | 172 | 90.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問21-1】学童クラブを利用したい理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------------------|-----|--------|
| (1) 現在就労している | 49 | 25.7% |
| (2) 就労の予定がある | 1 | 0.5% |
| (3) そのうち就労したいと考えている | 0 | 0.0% |
| (4) 家族親族などを介護しなければならない | 0 | 0.0% |
| (5) 病気や障害をもっている | 2 | 1.0% |
| (6) 学生である。または就学したい | 0 | 0.0% |
| (7) 就労していないが、子どもの教育のため預けたい | 2 | 1.0% |
| 無回答 | 137 | 71.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問21-2】学童クラブを利用していない理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------------------|-----|--------|
| (1) 現在就労していないから | 16 | 8.4% |
| (2) 学童クラブを知らなかった | 0 | 0.0% |
| (3) 学童クラブに空きがない | 2 | 1.0% |
| (4) 学童クラブの開所時間が短いから | 3 | 1.6% |
| (5) 学童クラブの利用料がかかるから | 19 | 9.9% |
| (6) 子どもが放課後に習い事をしているから | 2 | 1.0% |
| (7) 放課後の短時間なら子どもだけでも大丈夫だと思うから | 4 | 2.1% |
| (8) 他の施設、サービス事業等に預けているから | 0 | 0.0% |
| (9) 預ける必要がないから | 62 | 32.5% |
| (10) その他 | 16 | 8.4% |
| 無回答 | 67 | 35.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問22】夏休み・冬休み等の学童クラブ利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) 低学年の間は利用したい | 30 | 15.7% |
| (2) 高学年になっても利用したい | 45 | 23.6% |
| (3) 利用する必要はない | 105 | 55.0% |
| 無回答 | 11 | 5.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問22】利用したい開始時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 7時から | 9 | 4.7% |
| (2) 8時から | 44 | 23.0% |
| (3) 9時から | 15 | 7.9% |
| (4) 10時から | 4 | 2.1% |
| (5) 11時から | 0 | 0.0% |
| (6) 12時以降 | 2 | 1.0% |
| 無回答 | 117 | 61.3% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問22】利用したい終了時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 12時まで | 1 | 0.5% |
| (2) 13時まで | 0 | 0.0% |
| (3) 14時まで | 0 | 0.0% |
| (4) 15時まで | 6 | 3.1% |
| (5) 16時まで | 8 | 4.2% |
| (6) 17時まで | 22 | 11.5% |
| (7) 18時まで | 31 | 16.2% |
| (8) 19時以降 | 6 | 3.1% |
| 無回答 | 117 | 61.3% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23】育児休業の取得について（母親）

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 働いていなかった | 107 | 56.0% |
| (2) 取得した（取得中） | 52 | 27.2% |
| (3) 取得していない | 27 | 14.1% |
| 無回答 | 5 | 2.6% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23】取得していない理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------------------|-----|--------|
| (1) 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった | 6 | 2.9% |
| (2) 仕事が忙しかった | 4 | 1.9% |
| (3) 仕事に早く復帰したかった | 4 | 1.9% |
| (4) 仕事に戻るのが難しそうだった | 0 | 0.0% |
| (5) 昇給・昇格が遅れそうだった | 0 | 0.0% |
| (6) 経済的に苦しくなる | 3 | 1.5% |
| (7) 保育所などに預けることができた | 3 | 1.5% |
| (8) 配偶者が育児休業制度を利用した | 1 | 0.5% |
| (9) 配偶者が無職など制度を利用する必要がなかった | 5 | 2.4% |
| (10) 子育てや家事に専念するため退職した | 8 | 3.9% |
| (11) 職場に育児休業制度がなかった | 3 | 1.5% |
| (12) 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった | 2 | 1.0% |
| (13) 育児休業を取得できることを知らなかった | 1 | 0.5% |
| (14) 産前産後の休暇を取得できることを知らず退職した | 0 | 0.0% |
| (15) その他 | 3 | 1.5% |
| 無回答 | 163 | 79.1% |
| 計 | 206 | 100.0% |

【問23】育児休業の取得について（父親）

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 働いていなかった | 2 | 1.0% |
| (2) 取得した（取得中） | 2 | 1.0% |
| (3) 取得していない | 155 | 81.2% |
| 無回答 | 32 | 16.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23】取得していない理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------------------|-----|--------|
| (1) 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった | 30 | 10.5% |
| (2) 仕事が忙しかった | 39 | 13.6% |
| (3) 仕事に早く復帰したかった | 0 | 0.0% |
| (4) 仕事に戻るのが難しそうだった | 3 | 1.0% |
| (5) 昇給・昇格が遅れそうだった | 4 | 1.4% |
| (6) 経済的に苦しくなる | 37 | 12.9% |
| (7) 保育所などに預けることができた | 3 | 1.0% |
| (8) 配偶者が育児休業制度を利用した | 27 | 9.4% |
| (9) 配偶者が無職など制度を利用する必要がなかった | 42 | 14.7% |
| (10) 子育てや家事に専念するため退職した | 1 | 0.3% |
| (11) 職場に育児休業制度がなかった | 23 | 8.0% |
| (12) 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった | 1 | 0.3% |
| (13) 育児休業を取得できることを知らなかった | 3 | 1.0% |
| (14) 産前産後の休暇を取得できることを知らず退職した | 0 | 0.0% |
| (15) その他 | 7 | 2.4% |
| 無回答 | 66 | 23.1% |
| 計 | 286 | 100.0% |

【問23-1】育児休業給付、保険料免除について

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------------|-----|--------|
| (1) 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた | 47 | 24.6% |
| (2) 育児休業給付のみ知っていた | 40 | 20.9% |
| (3) 保険料免除のみ知っていた | 1 | 0.5% |
| (4) 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった | 87 | 45.5% |
| 無回答 | 16 | 8.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23-2(1)】育児休業取得後の職場復帰について（母親）

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------------|-----|--------|
| (1) 育児休業取得後、職場に復帰した | 41 | 21.5% |
| (2) 現在も育児休業中である | 1 | 0.5% |
| (3) 育児休業中に離職した | 3 | 1.6% |
| 無回答 | 146 | 76.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23-2(2)】育児休業取得後の職場復帰について（父親）

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------------|-----|--------|
| (1) 育児休業取得後、職場に復帰した | 0 | 0.0% |
| (2) 現在も育児休業中である | 1 | 0.5% |
| (3) 育児休業中に離職した | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 190 | 99.5% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23-3(1)】職場復帰は年度初めの保育所入所にあわせたタイミングだったか（母親）

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------|-----|------|
| (1) 年度初めの入所に合わせたタイミングだった | 5 | 3% |
| (2) それ以外だった | 32 | 17% |
| 無回答 | 154 | 81% |
| 計 | 191 | 100% |

【問23-3(2)】 職場復帰は年度初めの保育所入所にあわせたタイミングだったか (父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------|-----|--------|
| (1) 年度初めの入所に合わせたタイミングだった | 0 | 0.0% |
| (2) それ以外だった | 3 | 1.6% |
| 無回答 | 188 | 98.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23-4(1)】 職場復帰したのはお子さんがいくつの時ですか (母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 1歳未満 | 13 | 6.8% |
| (2) 1歳～2歳未満 | 13 | 6.8% |
| (3) 2歳～3歳未満 | 7 | 3.7% |
| (4) 3歳～4歳未満 | 1 | 0.5% |
| (5) 4歳～5歳未満 | 0 | 0.0% |
| (6) 5歳以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 157 | 82.2% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23-4(1)】 希望としてはお子さんがいくつになるまで育児休暇を取りたかったか (母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 1歳未満 | 1 | 0.5% |
| (2) 1歳～2歳未満 | 13 | 6.8% |
| (3) 2歳～3歳未満 | 2 | 1.0% |
| (4) 3歳～4歳未満 | 9 | 4.7% |
| (5) 4歳～5歳未満 | 0 | 0.0% |
| (6) 5歳以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 166 | 86.9% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23-4(2)】 職場復帰したのはお子さんがいくつの時ですか (父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 1歳未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 1歳～2歳未満 | 0 | 0.0% |
| (3) 2歳～3歳未満 | 0 | 0.0% |
| (4) 3歳～4歳未満 | 0 | 0.0% |
| (5) 4歳～5歳未満 | 0 | 0.0% |
| (6) 5歳以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23-4(2)】 希望としてはお子さんがいくつになるまで育児休暇を取りたかったか (父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 1歳未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 1歳～2歳未満 | 0 | 0.0% |
| (3) 2歳～3歳未満 | 0 | 0.0% |
| (4) 3歳～4歳未満 | 0 | 0.0% |
| (5) 4歳～5歳未満 | 0 | 0.0% |
| (6) 5歳以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23-5(1)】 3歳まで休暇を取れる制度があった場合、希望としてはお子さんがいくつになるまで育児休暇を取りたかったか (母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 1歳未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 1歳～2歳未満 | 6 | 3.1% |
| (3) 2歳～3歳未満 | 4 | 2.1% |
| (4) 3歳～4歳未満 | 16 | 8.4% |
| (5) 4歳～5歳未満 | 0 | 0.0% |
| (6) 5歳以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 165 | 86.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23-5(2)】 3歳まで休暇を取れる制度があった場合、希望としてはお子さんがいくつになるまで育児休暇を取りたかったか (父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 1歳未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 1歳～2歳未満 | 0 | 0.0% |
| (3) 2歳～3歳未満 | 0 | 0.0% |
| (4) 3歳～4歳未満 | 3 | 1.6% |
| (5) 4歳～5歳未満 | 0 | 0.0% |
| (6) 5歳以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 188 | 98.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23-6(1)①】 希望より早く職場復帰した理由は (母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------------|-----|--------|
| (1) 希望する保育所に入るため | 2 | 1.0% |
| (2) 配偶者や家族の希望があったため | 1 | 0.5% |
| (3) 経済的に早く復帰する必要があった | 4 | 2.1% |
| (4) 仕事の節目の時期に合わせるため | 8 | 4.2% |
| (5) その他 | 7 | 3.6% |
| 無回答 | 170 | 88.5% |
| 計 | 192 | 100.0% |

【問23-6(1)②】 希望より早く職場復帰した理由は (父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------------|-----|--------|
| (1) 希望する保育所に入るため | 0 | 0.0% |
| (2) 配偶者や家族の希望があったため | 0 | 0.0% |
| (3) 経済的に早く復帰する必要があった | 0 | 0.0% |
| (4) 仕事の節目の時期に合わせるため | 0 | 0.0% |
| (5) その他 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23-6(2)①】 希望より遅く職場復帰した理由は (母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------------|-----|--------|
| (1) 希望する保育所に入れなかったため | 1 | 0.5% |
| (2) 自分や子どものなどの体調が思わしくなかったため | 0 | 0.0% |
| (3) 配偶者や家族の希望があったため | 0 | 0.0% |
| (4) 職場の受け入れ体制が整っていなかったため | 0 | 0.0% |
| (5) 子どもをみてくれる人がいなかったため | 1 | 0.5% |
| 無回答 | 190 | 99.0% |
| 計 | 192 | 100.0% |

【問23-6(2)②】 希望より遅く職場復帰した理由は (父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------------|-----|--------|
| (1) 希望する保育所に入れなかったため | 0 | 0.0% |
| (2) 自分や子どものなどの体調が思わしくなかったため | 0 | 0.0% |
| (3) 配偶者や家族の希望があったため | 0 | 0.0% |
| (4) 職場の受け入れ体制が整っていなかったため | 0 | 0.0% |
| (5) 子どもをみてくれる人がいなかったため | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23-7(1)】 職場復帰時に、短時間勤務制度を利用しましたか (母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|------------------------------|-----|--------|
| (1) 利用する必要がなかった | 14 | 7.3% |
| (2) 利用した | 4 | 2.1% |
| (3) 利用したかったが、利用しなかった(できなかった) | 16 | 8.4% |
| 無回答 | 157 | 82.2% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23-7(2)】 職場復帰時に、短時間勤務制度を利用しましたか (父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|------------------------------|-----|--------|
| (1) 利用する必要がなかった | 1 | 0.5% |
| (2) 利用した | 0 | 0.0% |
| (3) 利用したかったが、利用しなかった(できなかった) | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 190 | 99.5% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23-8(1)】 短時間勤務制度を利用しなかった理由は (母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------|-----|--------|
| (1) 職場にとりにくい雰囲気があった | 9 | 4.4% |
| (2) 仕事が忙しかった | 6 | 2.9% |
| (3) 給与が減額される | 3 | 1.5% |
| (4) 保育所の入所申請の優先順位が下がる | 1 | 0.5% |
| (5) 配偶者が育休や短時間勤務制度を利用した | 0 | 0.0% |
| (6) 配偶者、親族等子どもをみてくれる人がいた | 3 | 1.5% |
| (7) 子育てや家事に専念するため退職した | 1 | 0.5% |
| (8) 職場に制度がなかった | 5 | 2.5% |
| (9) 制度を利用できることを知らなかった | 5 | 2.5% |
| (10) その他 | 1 | 0.5% |
| 無回答 | 170 | 83.3% |
| 計 | 204 | 100.0% |

【問23-8(2)】短時間勤務制度を利用しなかった理由は(父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------------|-----|--------|
| (1) 職場にとりにくい雰囲気があった | 3 | 1.5% |
| (2) 仕事が忙しかった | 4 | 2.1% |
| (3) 給与が減額される | 1 | 0.5% |
| (4) 保育所の入所申請の優先順位が下がる | 0 | 0.0% |
| (5) 配偶者が育休や短時間勤務制度を利用した | 0 | 0.0% |
| (6) 配偶者、親族等子どもをみてる人がいた | 0 | 0.0% |
| (7) 子育てや家事に専念するため退職した | 0 | 0.0% |
| (8) 職場に制度がなかった | 1 | 0.5% |
| (9) 制度を利用できることを知らなかった | 0 | 0.0% |
| (10) その他 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 185 | 95.4% |
| 計 | 194 | 100.0% |

【問23-9(1)】お子さんが1歳になったとき必ず利用できる事業(保育所等)があったときの育児休業について(母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------|-----|--------|
| (1) 1歳になるまで育児休業を取得したい | 0 | 0.0% |
| (2) 1歳になる前に復帰したい | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問23-9(2)】お子さんが1歳になったとき必ず利用できる事業(保育所等)があったときの育児休業について(父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------|-----|--------|
| (1) 1歳になるまで育児休業を取得したい | 0 | 0.0% |
| (2) 1歳になる前に復帰したい | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 191 | 100.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-1A】妊婦健診助成事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 146 | 76.4% |
| (2) いいえ | 38 | 19.9% |
| 無回答 | 7 | 3.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-1B】妊婦健診助成事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 124 | 64.9% |
| (2) いいえ | 50 | 26.2% |
| 無回答 | 17 | 8.9% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-1C】妊婦健診助成事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 115 | 60.2% |
| (2) いいえ | 33 | 17.3% |
| 無回答 | 43 | 22.5% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-2A】両親学級について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 154 | 80.6% |
| (2) いいえ | 30 | 15.7% |
| 無回答 | 7 | 3.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-2B】両親学級をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 93 | 48.7% |
| (2) いいえ | 87 | 45.5% |
| 無回答 | 11 | 5.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-2C】両親学級について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 105 | 55.0% |
| (2) いいえ | 32 | 16.8% |
| 無回答 | 54 | 28.3% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-3A】新生児・おめでとう訪問事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 137 | 71.7% |
| (2) いいえ | 48 | 25.1% |
| 無回答 | 6 | 3.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-3B】新生児・おめでとう訪問事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 128 | 67.0% |
| (2) いいえ | 45 | 23.6% |
| 無回答 | 18 | 9.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-3C】新生児・おめでとう訪問事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 115 | 60.2% |
| (2) いいえ | 30 | 15.7% |
| 無回答 | 46 | 24.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-4A】乳幼児健診事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 181 | 94.8% |
| (2) いいえ | 4 | 2.1% |
| 無回答 | 6 | 3.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-4B】乳幼児健診事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 173 | 90.6% |
| (2) いいえ | 8 | 4.2% |
| 無回答 | 10 | 5.2% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-4C】乳幼児健診事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 139 | 72.8% |
| (2) いいえ | 22 | 11.5% |
| 無回答 | 30 | 15.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-5A】母乳相談事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 129 | 67.5% |
| (2) いいえ | 55 | 28.8% |
| 無回答 | 7 | 3.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-5B】母乳相談事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 41 | 21.5% |
| (2) いいえ | 137 | 71.7% |
| 無回答 | 13 | 6.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-5C】母乳相談事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 78 | 40.8% |
| (2) いいえ | 46 | 24.1% |
| 無回答 | 67 | 35.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-6A】乳児相談事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 153 | 80.1% |
| (2) いいえ | 31 | 16.2% |
| 無回答 | 7 | 3.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-6B】乳児相談事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 73 | 38.2% |
| (2) いいえ | 105 | 55.0% |
| 無回答 | 13 | 6.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-6C】乳児相談事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 84 | 44.0% |
| (2) いいえ | 48 | 25.1% |
| 無回答 | 59 | 30.9% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-7A】 のびのびサークルについて知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 106 | 55.5% |
| (2) いいえ | 79 | 41.4% |
| 無回答 | 6 | 3.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-7B】 のびのびサークルをこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 40 | 20.9% |
| (2) いいえ | 133 | 69.6% |
| 無回答 | 18 | 9.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-7C】 のびのびサークルについて満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 67 | 35.1% |
| (2) いいえ | 53 | 27.7% |
| 無回答 | 71 | 37.2% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-8A】 ママヨガ教室について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 104 | 54.5% |
| (2) いいえ | 81 | 42.4% |
| 無回答 | 6 | 3.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-8B】 ママヨガ教室をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 2 | 1.0% |
| (2) いいえ | 174 | 91.1% |
| 無回答 | 15 | 7.9% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-8C】 ママヨガ教室について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 49 | 25.7% |
| (2) いいえ | 60 | 31.4% |
| 無回答 | 82 | 42.9% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-9A】 ベビーマッサージについて知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 106 | 55.5% |
| (2) いいえ | 79 | 41.4% |
| 無回答 | 6 | 3.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-9B】 ベビーマッサージをこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 5 | 2.6% |
| (2) いいえ | 168 | 88.0% |
| 無回答 | 18 | 9.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-9C】 ベビーマッサージについて満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 52 | 27.2% |
| (2) いいえ | 55 | 28.8% |
| 無回答 | 84 | 44.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-10A】 不妊治療助成事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 82 | 42.9% |
| (2) いいえ | 104 | 54.5% |
| 無回答 | 5 | 2.6% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-10B】 不妊治療助成事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 2 | 1.0% |
| (2) いいえ | 171 | 89.5% |
| 無回答 | 18 | 9.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-10C】 不妊治療助成事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 44 | 23.0% |
| (2) いいえ | 63 | 33.0% |
| 無回答 | 84 | 44.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-11A】 発達相談会について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 86 | 45.0% |
| (2) いいえ | 97 | 50.8% |
| 無回答 | 8 | 4.2% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-11B】 発達相談会をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 20 | 10.5% |
| (2) いいえ | 156 | 81.7% |
| 無回答 | 15 | 7.9% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-11C】 発達相談会について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 57 | 29.8% |
| (2) いいえ | 53 | 27.7% |
| 無回答 | 81 | 42.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-12A】 各種予防接種助成事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 179 | 93.7% |
| (2) いいえ | 5 | 2.6% |
| 無回答 | 7 | 3.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-12B】 各種予防接種助成事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 170 | 89.0% |
| (2) いいえ | 9 | 4.7% |
| 無回答 | 12 | 6.3% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-12C】 各種予防接種助成事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 144 | 75.4% |
| (2) いいえ | 16 | 8.4% |
| 無回答 | 31 | 16.2% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-13A】 親子料理教室について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 130 | 68.1% |
| (2) いいえ | 53 | 27.7% |
| 無回答 | 8 | 4.2% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-13B】 親子料理教室をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 52 | 27.2% |
| (2) いいえ | 126 | 66.0% |
| 無回答 | 13 | 6.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-13C】 親子料理教室について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 83 | 43.5% |
| (2) いいえ | 44 | 23.0% |
| 無回答 | 64 | 33.5% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-14A】 出産祝金事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 161 | 84.3% |
| (2) いいえ | 21 | 11.0% |
| 無回答 | 9 | 4.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-14B】 出産祝金事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 145 | 75.9% |
| (2) いいえ | 28 | 14.7% |
| 無回答 | 18 | 9.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-14C】 出産祝金事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 117 | 61.3% |
| (2) いいえ | 38 | 19.9% |
| 無回答 | 36 | 18.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-15A】 入学支援金事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 175 | 91.6% |
| (2) いいえ | 9 | 4.7% |
| 無回答 | 7 | 3.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-15B】 入学支援金事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 164 | 85.9% |
| (2) いいえ | 15 | 7.9% |
| 無回答 | 12 | 6.3% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-15C】 入学支援金事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 124 | 64.9% |
| (2) いいえ | 40 | 20.9% |
| 無回答 | 27 | 14.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-16A】 子育て家庭住宅新築助成事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 37 | 19.4% |
| (2) いいえ | 148 | 77.5% |
| 無回答 | 6 | 3.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-16B】 子育て家庭住宅新築助成事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 4 | 2.1% |
| (2) いいえ | 165 | 86.4% |
| 無回答 | 22 | 11.5% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-16C】 子育て家庭住宅新築助成事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 43 | 22.5% |
| (2) いいえ | 72 | 37.7% |
| 無回答 | 76 | 39.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-17A】 病後児保育事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 111 | 58.1% |
| (2) いいえ | 75 | 39.3% |
| 無回答 | 5 | 2.6% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-17B】 病後児保育事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 1 | 0.5% |
| (2) いいえ | 171 | 89.5% |
| 無回答 | 19 | 9.9% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-17C】 病後児保育事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 36 | 18.8% |
| (2) いいえ | 76 | 39.8% |
| 無回答 | 79 | 41.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-18A】 ファミリーサポートセンターについて知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 103 | 53.9% |
| (2) いいえ | 81 | 42.4% |
| 無回答 | 7 | 3.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-18B】 ファミリーサポートセンターをこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 4 | 2.1% |
| (2) いいえ | 169 | 88.5% |
| 無回答 | 18 | 9.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-18C】 ファミリーサポートセンターについて満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 41 | 21.5% |
| (2) いいえ | 69 | 36.1% |
| 無回答 | 81 | 42.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-19A】 一時保育（一時預かり）事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 104 | 54.5% |
| (2) いいえ | 80 | 41.9% |
| 無回答 | 7 | 3.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-19B】 一時保育（一時預かり）事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 6 | 3.1% |
| (2) いいえ | 164 | 85.9% |
| 無回答 | 21 | 11.0% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-19C】 一時保育（一時預かり）事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 46 | 24.1% |
| (2) いいえ | 64 | 33.5% |
| 無回答 | 81 | 42.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-20A】 預かり保育について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 116 | 60.7% |
| (2) いいえ | 69 | 36.1% |
| 無回答 | 6 | 3.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-20B】 預かり保育をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 40 | 20.9% |
| (2) いいえ | 134 | 70.2% |
| 無回答 | 17 | 8.9% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-20C】 預かり保育について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 63 | 33.0% |
| (2) いいえ | 60 | 31.4% |
| 無回答 | 68 | 35.6% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-21A】 夏休みの園開放事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 111 | 58.1% |
| (2) いいえ | 75 | 39.3% |
| 無回答 | 5 | 2.6% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-21B】 夏休みの園開放事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 42 | 22.0% |
| (2) いいえ | 135 | 70.7% |
| 無回答 | 14 | 7.3% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-21C】 夏休みの園開放事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 64 | 33.5% |
| (2) いいえ | 58 | 30.4% |
| 無回答 | 69 | 36.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-22A】 児童館について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 128 | 67.0% |
| (2) いいえ | 57 | 29.8% |
| 無回答 | 6 | 3.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-22B】 児童館をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 48 | 25.1% |
| (2) いいえ | 127 | 66.5% |
| 無回答 | 16 | 8.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-22C】 児童館について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 65 | 34.0% |
| (2) いいえ | 56 | 29.3% |
| 無回答 | 70 | 36.6% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-23A】 地域子育て支援センターについて知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 126 | 66.0% |
| (2) いいえ | 57 | 29.8% |
| 無回答 | 8 | 4.2% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-23B】 地域子育て支援センターをこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 40 | 20.9% |
| (2) いいえ | 135 | 70.7% |
| 無回答 | 16 | 8.4% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-23C】 地域子育て支援センターについて満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 63 | 33.0% |
| (2) いいえ | 60 | 31.4% |
| 無回答 | 68 | 35.6% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-24A】 児童公園について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 121 | 63.4% |
| (2) いいえ | 66 | 34.6% |
| 無回答 | 4 | 2.1% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-24B】 児童公園をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 96 | 50.3% |
| (2) いいえ | 83 | 43.5% |
| 無回答 | 12 | 6.3% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問24-24C】 児童公園について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 72 | 37.7% |
| (2) いいえ | 64 | 33.5% |
| 無回答 | 55 | 28.8% |
| 計 | 191 | 100.0% |

【問25】 町の子育て環境、子育て支援への満足度（5段階評価）

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 1（満足度が低い） | 19 | 9.9% |
| (2) 2 | 35 | 18.3% |
| (3) 3 | 88 | 46.1% |
| (4) 4 | 38 | 19.9% |
| (5) 5（満足度が高い） | 4 | 2.1% |
| 無回答 | 7 | 3.7% |
| 計 | 191 | 100.0% |

就学前児童用調査結果集計表

【問1】お住まいの地区は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 古馬牧小学区 | 93 | 25.5% |
| (2) 桃野小学区 | 79 | 21.7% |
| (3) 月夜野北小学区 | 16 | 4.4% |
| (4) 水上小学区 | 69 | 19.0% |
| (5) 藤原小学区 | 2 | 0.5% |
| (6) 新治小学区 | 105 | 28.8% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問2】宛名のお子さんの年齢は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) 0歳 (H25.4.2~) | 66 | 18.1% |
| (2) 1歳 (H24.4.2~) | 66 | 18.1% |
| (3) 2歳 (H23.4.2~) | 55 | 15.1% |
| (4) 3歳 (H22.4.2~) | 68 | 18.7% |
| (5) 4歳 (H21.4.2~) | 59 | 16.2% |
| (6) 5歳 (H20.4.2~) | 50 | 13.7% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問3】兄弟の数は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) 1 | 117 | 32.1% |
| (2) 2 | 149 | 40.9% |
| (3) 3 | 75 | 20.6% |
| (4) 4 | 9 | 2.5% |
| (5) 5 | 4 | 1.1% |
| (6) 6 | 2 | 0.5% |
| (7) 7以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 8 | 2.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問3】末子の年齢は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) 0歳 (H25.4.2~) | 82 | 22.5% |
| (2) 1歳 (H24.4.2~) | 67 | 18.4% |
| (3) 2歳 (H23.4.2~) | 62 | 17.0% |
| (4) 3歳 (H22.4.2~) | 60 | 16.5% |
| (5) 4歳 (H21.4.2~) | 48 | 13.2% |
| (6) 5歳 (H20.4.2~) | 38 | 10.4% |
| 無回答 | 7 | 1.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問4】宛名のお子さんと回答者の関係は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) 母親 | 342 | 94.0% |
| (2) 父親 | 21 | 5.8% |
| (3) 祖父 | 0 | 0.0% |
| (4) 祖母 | 0 | 0.0% |
| (5) その他 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 1 | 0.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問5】回答者の配偶者はいるか

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) いる | 331 | 90.9% |
| (2) いない | 31 | 8.5% |
| 無回答 | 2 | 0.5% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問6】子育てを主に行っているのはどなたですか

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 父母ともに | 206 | 56.6% |
| (2) 主に母親 | 147 | 40.4% |
| (3) 主に父親 | 3 | 0.8% |
| (4) 主に祖父母 | 6 | 1.6% |
| (5) その他 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 0 | 0.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問7】お子さんの子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方(施設)は

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 父母ともに | 230 | 29.9% |
| (2) 母親 | 110 | 14.3% |
| (3) 父親 | 6 | 0.8% |
| (4) 祖父母 | 161 | 20.9% |
| (5) 学校 | 0 | 0.0% |
| (6) 幼稚園 | 50 | 6.5% |
| (7) 保育所 | 59 | 7.7% |
| (8) 認定こども園 | 133 | 17.3% |
| (9) その他 | 13 | 1.7% |
| 無回答 | 7 | 0.9% |
| 計 | 769 | 100.0% |

【問8】お子さんの子育て(教育を含む)にもっとも影響する環境は

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 家庭 | 328 | 42.5% |
| (2) 地域 | 113 | 14.7% |
| (3) 学校 | 23 | 3.0% |
| (4) 幼稚園 | 68 | 8.8% |
| (5) 保育所 | 73 | 9.5% |
| (6) 認定こども園 | 136 | 17.6% |
| (7) その他 | 22 | 2.9% |
| 無回答 | 8 | 1.0% |
| 計 | 771 | 100.0% |

【問9】日ごろお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------------|-----|--------|
| (1) 日常的に親族にみてもらえる | 150 | 35.9% |
| (2) 緊急時もしくは用事の際には親族にみてもらえる | 195 | 46.7% |
| (3) 日常的にみてもらえる知人がいる | 7 | 1.7% |
| (4) 緊急時もしくは用事の際にみてもらえる知人がいる | 34 | 8.1% |
| (5) いずれもない | 23 | 5.5% |
| 無回答 | 9 | 2.2% |
| 計 | 418 | 100.0% |

【問9-1】親族にみてもらっている状況について

| | 回答数 | 構成比 |
|--|-----|--------|
| (1) 身体的・精神的負担や時間的制約を心配することなく安心してみてもらえる | 158 | 32.0% |
| (2) 身体的負担が心配である | 88 | 17.8% |
| (3) 時間的制約や精神的負担が心配である | 96 | 19.5% |
| (4) 親の立場として負担をかけていることが心苦しい | 67 | 13.6% |
| (5) 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるが少し不安がある | 27 | 5.5% |
| (6) その他 | 10 | 2.0% |
| 無回答 | 47 | 9.5% |
| 計 | 493 | 100.0% |

【問9-2】知人にみてもらっている状況について

| | 回答数 | 構成比 |
|--|-----|--------|
| (1) 身体的・精神的負担や時間的制約を心配することなく安心してみてもらえる | 16 | 4.3% |
| (2) 身体的負担が心配である | 4 | 1.1% |
| (3) 時間的制約や精神的負担が心配である | 18 | 4.8% |
| (4) 親の立場として負担をかけていることが心苦しい | 10 | 2.7% |
| (5) 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるが少し不安がある | 0 | 0.0% |
| (6) その他 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 324 | 86.6% |
| 計 | 374 | 100.0% |

【問10】子育てをする上で気軽に相談できる人(施設等)はいますか

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) いる/ある | 349 | 95.9% |
| (2) いない/ない | 7 | 1.9% |
| 無回答 | 8 | 2.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問10-1】気軽に相談できる先は誰(どこ)ですか

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------------|-----|--------|
| (1) 祖父母等親族 | 303 | 33.8% |
| (2) 友人や知人 | 275 | 30.7% |
| (3) 近所の人 | 33 | 3.7% |
| (4) 子育て支援施設(子育て支援センター等) | 64 | 7.1% |
| (5) 保健センター | 13 | 1.5% |
| (6) 園の先生 | 135 | 15.1% |
| (7) 学校の先生 | 5 | 0.6% |
| (8) 民生委員児童委員 | 0 | 0.0% |
| (9) かかりつけの医者 | 39 | 4.4% |
| (10) 自治体の子育て関連担当窓口 | 9 | 1.0% |
| (11) その他 | 4 | 0.4% |
| 無回答 | 16 | 1.8% |
| 計 | 896 | 100.0% |

【問11】同居している祖父はいますか

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) いる | 107 | 29.4% |
| (2) いない | 206 | 56.6% |
| 無回答 | 51 | 14.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問11】祖父は就労していますか

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 就労している | 76 | 20.9% |
| (2) 就労していない | 29 | 8.0% |
| 無回答 | 259 | 71.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問11】祖父の就労形態は

| | 回答数 | 構成比 |
|------------------|-----|--------|
| (1) フルタイムで就労 | 55 | 15.1% |
| (2) パート・アルバイトで就労 | 13 | 3.6% |
| 無回答 | 296 | 81.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問11】同居している祖母はいますか

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) いる | 120 | 33.0% |
| (2) いない | 189 | 51.9% |
| 無回答 | 55 | 15.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問11】祖母は就労していますか

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 就労している | 86 | 23.6% |
| (2) 就労していない | 32 | 8.8% |
| 無回答 | 246 | 67.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問11】祖母の就労形態は

| | 回答数 | 構成比 |
|------------------|-----|--------|
| (1) フルタイムで就労 | 43 | 11.8% |
| (2) パート・アルバイトで就労 | 38 | 10.4% |
| 無回答 | 283 | 77.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問12(1)】母親の就労形態について

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------------|-----|--------|
| (1) フルタイムで産休・育休・介護休業中ではない | 114 | 31.3% |
| (2) フルタイムで産休・育休・介護休業中である | 24 | 6.6% |
| (3) パート・アルバイト等で産休・育休・介護休業中ではない | 99 | 27.2% |
| (4) パート・アルバイト等で産休・育休・介護休業中である | 5 | 1.4% |
| (5) 以前は就労していたが、現在は就労していない | 108 | 29.7% |
| (6) これまで就労したことがない | 10 | 2.7% |
| 無回答 | 4 | 1.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問12(1)-1】母の通勤時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------|-----|--------|
| (1) 15分未満 | 87 | 23.9% |
| (2) 15分以上30分未満 | 76 | 20.9% |
| (3) 30分以上1時間未満 | 57 | 15.7% |
| (4) 1時間以上2時間未満 | 13 | 3.6% |
| (5) 2時間以上 | 3 | 0.8% |
| 無回答 | 128 | 35.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問12(1)-2】母が就労のため家を出る時刻は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 6時代より前 | 1 | 0.3% |
| (2) 6時代 | 5 | 1.4% |
| (3) 7時代 | 57 | 15.7% |
| (4) 8時代 | 107 | 29.4% |
| (5) 9時代～12時代 | 51 | 14.0% |
| (6) 13時代～16時代 | 4 | 1.1% |
| (7) 17時代以降 | 3 | 0.8% |
| 無回答 | 136 | 37.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問12(1)-2】母が就労から帰宅する時刻は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 12時より前 | 1 | 0.3% |
| (2) 12時代～16時代 | 50 | 13.7% |
| (3) 17時代 | 43 | 11.8% |
| (4) 18時代 | 96 | 26.4% |
| (5) 19時代 | 21 | 5.8% |
| (6) 20時代以降 | 16 | 4.4% |
| 無回答 | 137 | 37.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問12(1)-3】職種は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 会社員 | 89 | 24.5% |
| (2) 農林業 | 10 | 2.7% |
| (3) 観光業 | 26 | 7.1% |
| (4) 商工業（観光業を除く） | 9 | 2.5% |
| (5) 公務員 | 19 | 5.2% |
| (6) その他 | 82 | 22.5% |
| 無回答 | 129 | 35.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【現在の母親の月就労時間】1日の時間×1週間の日×4週

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 48時間未満 | 9 | 2.5% |
| (2) 48～64時間未満 | 7 | 1.9% |
| (3) 64～120時間未満 | 45 | 12.4% |
| (4) 120～160時間未満 | 48 | 13.2% |
| (5) 160時間以上 | 130 | 35.7% |
| 無回答 | 125 | 34.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問12(2)】父親の就労形態について

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------------|-----|--------|
| (1) フルタイムで産休・育休・介護休業中ではない | 315 | 86.5% |
| (2) フルタイムで産休・育休・介護休業中である | 1 | 0.3% |
| (3) パート・アルバイト等で産休・育休・介護休業中ではない | 4 | 1.1% |
| (4) パート・アルバイト等で産休・育休・介護休業中である | 0 | 0.0% |
| (5) 以前は就労していたが、現在は就労していない | 4 | 1.1% |
| (6) これまで就労したことがない | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 40 | 11.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問12(2)-1】父の通勤時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------|-----|--------|
| (1) 15分未満 | 106 | 29.1% |
| (2) 15分以上30分未満 | 75 | 20.6% |
| (3) 30分以上1時間未満 | 82 | 22.5% |
| (4) 1時間以上2時間未満 | 35 | 9.6% |
| (5) 2時間以上 | 9 | 2.5% |
| 無回答 | 57 | 15.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問12(2)-2】父が就労のため家を出る時刻は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 6時代より前 | 10 | 2.7% |
| (2) 6時代 | 36 | 9.9% |
| (3) 7時代 | 136 | 37.4% |
| (4) 8時代 | 95 | 26.1% |
| (5) 9時代～12時代 | 17 | 4.7% |
| (6) 13時代～16時代 | 2 | 0.5% |
| (7) 17時代以降 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 68 | 18.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問12(2)-2】父が就労から帰宅する時刻は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 12時より前 | 0 | 0.0% |
| (2) 12時代～16時代 | 6 | 1.6% |
| (3) 17時代 | 18 | 4.9% |
| (4) 18時代 | 104 | 28.6% |
| (5) 19時代 | 65 | 17.9% |
| (6) 20時代以降 | 102 | 28.0% |
| 無回答 | 69 | 19.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問12(2)-3】職種は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 会社員 | 184 | 50.5% |
| (2) 農林業 | 14 | 3.8% |
| (3) 観光業 | 28 | 7.7% |
| (4) 商工業（観光業を除く） | 8 | 2.2% |
| (5) 公務員 | 29 | 8.0% |
| (6) その他 | 48 | 13.2% |
| 無回答 | 53 | 14.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【現在の父親の月就労時間】1日の時間×1週間の日×4週

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 48時間未満 | 1 | 0.3% |
| (2) 48～64時間未満 | 0 | 0.0% |
| (3) 64～120時間未満 | 2 | 0.5% |
| (4) 120～160時間未満 | 5 | 1.4% |
| (5) 160時間以上 | 313 | 86.0% |
| 無回答 | 43 | 11.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問13(1)】母のフルタイムへの転換希望は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------------------------|-----|--------|
| (1) フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある | 8 | 2.2% |
| (2) フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない | 27 | 7.4% |
| (3) パート・アルバイト等の就労を続けることを希望 | 45 | 12.4% |
| (4) パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい | 3 | 0.8% |
| 無回答 | 281 | 77.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問13(2)】父のフルタイムへの転換希望は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------------------------|-----|--------|
| (1) フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある | 1 | 0.3% |
| (2) フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない | 0 | 0.0% |
| (3) パート・アルバイト等の就労を続けることを希望 | 3 | 0.8% |
| (4) パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 360 | 98.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問14(1)】母親の就労希望はありますか

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------------|-----|--------|
| (1) 子育てや家事に専念したい | 23 | 6.3% |
| (2) 1年より先、下の子が〇〇歳になったら就労したい | 58 | 15.9% |
| (3) 1年以内に就労したい | 22 | 6.0% |
| 無回答 | 261 | 71.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問14(1)】下の子が何歳になったところに就労したいか

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 1歳 | 3 | 0.8% |
| (2) 2歳 | 4 | 1.1% |
| (3) 3歳 | 13 | 3.6% |
| (4) 4歳 | 6 | 1.6% |
| (5) 5歳 | 3 | 0.8% |
| (6) 6歳 | 8 | 2.2% |
| (7) 7歳 | 10 | 2.7% |
| (8) 8歳 | 0 | 0.0% |
| (9) 9歳 | 1 | 0.3% |
| (10) 10歳以上 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 315 | 86.5% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問14(1)】1年以内に就労したい場合の形態は

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------|-----|--------|
| (1) フルタイム | 5 | 1.4% |
| (2) パート・アルバイト等 | 17 | 4.7% |
| 無回答 | 342 | 94.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問14(1)】1週当たり何日を希望か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 0 | 0.0% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 1 | 0.3% |
| (4) 4日 | 8 | 2.2% |
| (5) 5日 | 11 | 3.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 344 | 94.5% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問14(1)】1日あたり何時間を希望か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------|-----|--------|
| (1) 4時間以内 | 11 | 3.0% |
| (2) 4～8時間以内 | 8 | 2.2% |
| (3) 8～11時間以内 | 1 | 0.3% |
| (4) 11時間超 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 344 | 94.5% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問14(2)】父親の就労希望はありますか

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------------|-----|--------|
| (1) 子育てや家事に専念したい | 0 | 0.0% |
| (2) 1年より先、下の子が〇〇歳になったら就労したい | 0 | 0.0% |
| (3) 1年以内に就労したい | 4 | 1.1% |
| 無回答 | 360 | 98.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問14(2)】下の子が何歳になったところに就労したいか

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 1歳 | 0 | 0.0% |
| (2) 2歳 | 0 | 0.0% |
| (3) 3歳 | 0 | 0.0% |
| (4) 4歳 | 0 | 0.0% |
| (5) 5歳 | 0 | 0.0% |
| (6) 6歳 | 0 | 0.0% |
| (7) 7歳 | 0 | 0.0% |
| (8) 8歳 | 0 | 0.0% |
| (9) 9歳 | 0 | 0.0% |
| (10) 10歳以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 364 | 100.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問14(2)】1年以内に就労したい場合の形態は

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------|-----|--------|
| (1) フルタイム | 4 | 1.1% |
| (2) パート・アルバイト等 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 360 | 98.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問14(2)】1週当たり何日を希望か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 0 | 0.0% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 1 | 0.3% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 363 | 99.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問14(2)】1日あたり何時間を希望か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------|-----|--------|
| (1) 4時間以内 | 0 | 0.0% |
| (2) 4～8時間以内 | 0 | 0.0% |
| (3) 8～11時間以内 | 1 | 0.3% |
| (4) 11時間超 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 363 | 99.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問15】定期的な教育・保育を利用していますか

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 利用している | 268 | 73.6% |
| (2) 利用していない | 94 | 25.8% |
| 無回答 | 2 | 0.5% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問15-1】定期的に利用している事業は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) 幼稚園 | 58 | 15.4% |
| (2) 幼稚園の預かり保育 | 9 | 2.4% |
| (3) 認可保育所 | 60 | 15.9% |
| (4) 認定こども園 | 147 | 39.0% |
| (5) 家庭的保育 | 0 | 0.0% |
| (6) 事業所内保育 | 5 | 1.3% |
| (7) 自治体の認証・認定保育施設 | 1 | 0.3% |
| (8) その他の認可外保育 | 1 | 0.3% |
| (9) 居宅訪問型保育 | 0 | 0.0% |
| (10) ファミサポ | 0 | 0.0% |
| (11) その他 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 95 | 25.2% |
| 計 | 377 | 100.0% |

【問15-2(1)】現在の1週当たり利用日数は

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 0 | 0.0% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 4 | 1.1% |
| (5) 5日 | 230 | 63.2% |
| (6) 6日 | 27 | 7.4% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 103 | 28.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問15-2(1)】現在の1日当たりの利用時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 4時間以内 | 1 | 0.3% |
| (2) 5時間 | 89 | 24.5% |
| (3) 6時間 | 4 | 1.1% |
| (4) 7時間 | 28 | 7.7% |
| (5) 8時間 | 60 | 16.5% |
| (6) 9時間 | 40 | 11.0% |
| (7) 10時間 | 32 | 8.8% |
| (8) 11時間以上 | 6 | 1.6% |
| 無回答 | 104 | 28.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問15-2(1)】現在の利用開始時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 7時から | 12 | 3.3% |
| (2) 8時から | 91 | 25.0% |
| (3) 9時から | 156 | 42.9% |
| (4) 10時から | 0 | 0.0% |
| (5) 11時以降 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 105 | 28.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問15-2(1)】現在の利用終了時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 14時まで | 91 | 25.0% |
| (2) 15時まで | 3 | 0.8% |
| (3) 16時まで | 52 | 14.3% |
| (4) 17時まで | 67 | 18.4% |
| (5) 18時まで | 44 | 12.1% |
| (6) 19時まで | 2 | 0.5% |
| (7) 20時以降 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 105 | 28.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問15-2(2)】1週当たりの希望利用日数は

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 0 | 0.0% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 1 | 0.3% |
| (4) 4日 | 3 | 0.8% |
| (5) 5日 | 197 | 54.1% |
| (6) 6日 | 50 | 13.7% |
| (7) 7日 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 112 | 30.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問15-2(2)】1日当たりの希望利用時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 4時間以内 | 2 | 0.5% |
| (2) 5時間 | 30 | 8.2% |
| (3) 6時間 | 24 | 6.6% |
| (4) 7時間 | 38 | 10.4% |
| (5) 8時間 | 68 | 18.7% |
| (6) 9時間 | 43 | 11.8% |
| (7) 10時間 | 31 | 8.5% |
| (8) 11時間以上 | 13 | 3.6% |
| 無回答 | 115 | 31.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問15-2(2)】希望の利用開始時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 7時から | 14 | 3.8% |
| (2) 8時から | 99 | 27.2% |
| (3) 9時から | 135 | 37.1% |
| (4) 10時から | 0 | 0.0% |
| (5) 11時以降 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 116 | 31.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問15-2(2)】希望の利用終了時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 14時まで | 30 | 8.2% |
| (2) 15時まで | 25 | 6.9% |
| (3) 16時まで | 60 | 16.5% |
| (4) 17時まで | 76 | 20.9% |
| (5) 18時まで | 48 | 13.2% |
| (6) 19時まで | 8 | 2.2% |
| (7) 20時以降 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 116 | 31.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問15-3】現在利用している教育・保育事業の実施場所は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 町内 | 254 | 69.8% |
| (2) 他の市町村 | 11 | 3.0% |
| 無回答 | 99 | 27.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問15-4】平日、定期的に教育、保育事業を利用している理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|------------------------------|-----|--------|
| (1) 子どもの教育や発達のため | 163 | 35.5% |
| (2) 子育てをしている方が就労している | 181 | 39.4% |
| (3) 子育てをしている方が就労予定、求職中である | 5 | 1.1% |
| (4) 子育てをしている方が家族・親族などを介護している | 1 | 0.2% |
| (5) 子育てをしている方が病気や障害がある | 3 | 0.7% |
| (6) 子育てをしている方が学生である | 4 | 0.9% |
| (7) その他 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 102 | 22.2% |
| 計 | 459 | 100.0% |

【問15-5】利用していない理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------------------|-----|--------|
| (1) 利用する必要がない | 47 | 12.0% |
| (2) 祖父母や親戚がみている | 5 | 1.3% |
| (3) 近所の人や友人・知人がみている | 0 | 0.0% |
| (4) 利用したいが、保育・教育事業に空きがない | 6 | 1.5% |
| (5) 利用したいが、経済的理由で事業を利用できない | 6 | 1.5% |
| (6) 利用したいが、時間帯の条件が合わない | 1 | 0.3% |
| (7) 利用したいが、納得できる事業がない | 0 | 0.0% |
| (8) 子どもがまだ小さいため | 49 | 12.5% |
| (9) その他 | 7 | 1.8% |
| 無回答 | 272 | 69.2% |
| 計 | 393 | 100.0% |

【問15-5】何歳くらいになったら利用しようと考えている

| | 回答数 | 構成比 |
|----------|-----|--------|
| (1) 1歳 | 9 | 2.5% |
| (2) 2歳 | 4 | 1.1% |
| (3) 3歳 | 25 | 6.9% |
| (4) 4歳 | 7 | 1.9% |
| (5) 5歳 | 1 | 0.3% |
| (6) 6歳以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 318 | 87.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問16】 平日、定期的に利用したい事業は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) 幼稚園 | 121 | 19.9% |
| (2) 幼稚園の預かり保育 | 75 | 12.3% |
| (3) 認可保育所 | 110 | 18.1% |
| (4) 認定こども園 | 222 | 36.5% |
| (5) 小規模な保育施設 | 12 | 2.0% |
| (6) 家庭的保育 | 12 | 2.0% |
| (7) 事業所内保育 | 13 | 2.1% |
| (8) 自治体の認証・認定保育施設 | 6 | 1.0% |
| (9) その他の認可外保育 | 0 | 0.0% |
| (10) 居宅訪問型保育 | 9 | 1.5% |
| (11) ファミサポ | 16 | 2.6% |
| (12) その他 | 4 | 0.7% |
| 無回答 | 9 | 1.5% |
| 計 | 609 | 100.0% |

【問16-1】 教育・保育事業を利用したい場所について

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 町内 | 341 | 93.7% |
| (2) 他の市町村 | 9 | 2.5% |
| 無回答 | 14 | 3.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【潜在の母親の月就労時間】 1日の時間×1週間の日×4週

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 48時間未満 | 8 | 2.2% |
| (2) 48～64時間未満 | 9 | 2.5% |
| (3) 64～120時間未満 | 57 | 15.7% |
| (4) 120～160時間未満 | 43 | 11.8% |
| (5) 160時間以上 | 140 | 38.5% |
| 無回答 | 107 | 29.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【潜在の父親の月就労時間】 1日の時間×1週間の日×4週

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 48時間未満 | 1 | 0.3% |
| (2) 48～64時間未満 | 0 | 0.0% |
| (3) 64～120時間未満 | 3 | 0.8% |
| (4) 120～160時間未満 | 4 | 1.1% |
| (5) 160時間以上 | 311 | 85.4% |
| 無回答 | 45 | 12.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問17】 地域子育て支援拠点事業を利用していますか

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 子育て支援センター | 55 | 14.1% |
| (2) その他子育てひろば | 42 | 10.8% |
| (3) 利用していない | 290 | 74.4% |
| 無回答 | 3 | 0.8% |
| 計 | 390 | 100.0% |

【問17】 地域子育て支援センターの1週当たりの利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 12 | 3.3% |
| (2) 2日 | 6 | 1.6% |
| (3) 3日 | 1 | 0.3% |
| (4) 4日 | 4 | 1.1% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 341 | 93.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問17】 地域子育て支援センターの1月当たりの利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 40 | 11.0% |
| (2) 5～9日 | 5 | 1.4% |
| (3) 10～14日 | 2 | 0.5% |
| (4) 15日以上 | 3 | 0.8% |
| 無回答 | 314 | 86.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問17】 その他子育てひろばの1週当たりの利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 6 | 1.6% |
| (2) 2日 | 2 | 0.5% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 355 | 97.5% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問17】 その他子育てひろばの1月当たりの利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 34 | 9.3% |
| (2) 5～9日 | 3 | 0.8% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15日以上 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 326 | 89.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問18】 地域子育て支援拠点の利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|------------------------|-----|--------|
| (1) 利用していないが今後利用したい | 78 | 21.4% |
| (2) 利用しているが、利用日数を増やしたい | 41 | 11.3% |
| (3) 利用しない／増やしたいとは思わない | 217 | 59.6% |
| 無回答 | 28 | 7.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問18】 今は利用していないが1週当たりの利用希望日数

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 26 | 7.1% |
| (2) 2日 | 5 | 1.4% |
| (3) 3日 | 4 | 1.1% |
| (4) 4日 | 1 | 0.3% |
| (5) 5日 | 1 | 0.3% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 327 | 89.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問18】 今は利用していないが1月当たりの利用希望日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 47 | 12.9% |
| (2) 5～9日 | 6 | 1.6% |
| (3) 10～14日 | 3 | 0.8% |
| (4) 15日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 308 | 84.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問18】 今も利用しているが1週当たりの利用希望日数

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 13 | 3.6% |
| (2) 2日 | 3 | 0.8% |
| (3) 3日 | 8 | 2.2% |
| (4) 4日 | 1 | 0.3% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 339 | 93.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問18】 今も利用しているが1月当たりの利用希望日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 23 | 6.3% |
| (2) 5～9日 | 5 | 1.4% |
| (3) 10～14日 | 6 | 1.6% |
| (4) 15日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 330 | 90.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問19(1)】 土曜日の教育・保育事業利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------|-----|--------|
| (1) 必要ない | 182 | 50.0% |
| (2) ほぼ毎週利用したい | 77 | 21.2% |
| (3) 月1・2回利用したい | 101 | 27.7% |
| 無回答 | 4 | 1.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問19(1)】 土曜日の利用希望開始時間

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 7時から | 18 | 4.9% |
| (2) 8時から | 66 | 18.1% |
| (3) 9時から | 77 | 21.2% |
| (4) 10時から | 7 | 1.9% |
| (5) 11時以降 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 194 | 53.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問19(1)】土曜日の利用希望終了時間

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 12時まで | 13 | 3.6% |
| (2) 13時まで | 7 | 1.9% |
| (3) 14時まで | 16 | 4.4% |
| (4) 15時まで | 17 | 4.7% |
| (5) 16時まで | 34 | 9.3% |
| (6) 17時まで | 37 | 10.2% |
| (7) 18時まで | 35 | 9.6% |
| (8) 19時まで | 7 | 1.9% |
| (9) 20時以降 | 4 | 1.1% |
| 無回答 | 194 | 53.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問19(2)】日曜日の教育・保育事業利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------|-----|--------|
| (1) 必要ない | 275 | 75.5% |
| (2) ほぼ毎週利用したい | 24 | 6.6% |
| (3) 月1・2回利用したい | 59 | 16.2% |
| 無回答 | 6 | 1.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問19(2)】日曜日の利用希望開始時間

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 7時から | 10 | 2.7% |
| (2) 8時から | 30 | 8.2% |
| (3) 9時から | 38 | 10.4% |
| (4) 10時から | 4 | 1.1% |
| (5) 11時以降 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 281 | 77.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問19(2)】日曜日の利用希望終了時間

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 12時まで | 0 | 0.0% |
| (2) 13時まで | 1 | 0.3% |
| (3) 14時まで | 4 | 1.1% |
| (4) 15時まで | 7 | 1.9% |
| (5) 16時まで | 22 | 6.0% |
| (6) 17時まで | 23 | 6.3% |
| (7) 18時まで | 18 | 4.9% |
| (8) 19時まで | 6 | 1.6% |
| (9) 20時以降 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 281 | 77.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問19(3)】祝日の教育・保育事業利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 必要ない | 278 | 76.4% |
| (2) ほぼ毎回利用したい | 71 | 19.5% |
| 無回答 | 15 | 4.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問19(3)】祝日の利用希望開始時間

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 7時から | 12 | 3.3% |
| (2) 8時から | 34 | 9.3% |
| (3) 9時から | 25 | 6.9% |
| (4) 10時から | 1 | 0.3% |
| (5) 11時以降 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 291 | 79.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問19(3)】祝日の利用希望終了時間

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 12時まで | 1 | 0.3% |
| (2) 13時まで | 0 | 0.0% |
| (3) 14時まで | 1 | 0.3% |
| (4) 15時まで | 3 | 0.8% |
| (5) 16時まで | 16 | 4.4% |
| (6) 17時まで | 19 | 5.2% |
| (7) 18時まで | 24 | 6.6% |
| (8) 19時まで | 6 | 1.6% |
| (9) 20時以降 | 3 | 0.8% |
| 無回答 | 291 | 79.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問19-1】月に1・2回利用したい理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------------|-----|--------|
| (1) 月に数回仕事が入るため | 88 | 22.1% |
| (2) 平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため | 25 | 6.3% |
| (3) 親族の介護や手伝いが必要のため | 2 | 0.5% |
| (4) 息抜きのため | 22 | 5.5% |
| (5) その他 | 16 | 4.0% |
| 無回答 | 245 | 61.6% |
| 計 | 398 | 100.0% |

【問20】長期休暇中の利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 必要ない | 28 | 7.7% |
| (2) ほぼ毎日利用したい | 14 | 3.8% |
| (3) 週に数日利用したい | 48 | 13.2% |
| 無回答 | 274 | 75.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問20】長期休暇中の利用希望開始時間

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 7時から | 0 | 0.0% |
| (2) 8時から | 13 | 3.6% |
| (3) 9時から | 42 | 11.5% |
| (4) 10時から | 3 | 0.8% |
| (5) 11時以降 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 305 | 83.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問20】長期休暇中の利用希望終了時間

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 12時まで | 4 | 1.1% |
| (2) 13時まで | 0 | 0.0% |
| (3) 14時まで | 18 | 4.9% |
| (4) 15時まで | 12 | 3.3% |
| (5) 16時まで | 14 | 3.8% |
| (6) 17時まで | 4 | 1.1% |
| (7) 18時まで | 6 | 1.6% |
| (8) 19時まで | 0 | 0.0% |
| (9) 20時以降 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 306 | 84.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問20-1】たまに利用したい理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|----------------------|-----|--------|
| (1) 週に数回仕事が入るため | 23 | 5.9% |
| (2) 用事をまとめて済ませるため | 21 | 5.4% |
| (3) 親族等の介護や手伝いが必要なため | 0 | 0.0% |
| (4) 息抜きのため | 23 | 5.9% |
| (5) その他 | 14 | 3.6% |
| 無回答 | 310 | 79.3% |
| 計 | 391 | 100.0% |

【問21】子どもの病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったことは

| | 回答数 | 構成比 |
|----------|-----|--------|
| (1) あった | 179 | 49.2% |
| (2) なかった | 83 | 22.8% |
| 無回答 | 102 | 28.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問21-1】1年以内に行った対処方法は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------------|-----|--------|
| (1) 父親が休んだ | 34 | 7.6% |
| (2) 母親が休んだ | 131 | 29.3% |
| (3) 親族・知人に子どもをみてもらった | 57 | 12.8% |
| (4) 父または母のうち就労していない方がみた | 28 | 6.3% |
| (5) 病児・病後児保育を利用した | 1 | 0.2% |
| (6) ベビーシッターを利用した | 0 | 0.0% |
| (7) 仕方なく子どもだけで留守番させた | 2 | 0.4% |
| (8) その他 | 5 | 1.1% |
| 無回答 | 189 | 42.3% |
| 計 | 447 | 100.0% |

【問21-1】子どもが病気の時に父親が休んだ日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 20 | 5.5% |
| (2) 5～9日 | 10 | 2.7% |
| (3) 10～14日 | 3 | 0.8% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 331 | 90.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問21-1】子どもが病気の時に母親が休んだ日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 54 | 14.8% |
| (2) 5～9日 | 22 | 6.0% |
| (3) 10～14日 | 23 | 6.3% |
| (4) 15～19日 | 7 | 1.9% |
| (5) 20～29日 | 14 | 3.8% |
| (6) 30～39日 | 3 | 0.8% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 239 | 65.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問21-1】子どもが病気の時に親族知人にみてもらった日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 30 | 8.2% |
| (2) 5～9日 | 15 | 4.1% |
| (3) 10～14日 | 7 | 1.9% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 3 | 0.8% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 307 | 84.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問21-1】子どもが病気の時に父母の就労していない方が子どもをみた日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 7 | 1.9% |
| (2) 5～9日 | 12 | 3.3% |
| (3) 10～14日 | 4 | 1.1% |
| (4) 15～19日 | 1 | 0.3% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 1 | 0.3% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 339 | 93.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問21-1】子どもが病気の時に病児病後児保育を利用した日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 1 | 0.3% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 363 | 99.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問21-1】子どもが病気の時にベビーシッターを利用した日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 364 | 100.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問21-1】子どもが病気の時に子どもだけで留守番させた日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 1 | 0.3% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 363 | 99.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問21-1】その他

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 1 | 0.3% |
| (2) 5～9日 | 2 | 0.5% |
| (3) 10～14日 | 1 | 0.3% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 360 | 98.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問21-2】病児・病後児保育施設を利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 利用したい | 43 | 11.8% |
| (2) 利用したいとは思わない | 94 | 25.8% |
| 無回答 | 227 | 62.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問21-2】病児・病後児保育施設の利用希望日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 19 | 5.2% |
| (2) 5～9日 | 5 | 1.4% |
| (3) 10～14日 | 7 | 1.9% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 3 | 0.8% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 329 | 90.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問21-3】いずれの事業形態が望ましいと思いますか

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------------------|-----|--------|
| (1) 他の施設（幼稚園、保育所等）に併設した施設で保育する事業 | 26 | 6.8% |
| (2) 小児科に併設した施設で保育する事業 | 36 | 9.5% |
| (3) 地域住民が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業（ファミサポ等） | 7 | 1.8% |
| (4) その他 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 311 | 81.8% |
| 計 | 380 | 100.0% |

【問21-4】利用したいと思わない理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------------|-----|--------|
| (1) 病児・病後児を他人にみてもらうのは不安 | 66 | 14.7% |
| (2) 地域の事業の質に不安がある | 2 | 0.4% |
| (3) 地域の事業の利便性がよくない | 14 | 3.1% |
| (4) 利用料がかかる・高い | 16 | 3.6% |
| (5) 利用料がわからない | 15 | 3.3% |
| (6) 親が仕事を休んで対応する | 59 | 13.2% |
| (7) その他 | 16 | 3.6% |
| 無回答 | 260 | 58.0% |
| 計 | 448 | 100.0% |

【問21-5】できれば父母のいずれかが仕事をやすんでみたいと思いましたが

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) できれば仕事を休んでみたい | 54 | 14.8% |
| (2) 休んでみることは難しい | 24 | 6.6% |
| 無回答 | 286 | 78.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問21-5】仕事を休んでみたかった日数は

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 22 | 6.0% |
| (2) 5～9日 | 14 | 3.8% |
| (3) 10～14日 | 4 | 1.1% |
| (4) 15～19日 | 1 | 0.3% |
| (5) 20～29日 | 2 | 0.5% |
| (6) 30～39日 | 1 | 0.3% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 320 | 87.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問21-6】休んでみるのが難しい理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------|-----|--------|
| (1) 子どもの看護を理由に休みがとれない | 12 | 3.3% |
| (2) 自営業なので休めない | 6 | 1.6% |
| (3) 休暇日数が足りないので休めない | 5 | 1.4% |
| (4) その他 | 11 | 3.0% |
| 無回答 | 334 | 90.8% |
| 計 | 368 | 100.0% |

【問22】不定期に利用している事業は

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 一時預かり | 8 | 2.2% |
| (2) 幼稚園の預かり保育 | 30 | 8.2% |
| (3) ファミサポ | 0 | 0.0% |
| (4) ベビーシッター | 0 | 0.0% |
| (5) その他 | 0 | 0.0% |
| (6) 利用していない | 316 | 86.6% |
| 無回答 | 11 | 3.0% |
| 計 | 365 | 100.0% |

【問22】一時預かりの利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 1 | 0.3% |
| (2) 5～9日 | 2 | 0.5% |
| (3) 10～14日 | 5 | 1.4% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 1 | 0.3% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 354 | 97.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問22】幼稚園の預かり保育の利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 9 | 2.5% |
| (2) 5～9日 | 5 | 1.4% |
| (3) 10～14日 | 3 | 0.8% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 1 | 0.3% |
| (6) 30～39日 | 3 | 0.8% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 341 | 93.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問22】ファミサポの利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 364 | 100.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問22】ベビーシッターの利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 364 | 100.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問22】その他の利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 364 | 100.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問22-1】現在利用していない理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------------|-----|--------|
| (1) 特に利用する必要がない | 231 | 47.2% |
| (2) 利用したい事業が地域にない | 33 | 6.7% |
| (3) 地域の事業の質に不安がある | 7 | 1.4% |
| (4) 地域の事業の利便性がよくない | 32 | 6.5% |
| (5) 利用料がかかる・高い | 33 | 6.7% |
| (6) 利用料がわからない | 25 | 5.1% |
| (7) 自分が事業の対象者になるのかわからない | 22 | 4.5% |
| (8) 事業の利用方法（手続き等）がわからない | 36 | 7.4% |
| (9) その他 | 18 | 3.7% |
| 無回答 | 52 | 10.6% |
| 計 | 489 | 100.0% |

【問23】不定期な教育・保育事業の利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 利用したい | 134 | 36.8% |
| (2) 利用する必要はない | 190 | 52.2% |
| 無回答 | 40 | 11.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問23】利用したい年間利用日数合計

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 16 | 4.4% |
| (2) 5～9日 | 18 | 4.9% |
| (3) 10～14日 | 28 | 7.7% |
| (4) 15～19日 | 9 | 2.5% |
| (5) 20～29日 | 15 | 4.1% |
| (6) 30～39日 | 7 | 1.9% |
| (7) 40～49日 | 2 | 0.5% |
| (8) 50日以上 | 14 | 3.8% |
| 無回答 | 255 | 70.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問23】リフレッシュ目的で利用したい年間利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 20 | 5.5% |
| (2) 5～9日 | 11 | 3.0% |
| (3) 10～14日 | 24 | 6.6% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 8 | 2.2% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 301 | 82.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問23】冠婚葬祭、学校行事、子どもの通院目的で利用したい年間利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 26 | 7.1% |
| (2) 5～9日 | 22 | 6.0% |
| (3) 10～14日 | 26 | 7.1% |
| (4) 15～19日 | 2 | 0.5% |
| (5) 20～29日 | 8 | 2.2% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 280 | 76.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問23】不定期の就労で利用したい年間利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 11 | 3.0% |
| (2) 5～9日 | 4 | 1.1% |
| (3) 10～14日 | 6 | 1.6% |
| (4) 15～19日 | 1 | 0.3% |
| (5) 20～29日 | 4 | 1.1% |
| (6) 30～39日 | 5 | 1.4% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 11 | 3.0% |
| 無回答 | 322 | 88.5% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問23】その他の理由で利用したい年間利用日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 1 | 0.3% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 1 | 0.3% |
| (5) 20～29日 | 1 | 0.3% |
| (6) 30～39日 | 2 | 0.5% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 358 | 98.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問23-1】いずれの事業形態が望ましいと思いますか

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------------------|-----|--------|
| (1) 大規模施設で保育する事業（幼稚園、保育所等） | 108 | 25.2% |
| (2) 小規模施設で保育する事業（子育て支援センター等） | 61 | 14.2% |
| (3) 地域住民が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業（ファミサポ等） | 25 | 5.8% |
| (4) その他 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 235 | 54.8% |
| 計 | 429 | 100.0% |

【問24】子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあったか

| | 回答数 | 構成比 |
|----------|-----|--------|
| (1) あった | 54 | 14.8% |
| (2) なかった | 287 | 78.8% |
| 無回答 | 23 | 6.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問24】親族・知人にみてもらった日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 32 | 8.8% |
| (2) 5～9日 | 7 | 1.9% |
| (3) 10～14日 | 4 | 1.1% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 1 | 0.3% |
| (8) 50日以上 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 319 | 87.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問24】ショートステイを利用した日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 364 | 100.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問24】認可外保育やベビーシッターを利用した日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 364 | 100.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問24】仕方なく子どもを同行させた日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 10 | 2.7% |
| (2) 5～9日 | 1 | 0.3% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 353 | 97.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問24】仕方なく子どもだけで留守番させた日数

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 1 | 0.3% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 363 | 99.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問24】その他

| | 回答数 | 構成比 |
|------------|-----|--------|
| (1) 5日未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 5～9日 | 0 | 0.0% |
| (3) 10～14日 | 0 | 0.0% |
| (4) 15～19日 | 0 | 0.0% |
| (5) 20～29日 | 0 | 0.0% |
| (6) 30～39日 | 0 | 0.0% |
| (7) 40～49日 | 0 | 0.0% |
| (8) 50日以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 364 | 100.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問24-1】困難度はどの程度でしたか

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 非常に困難 | 5 | 1.4% |
| (2) どちらかという困難 | 20 | 5.5% |
| (3) 特に困難ではない | 21 | 5.8% |
| 無回答 | 318 | 87.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問25】（1～3年生）放課後の過ごし方について

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 自宅 | 24 | 5.8% |
| (2) 祖父母宅や友人・知人宅 | 13 | 3.1% |
| (3) 習い事 | 19 | 4.6% |
| (4) 児童館 | 3 | 0.7% |
| (5) 放課後子ども教室 | 14 | 3.4% |
| (6) 学童クラブ | 14 | 3.4% |
| (7) ファミサポ | 0 | 0.0% |
| (8) その他 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 324 | 78.5% |
| 計 | 413 | 100.0% |

【問25】 (1～3年生) 自宅で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 1 | 0.3% |
| (2) 2日 | 5 | 1.4% |
| (3) 3日 | 7 | 1.9% |
| (4) 4日 | 3 | 0.8% |
| (5) 5日 | 6 | 1.6% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 342 | 94.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問25】 (1～3年生) 祖父母・友人・知人宅で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 8 | 2.2% |
| (2) 2日 | 2 | 0.5% |
| (3) 3日 | 2 | 0.5% |
| (4) 4日 | 2 | 0.5% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 350 | 96.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問25】 (1～3年生) 習い事で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 12 | 3.3% |
| (2) 2日 | 4 | 1.1% |
| (3) 3日 | 2 | 0.5% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 346 | 95.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問25】 (1～3年生) 児童館で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 2 | 0.5% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 362 | 99.5% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問25】 (1～3年生) 放課後子ども教室で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 11 | 3.0% |
| (2) 2日 | 2 | 0.5% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 351 | 96.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問25】 (1～3年生) 学童クラブで過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 1 | 0.3% |
| (2) 2日 | 1 | 0.3% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 3 | 0.8% |
| (5) 5日 | 9 | 2.5% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 350 | 96.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問25】 (1～3年生) ファミサポで過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 0 | 0.0% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 364 | 100.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問25】 (1～3年生) 公民館・公園等で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 1 | 0.3% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 363 | 99.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問25】 (1～3年生) 学童クラブは下校時から何時まで預かってほしいか

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 16時まで | 0 | 0.0% |
| (2) 17時まで | 3 | 0.8% |
| (3) 18時まで | 4 | 1.1% |
| (4) 19時まで | 2 | 0.5% |
| (5) 20時まで | 0 | 0.0% |
| (6) 21時まで | 0 | 0.0% |
| (7) 22時以降 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 355 | 97.5% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問26】 (4～6年生) 放課後の過ごし方について

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------|-----|--------|
| (1) 自宅 | 30 | 7.3% |
| (2) 祖父母宅や友人・知人宅 | 11 | 2.7% |
| (3) 習い事 | 24 | 5.9% |
| (4) 児童館 | 3 | 0.7% |
| (5) 放課後子ども教室 | 8 | 2.0% |
| (6) 学童クラブ | 7 | 1.7% |
| (7) ファミサポ | 0 | 0.0% |
| (8) その他 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 325 | 79.3% |
| 計 | 410 | 100.0% |

【問26】 (4～6年生) 自宅で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 3 | 0.8% |
| (2) 2日 | 5 | 1.4% |
| (3) 3日 | 10 | 2.7% |
| (4) 4日 | 4 | 1.1% |
| (5) 5日 | 6 | 1.6% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 336 | 92.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問26】 (4～6年生) 祖父母・友人・知人宅で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 7 | 1.9% |
| (2) 2日 | 4 | 1.1% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 2 | 0.5% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 351 | 96.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問26】 (4~6年生) 習い事で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 9 | 2.5% |
| (2) 2日 | 8 | 2.2% |
| (3) 3日 | 2 | 0.5% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 345 | 94.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問26】 (4~6年生) 児童館で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 1 | 0.3% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 2 | 0.5% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 361 | 99.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問26】 (4~6年生) 放課後子ども教室で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 5 | 1.4% |
| (2) 2日 | 2 | 0.5% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 357 | 98.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問26】 (4~6年生) 学童クラブで過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 1 | 0.3% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 1 | 0.3% |
| (5) 5日 | 4 | 1.1% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 358 | 98.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問26】 (4~6年生) ファミサポで過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 0 | 0.0% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 364 | 100.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問26】 (4~6年生) 公民館・公園等で過ごさせたいのは週何日か

| | 回答数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| (1) 1日 | 1 | 0.3% |
| (2) 2日 | 0 | 0.0% |
| (3) 3日 | 0 | 0.0% |
| (4) 4日 | 0 | 0.0% |
| (5) 5日 | 0 | 0.0% |
| (6) 6日 | 0 | 0.0% |
| (7) 7日 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 363 | 99.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問26】 (4~6年生) 学童クラブは下校時から何時まで預かってほしいか

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 16時まで | 0 | 0.0% |
| (2) 17時まで | 1 | 0.3% |
| (3) 18時まで | 4 | 1.1% |
| (4) 19時まで | 1 | 0.3% |
| (5) 20時まで | 0 | 0.0% |
| (6) 21時まで | 0 | 0.0% |
| (7) 22時以降 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 358 | 98.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問26】 何年生まで学童クラブで預かってほしいか

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 3年生以下 | 1 | 0.3% |
| (2) 4年生まで | 0 | 0.0% |
| (3) 5年生まで | 0 | 0.0% |
| (4) 6年生まで | 6 | 1.6% |
| 無回答 | 357 | 98.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問27(1)】 土曜日の学童クラブ利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) 低学年の間は利用したい | 9 | 2.5% |
| (2) 高学年になっても利用したい | 9 | 2.5% |
| (3) 利用する必要はない | 27 | 7.4% |
| 無回答 | 319 | 87.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問27(1)】 利用したい開始時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 7時から | 2 | 0.5% |
| (2) 8時から | 6 | 1.6% |
| (3) 9時から | 8 | 2.2% |
| (4) 10時から | 1 | 0.3% |
| (5) 11時から | 0 | 0.0% |
| (6) 12時以降 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 346 | 95.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問27(1)】 利用したい終了時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 12時まで | 1 | 0.3% |
| (2) 13時まで | 0 | 0.0% |
| (3) 14時まで | 1 | 0.3% |
| (4) 15時まで | 1 | 0.3% |
| (5) 16時まで | 5 | 1.4% |
| (6) 17時まで | 4 | 1.1% |
| (7) 18時まで | 4 | 1.1% |
| (8) 19時以降 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 346 | 95.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問27(2)】 日曜日の学童クラブ利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) 低学年の間は利用したい | 8 | 2.2% |
| (2) 高学年になっても利用したい | 4 | 1.1% |
| (3) 利用する必要はない | 34 | 9.3% |
| 無回答 | 318 | 87.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問27(2)】 利用したい開始時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 7時から | 2 | 0.5% |
| (2) 8時から | 3 | 0.8% |
| (3) 9時から | 5 | 1.4% |
| (4) 10時から | 1 | 0.3% |
| (5) 11時から | 0 | 0.0% |
| (6) 12時以降 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 352 | 96.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問27(2)】利用したい終了時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 12時まで | 1 | 0.3% |
| (2) 13時まで | 0 | 0.0% |
| (3) 14時まで | 1 | 0.3% |
| (4) 15時まで | 1 | 0.3% |
| (5) 16時まで | 2 | 0.5% |
| (6) 17時まで | 3 | 0.8% |
| (7) 18時まで | 2 | 0.5% |
| (8) 19時以降 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 352 | 96.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問27(3)】祝日の学童クラブ利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) 低学年の間は利用したい | 10 | 2.7% |
| (2) 高学年になっても利用したい | 5 | 1.4% |
| (3) 利用する必要はない | 30 | 8.2% |
| 無回答 | 319 | 87.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問27(3)】利用したい開始時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 7時から | 2 | 0.5% |
| (2) 8時から | 6 | 1.6% |
| (3) 9時から | 6 | 1.6% |
| (4) 10時から | 0 | 0.0% |
| (5) 11時から | 0 | 0.0% |
| (6) 12時以降 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 349 | 95.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問27(3)】利用したい終了時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 12時まで | 0 | 0.0% |
| (2) 13時まで | 0 | 0.0% |
| (3) 14時まで | 1 | 0.3% |
| (4) 15時まで | 1 | 0.3% |
| (5) 16時まで | 3 | 0.8% |
| (6) 17時まで | 5 | 1.4% |
| (7) 18時まで | 3 | 0.8% |
| (8) 19時以降 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 349 | 95.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問28】夏休み・冬休み等の学童クラブの利用希望について

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------|-----|--------|
| (1) 低学年の間は利用したい | 24 | 6.6% |
| (2) 高学年になっても利用したい | 19 | 5.2% |
| (3) 利用する必要はない | 52 | 14.3% |
| 無回答 | 269 | 73.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問28】利用したい開始時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 7時から | 3 | 0.8% |
| (2) 8時から | 18 | 4.9% |
| (3) 9時から | 20 | 5.5% |
| (4) 10時から | 0 | 0.0% |
| (5) 11時から | 0 | 0.0% |
| (6) 12時以降 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 321 | 88.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問28】利用したい終了時間は

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|--------|
| (1) 12時まで | 1 | 0.3% |
| (2) 13時まで | 0 | 0.0% |
| (3) 14時まで | 1 | 0.3% |
| (4) 15時まで | 3 | 0.8% |
| (5) 16時まで | 9 | 2.5% |
| (6) 17時まで | 12 | 3.3% |
| (7) 18時まで | 15 | 4.1% |
| (8) 19時以降 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 321 | 88.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29】育児休業の取得について（母親）

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 働いていなかった | 185 | 50.8% |
| (2) 取得した（取得中） | 97 | 26.6% |
| (3) 取得していない | 70 | 19.2% |
| 無回答 | 12 | 3.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29】取得していない理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------------------|-----|--------|
| (1) 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった | 8 | 2.0% |
| (2) 仕事が忙しかった | 11 | 2.8% |
| (3) 仕事に早く復帰したかった | 2 | 0.5% |
| (4) 仕事に戻るのが難しそうだった | 7 | 1.8% |
| (5) 昇給・昇格が遅れそうだった | 0 | 0.0% |
| (6) 経済的に苦しくなる | 1 | 0.3% |
| (7) 保育所などに預けることができた | 2 | 0.5% |
| (8) 配偶者が育児休業制度を利用した | 0 | 0.0% |
| (9) 配偶者が無職など制度を利用する必要がなかった | 2 | 0.5% |
| (10) 子育てや家事に専念するため退職した | 24 | 6.0% |
| (11) 職場に育児休業制度がなかった | 16 | 4.0% |
| (12) 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった | 3 | 0.8% |
| (13) 育児休業を取得できることを知らなかった | 1 | 0.3% |
| (14) 産前産後の休暇を取得できることを知らず退職した | 6 | 1.5% |
| (15) その他 | 14 | 3.5% |
| 無回答 | 300 | 75.6% |
| 計 | 397 | 100.0% |

【問29】育児休業の取得について（父親）

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 働いていなかった | 5 | 1.4% |
| (2) 取得した（取得中） | 6 | 1.6% |
| (3) 取得していない | 296 | 81.3% |
| 無回答 | 57 | 15.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29】取得していない理由は

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------------------------|-----|--------|
| (1) 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった | 43 | 8.0% |
| (2) 仕事が忙しかった | 84 | 15.7% |
| (3) 仕事に早く復帰したかった | 0 | 0.0% |
| (4) 仕事に戻るのが難しそうだった | 5 | 0.9% |
| (5) 昇給・昇格が遅れそうだった | 6 | 1.1% |
| (6) 経済的に苦しくなる | 56 | 10.4% |
| (7) 保育所などに預けることができた | 4 | 0.7% |
| (8) 配偶者が育児休業制度を利用した | 47 | 8.8% |
| (9) 配偶者が無職など制度を利用する必要がなかった | 115 | 21.5% |
| (10) 子育てや家事に専念するため退職した | 4 | 0.7% |
| (11) 職場に育児休業制度がなかった | 35 | 6.5% |
| (12) 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった | 0 | 0.0% |
| (13) 育児休業を取得できることを知らなかった | 4 | 0.7% |
| (14) 産前産後の休暇を取得できることを知らず退職した | 0 | 0.0% |
| (15) その他 | 33 | 6.2% |
| 無回答 | 100 | 18.7% |
| 計 | 536 | 100.0% |

【問29-1】育児休業給付、保険料免除について

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------------|-----|--------|
| (1) 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた | 100 | 27.5% |
| (2) 育児休業給付のみ知っていた | 91 | 25.0% |
| (3) 保険料免除のみ知っていた | 5 | 1.4% |
| (4) 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった | 145 | 39.8% |
| 無回答 | 23 | 6.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-2(1)】育児休業取得後の職場復帰について（母親）

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------------|-----|--------|
| (1) 育児休業取得後、職場に復帰した | 67 | 18.4% |
| (2) 現在も育児休業中である | 21 | 5.8% |
| (3) 育児休業中に離職した | 10 | 2.7% |
| 無回答 | 266 | 73.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-2(2)】育児休業取得後の職場復帰について（父親）

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------------|-----|--------|
| (1) 育児休業取得後、職場に復帰した | 5 | 1.4% |
| (2) 現在も育児休業中である | 0 | 0.0% |
| (3) 育児休業中に離職した | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 359 | 98.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-3(1)】 職場復帰は年度初めの保育所入所にあわせたタイミングだったか (母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------|-----|--------|
| (1) 年度初めの入所に合わせたタイミングだった | 17 | 4.7% |
| (2) それ以外だった | 52 | 14.3% |
| 無回答 | 295 | 81.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-3(2)】 職場復帰は年度初めの保育所入所にあわせたタイミングだったか (父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------|-----|--------|
| (1) 年度初めの入所に合わせたタイミングだった | 1 | 0.3% |
| (2) それ以外だった | 4 | 1.1% |
| 無回答 | 359 | 98.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-4(1)】 職場復帰したのはお子さんがいくつの時ですか (母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 1歳未満 | 24 | 6.6% |
| (2) 1歳～2歳未満 | 41 | 11.3% |
| (3) 2歳～3歳未満 | 1 | 0.3% |
| (4) 3歳～4歳未満 | 2 | 0.5% |
| (5) 4歳～5歳未満 | 0 | 0.0% |
| (6) 5歳以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 296 | 81.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-4(1)】 希望としてはお子さんがいくつになるまで育児休暇を取りたかったか (母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 1歳未満 | 2 | 0.5% |
| (2) 1歳～2歳未満 | 38 | 10.4% |
| (3) 2歳～3歳未満 | 12 | 3.3% |
| (4) 3歳～4歳未満 | 9 | 2.5% |
| (5) 4歳～5歳未満 | 0 | 0.0% |
| (6) 5歳以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 303 | 83.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-4(2)】 職場復帰したのはお子さんがいくつの時ですか (父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 1歳未満 | 1 | 0.3% |
| (2) 1歳～2歳未満 | 0 | 0.0% |
| (3) 2歳～3歳未満 | 2 | 0.5% |
| (4) 3歳～4歳未満 | 0 | 0.0% |
| (5) 4歳～5歳未満 | 0 | 0.0% |
| (6) 5歳以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 361 | 99.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-4(2)】 希望としてはお子さんがいくつになるまで育児休暇を取りたかったか (父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 1歳未満 | 1 | 0.3% |
| (2) 1歳～2歳未満 | 0 | 0.0% |
| (3) 2歳～3歳未満 | 2 | 0.5% |
| (4) 3歳～4歳未満 | 0 | 0.0% |
| (5) 4歳～5歳未満 | 0 | 0.0% |
| (6) 5歳以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 361 | 99.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-5(1)】 3歳まで休暇を取れる制度があった場合、希望としてはお子さんがいくつになるまで育児休暇を取りたかったか (母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 1歳未満 | 2 | 0.5% |
| (2) 1歳～2歳未満 | 19 | 5.2% |
| (3) 2歳～3歳未満 | 16 | 4.4% |
| (4) 3歳～4歳未満 | 31 | 8.5% |
| (5) 4歳～5歳未満 | 0 | 0.0% |
| (6) 5歳以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 296 | 81.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-5(2)】 3歳まで休暇を取れる制度があった場合、希望としてはお子さんがいくつになるまで育児休暇を取りたかったか (父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-------------|-----|--------|
| (1) 1歳未満 | 0 | 0.0% |
| (2) 1歳～2歳未満 | 1 | 0.3% |
| (3) 2歳～3歳未満 | 1 | 0.3% |
| (4) 3歳～4歳未満 | 1 | 0.3% |
| (5) 4歳～5歳未満 | 0 | 0.0% |
| (6) 5歳以上 | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 361 | 99.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-6(1)①】 希望より早く職場復帰した理由は (母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------|-----|--------|
| (1) 希望する保育所に入るため | 5 | 1.3% |
| (2) 配偶者や家族の希望があったため | 3 | 0.8% |
| (3) 経済的に早く復帰する必要があるため | 21 | 5.7% |
| (4) 仕事の節目の時期に合わせるため | 7 | 1.9% |
| (5) その他 | 12 | 3.2% |
| 無回答 | 323 | 87.1% |
| 計 | 371 | 100.0% |

【問29-6(1)②】 希望より早く職場復帰した理由は (父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------|-----|--------|
| (1) 希望する保育所に入るため | 0 | 0.0% |
| (2) 配偶者や家族の希望があったため | 1 | 0.3% |
| (3) 経済的に早く復帰する必要があるため | 2 | 0.5% |
| (4) 仕事の節目の時期に合わせるため | 2 | 0.5% |
| (5) その他 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 362 | 98.4% |
| 計 | 368 | 100.0% |

【問29-6(2)①】 希望より遅く職場復帰した理由は (母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------|-----|--------|
| (1) 希望する保育所に入れなかったため | 0 | 0.0% |
| (2) 自分や子どもなどの体調が悪くなったため | 0 | 0.0% |
| (3) 配偶者や家族の希望があったため | 0 | 0.0% |
| (4) 職場の受け入れ体制が整っていなかったため | 1 | 0.3% |
| (5) 子どもをみてくれる人がいなかったため | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 363 | 99.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-6(2)②】 希望より遅く職場復帰した理由は (父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------|-----|--------|
| (1) 希望する保育所に入れなかったため | 0 | 0.0% |
| (2) 自分や子どもなどの体調が悪くなったため | 0 | 0.0% |
| (3) 配偶者や家族の希望があったため | 0 | 0.0% |
| (4) 職場の受け入れ体制が整っていなかったため | 0 | 0.0% |
| (5) 子どもをみてくれる人がいなかったため | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 364 | 100.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-7(1)】 職場復帰時に、短時間勤務制度を利用しましたか (母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|------------------------------|-----|--------|
| (1) 利用する必要がなかった | 16 | 4.4% |
| (2) 利用した | 17 | 4.7% |
| (3) 利用したかったが、利用しなかった(できなかった) | 26 | 7.1% |
| 無回答 | 305 | 83.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-7(2)】 職場復帰時に、短時間勤務制度を利用しましたか (父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|------------------------------|-----|--------|
| (1) 利用する必要がなかった | 3 | 0.8% |
| (2) 利用した | 0 | 0.0% |
| (3) 利用したかったが、利用しなかった(できなかった) | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 360 | 98.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-8(1)】 短時間勤務制度を利用しなかった理由は (母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------|-----|--------|
| (1) 職場にとりにくい雰囲気があった | 18 | 4.7% |
| (2) 仕事が忙しかった | 10 | 2.6% |
| (3) 給与が減額される | 7 | 1.8% |
| (4) 保育所の入所申請の優先順位が下がる | 0 | 0.0% |
| (5) 配偶者が育休や短時間勤務制度を利用した | 0 | 0.0% |
| (6) 配偶者、親族等子どもをみてくれる人がいた | 6 | 1.6% |
| (7) 子育てや家事に専念するため退職した | 1 | 0.3% |
| (8) 職場に制度がなかった | 6 | 1.6% |
| (9) 制度を利用できることを知らなかった | 3 | 0.8% |
| (10) その他 | 2 | 0.5% |
| 無回答 | 333 | 86.3% |
| 計 | 386 | 100.0% |

【問29-8(2)】短時間勤務制度を利用しなかった理由は(父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|--------------------------|-----|--------|
| (1) 職場にとりにくい雰囲気があった | 3 | 0.8% |
| (2) 仕事が忙しかった | 2 | 0.5% |
| (3) 給与が減額される | 0 | 0.0% |
| (4) 保育所の入所申請の優先順位が下がる | 0 | 0.0% |
| (5) 配偶者が育休や短時間勤務制度を利用した | 0 | 0.0% |
| (6) 配偶者、親族等子どもをみてくれる人がいた | 1 | 0.3% |
| (7) 子育てや家事に専念するため退職した | 0 | 0.0% |
| (8) 職場に制度がなかった | 0 | 0.0% |
| (9) 制度を利用できることを知らなかった | 1 | 0.3% |
| (10) その他 | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 360 | 97.8% |
| 計 | 368 | 100.0% |

【問29-9(1)】お子さんが1歳になったとき必ず利用できる事業(保育所等)があったときの育児休業について(母親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------|-----|--------|
| (1) 1歳になるまで育児休業を取得したい | 20 | 5.5% |
| (2) 1歳になる前に復帰したい | 4 | 1.1% |
| 無回答 | 340 | 93.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問29-9(2)】お子さんが1歳になったとき必ず利用できる事業(保育所等)があったときの育児休業について(父親)

| | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------|-----|--------|
| (1) 1歳になるまで育児休業を取得したい | 1 | 0.3% |
| (2) 1歳になる前に復帰したい | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 363 | 99.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-1A】妊婦健診助成事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 334 | 91.8% |
| (2) いいえ | 19 | 5.2% |
| 無回答 | 11 | 3.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-1B】妊婦健診助成事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 321 | 88.2% |
| (2) いいえ | 21 | 5.8% |
| 無回答 | 22 | 6.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-1C】妊婦健診助成事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 276 | 75.8% |
| (2) いいえ | 46 | 12.6% |
| 無回答 | 42 | 11.5% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-2A】両親学級について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 324 | 89.0% |
| (2) いいえ | 29 | 8.0% |
| 無回答 | 11 | 3.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-2B】両親学級をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 158 | 43.4% |
| (2) いいえ | 180 | 49.5% |
| 無回答 | 26 | 7.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-2C】両親学級について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 221 | 60.7% |
| (2) いいえ | 51 | 14.0% |
| 無回答 | 92 | 25.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-3A】新生児・おめでとう訪問事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 333 | 91.5% |
| (2) いいえ | 20 | 5.5% |
| 無回答 | 11 | 3.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-3B】新生児・おめでとう訪問事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 313 | 86.0% |
| (2) いいえ | 28 | 7.7% |
| 無回答 | 23 | 6.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-3C】新生児・おめでとう訪問事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 282 | 77.5% |
| (2) いいえ | 34 | 9.3% |
| 無回答 | 48 | 13.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-4A】乳幼児健診事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 349 | 95.9% |
| (2) いいえ | 5 | 1.4% |
| 無回答 | 10 | 2.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-4B】乳幼児健診事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 337 | 92.6% |
| (2) いいえ | 10 | 2.7% |
| 無回答 | 17 | 4.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-4C】乳幼児健診事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 273 | 75.0% |
| (2) いいえ | 53 | 14.6% |
| 無回答 | 38 | 10.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-5A】母乳相談事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 319 | 87.6% |
| (2) いいえ | 37 | 10.2% |
| 無回答 | 8 | 2.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-5B】母乳相談事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 130 | 35.7% |
| (2) いいえ | 212 | 58.2% |
| 無回答 | 22 | 6.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-5C】母乳相談事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 207 | 56.9% |
| (2) いいえ | 45 | 12.4% |
| 無回答 | 112 | 30.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-6A】乳児相談事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 331 | 90.9% |
| (2) いいえ | 26 | 7.1% |
| 無回答 | 7 | 1.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-6B】乳児相談事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 216 | 59.3% |
| (2) いいえ | 124 | 34.1% |
| 無回答 | 24 | 6.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-6C】乳児相談事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 242 | 66.5% |
| (2) いいえ | 44 | 12.1% |
| 無回答 | 78 | 21.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-7A】 のびのびサークルについて知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 187 | 51.4% |
| (2) いいえ | 163 | 44.8% |
| 無回答 | 14 | 3.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-7B】 のびのびサークルをこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 77 | 21.2% |
| (2) いいえ | 243 | 66.8% |
| 無回答 | 44 | 12.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-7C】 のびのびサークルについて満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 134 | 36.8% |
| (2) いいえ | 80 | 22.0% |
| 無回答 | 150 | 41.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-8A】 ママヨガ教室について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 299 | 82.1% |
| (2) いいえ | 55 | 15.1% |
| 無回答 | 10 | 2.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-8B】 ママヨガ教室をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 74 | 20.3% |
| (2) いいえ | 264 | 72.5% |
| 無回答 | 26 | 7.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-8C】 ママヨガ教室について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 161 | 44.2% |
| (2) いいえ | 61 | 16.8% |
| 無回答 | 142 | 39.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-9A】 ベビーマッサージについて知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 309 | 84.9% |
| (2) いいえ | 45 | 12.4% |
| 無回答 | 10 | 2.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-9B】 ベビーマッサージをこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 132 | 36.3% |
| (2) いいえ | 204 | 56.0% |
| 無回答 | 28 | 7.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-9C】 ベビーマッサージについて満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 197 | 54.1% |
| (2) いいえ | 51 | 14.0% |
| 無回答 | 116 | 31.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-10A】 不妊治療助成事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 189 | 51.9% |
| (2) いいえ | 161 | 44.2% |
| 無回答 | 14 | 3.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-10B】 不妊治療助成事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 17 | 4.7% |
| (2) いいえ | 307 | 84.3% |
| 無回答 | 40 | 11.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-10C】 不妊治療助成事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 109 | 29.9% |
| (2) いいえ | 83 | 22.8% |
| 無回答 | 172 | 47.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-11A】 発達相談会について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 144 | 39.6% |
| (2) いいえ | 206 | 56.6% |
| 無回答 | 14 | 3.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-11B】 発達相談会をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 41 | 11.3% |
| (2) いいえ | 273 | 75.0% |
| 無回答 | 50 | 13.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-11C】 発達相談会について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 121 | 33.2% |
| (2) いいえ | 68 | 18.7% |
| 無回答 | 175 | 48.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-12A】 各種予防接種助成事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 346 | 95.1% |
| (2) いいえ | 10 | 2.7% |
| 無回答 | 8 | 2.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-12B】 各種予防接種助成事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 318 | 87.4% |
| (2) いいえ | 25 | 6.9% |
| 無回答 | 21 | 5.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-12C】 各種予防接種助成事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 283 | 77.7% |
| (2) いいえ | 35 | 9.6% |
| 無回答 | 46 | 12.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-13A】 親子料理教室について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 173 | 47.5% |
| (2) いいえ | 178 | 48.9% |
| 無回答 | 13 | 3.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-13B】 親子料理教室をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 52 | 14.3% |
| (2) いいえ | 268 | 73.6% |
| 無回答 | 44 | 12.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-13C】 親子料理教室について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 138 | 37.9% |
| (2) いいえ | 58 | 15.9% |
| 無回答 | 168 | 46.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-14A】 出産祝金事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 318 | 87.4% |
| (2) いいえ | 40 | 11.0% |
| 無回答 | 6 | 1.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-14B】 出産祝金事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 282 | 77.5% |
| (2) いいえ | 53 | 14.6% |
| 無回答 | 29 | 8.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-14C】 出産祝金事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 224 | 61.5% |
| (2) いいえ | 73 | 20.1% |
| 無回答 | 67 | 18.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-15A】 入学支援金事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 166 | 45.6% |
| (2) いいえ | 190 | 52.2% |
| 無回答 | 8 | 2.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-15B】 入学支援金事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 129 | 35.4% |
| (2) いいえ | 197 | 54.1% |
| 無回答 | 38 | 10.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-15C】 入学支援金事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 154 | 42.3% |
| (2) いいえ | 76 | 20.9% |
| 無回答 | 134 | 36.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-16A】 子育て家庭住宅新築助成事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 115 | 31.6% |
| (2) いいえ | 242 | 66.5% |
| 無回答 | 7 | 1.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-16B】 子育て家庭住宅新築助成事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 21 | 5.8% |
| (2) いいえ | 288 | 79.1% |
| 無回答 | 55 | 15.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-16C】 子育て家庭住宅新築助成事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 92 | 25.3% |
| (2) いいえ | 101 | 27.7% |
| 無回答 | 171 | 47.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-17A】 病後児保育事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 223 | 61.3% |
| (2) いいえ | 130 | 35.7% |
| 無回答 | 11 | 3.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-17B】 病後児保育事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 7 | 1.9% |
| (2) いいえ | 314 | 86.3% |
| 無回答 | 43 | 11.8% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-17C】 病後児保育事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 99 | 27.2% |
| (2) いいえ | 97 | 26.6% |
| 無回答 | 168 | 46.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-18A】 ファミリーサポートセンターについて知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 194 | 53.3% |
| (2) いいえ | 160 | 44.0% |
| 無回答 | 10 | 2.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-18B】 ファミリーサポートセンターをこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 6 | 1.6% |
| (2) いいえ | 316 | 86.8% |
| 無回答 | 42 | 11.5% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-18C】 ファミリーサポートセンターについて満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 91 | 25.0% |
| (2) いいえ | 93 | 25.5% |
| 無回答 | 180 | 49.5% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-19A】 一時保育（一時預かり）事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 195 | 53.6% |
| (2) いいえ | 157 | 43.1% |
| 無回答 | 12 | 3.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-19B】 一時保育（一時預かり）事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 27 | 7.4% |
| (2) いいえ | 291 | 79.9% |
| 無回答 | 46 | 12.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-19C】 一時保育（一時預かり）事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 114 | 31.3% |
| (2) いいえ | 78 | 21.4% |
| 無回答 | 172 | 47.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-20A】 預かり保育について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 233 | 64.0% |
| (2) いいえ | 120 | 33.0% |
| 無回答 | 11 | 3.0% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-20B】 預かり保育をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 62 | 17.0% |
| (2) いいえ | 267 | 73.4% |
| 無回答 | 35 | 9.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-20C】 預かり保育について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 130 | 35.7% |
| (2) いいえ | 80 | 22.0% |
| 無回答 | 154 | 42.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-21A】 夏休みの園開放事業について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 202 | 55.5% |
| (2) いいえ | 152 | 41.8% |
| 無回答 | 10 | 2.7% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-21B】 夏休みの園開放事業をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 70 | 19.2% |
| (2) いいえ | 250 | 68.7% |
| 無回答 | 44 | 12.1% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-21C】 夏休みの園開放事業について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 148 | 40.7% |
| (2) いいえ | 58 | 15.9% |
| 無回答 | 158 | 43.4% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-22A】 児童館について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 217 | 59.6% |
| (2) いいえ | 135 | 37.1% |
| 無回答 | 12 | 3.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-22B】 児童館をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 62 | 17.0% |
| (2) いいえ | 267 | 73.4% |
| 無回答 | 35 | 9.6% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-22C】 児童館について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 132 | 36.3% |
| (2) いいえ | 82 | 22.5% |
| 無回答 | 150 | 41.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-23A】 地域子育て支援センターについて知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 316 | 86.8% |
| (2) いいえ | 41 | 11.3% |
| 無回答 | 7 | 1.9% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-23B】 地域子育て支援センターをこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 196 | 53.8% |
| (2) いいえ | 145 | 39.8% |
| 無回答 | 23 | 6.3% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-23C】 地域子育て支援センターについて満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 208 | 57.1% |
| (2) いいえ | 56 | 15.4% |
| 無回答 | 100 | 27.5% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-24A】 児童公園について知っている

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 249 | 68.4% |
| (2) いいえ | 107 | 29.4% |
| 無回答 | 8 | 2.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-24B】 児童公園をこれまでに利用したことがある

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 207 | 56.9% |
| (2) いいえ | 120 | 33.0% |
| 無回答 | 37 | 10.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問30-24C】 児童公園について満足している

| | 回答数 | 構成比 |
|---------|-----|--------|
| (1) はい | 184 | 50.5% |
| (2) いいえ | 81 | 22.3% |
| 無回答 | 99 | 27.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

【問31】 町の子育て環境、子育て支援への満足度（5段階評価）

| | 回答数 | 構成比 |
|---------------|-----|--------|
| (1) 1（満足度が低い） | 28 | 7.7% |
| (2) 2 | 63 | 17.3% |
| (3) 3 | 132 | 36.3% |
| (4) 4 | 108 | 29.7% |
| (5) 5（満足度が高い） | 25 | 6.9% |
| 無回答 | 8 | 2.2% |
| 計 | 364 | 100.0% |

自由記述抜粋

(幼稚園、保育園、こども園)

- ・ 土、日や夏休中も預かり保育をして欲しい。預かり保育時間を長くして欲しい。
- ・ 夏休みの園開放を利用していたが、高学年になると利用できないので、ルールやマナーを守らせて利用できるようにしてほしい。
- ・ 預かり保育を息抜きの為に使いたかった。
- ・ 幼稚園希望者が少なくなった。こども園化に期待します。
- ・ 幼稚園の保育料が他町村より安くて助かる。こども園になっても値上げしないで欲しい。
- ・ 本園以外では預かり保育を利用しづらい。(バスで回ってもらうなど配慮をお願いしたい)
- ・ 降園後、園で別途料金を支払っても教えてもらいたい。(ピアノ、体操、習字、ダンスetc)
- ・ 平日、土日、朝夜色々なタイプに対応できる教育、保育環境の策定。
- ・ みなかみ町は観光地なので土、日、祝日も子どもを預かってくれる保育園が必要。
- ・ 保育内容の充実やサービスの向上。保育者の質の向上に努めて欲しい。
- ・ 保育園に預けたい。幼稚園に通わせながら働く「隠れ待機児童」を無くして欲しい。
- ・ 職場が遠い為保育時間の延長を希望します。
- ・ 高崎では学力アップの為、放課後退職した先生や大学生が勉強を教えてくれるそうです。
- ・ 学童保育が学校内にがあると安心できる。
- ・ 子どもの地域参加活動の推進(花植え、ホタルの環境整備等)
- ・ 通学路に熊情報が出た際、学校や学童、民家などで親が来るまで待機できると安心。

(施設)

- ・ 悪天候でも室内で遊べる施設が欲しい。社会体育館や区民会館等を開放して欲しい。
- ・ 子ども達が思いっきり遊べる公園や広場を作って欲しい。(小さい子でも安全なアスレチックや水遊びができるように)
- ・ スポーツ、アート、音楽など様々な経験できる施設や、習い事ができる場所が欲しい。
- ・ のびのび遊べる公園に夏の日差しを遮る日陰やスペース作りをして欲しい。(熱中症対策にもなる)

(学童)

- ・ 長期休業中(春、夏、冬休み)も学童保育をして欲しい。
- ・ 学童時間の延長を希望。
- ・ 土、日、祝日も学童保育をして欲しい。

(給付支援)

- ・ 町のサポート、金銭面での支援が欲しい。
- ・ 現代の子育てにはお金がかかる。助成制度等のお知らせは大々的に何度もして欲しい。

(保健)

- ・ 保健師による新生児訪問は産後1か月までに来て欲しい。
- ・ 乳児健診1歳で簡単な身体測定があったが、その後1.6月までないので作って欲しい。
- ・ 子どもの病気などの勉強会に参加したい。(ワクチン、かかりやすい病気、薬、申請等)

(医療)

- ・ 夜間診療や小児科専門医、クリニックが欲しい。
- ・ 安心して出産できる病院や、小児科、耳鼻科、皮膚科が欲しい。
- ・ 病後児保育は通園している保育園内にあると便利。(手続きも簡単にしたい)

(その他)

- ・ サポート事業に対してのPR不足。活用しやすいように改善を願う。
- ・ 土日でもやっている子育てサークルがあればいいと思う。
- ・ 知り合いも頼れる人も無く孤立しています。気軽に相談できる窓口や施設を教えて欲しい。
- ・ 若い人がみなかみ町で出産、育児をしたいと思う環境を作って欲しい(目玉になるような特典)
- ・ 沢山の事業をしても認知度が低く利用されていないものが多い。認知度を上げる工夫を…。町民の声を聞く場を設けて各地区のニーズに合った事業運営をして欲しい。
- ・ 公園等に防犯カメラや街灯設置。安全面への配慮(信号機・歩道・ガードレール・標識や看板設置)
- ・ 女性の為の職場の理解や同僚の意識改革が必要。
- ・ 保育環境ばかりでなく、住環境の整備をして欲しい。

みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成26年9月26日

条例第18号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第34条第3項及び第46条第3項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (2) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (3) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (4) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (5) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (6) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (7) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (8) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (9) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。

- (10) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
 - (11) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
 - (12) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
 - (13) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
 - (14) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
 - (15) 特定地域型保育事業 法第29条第1項に規定する地域型保育給付費の支給に係る事業をいう。
 - (16) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
 - (17) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
 - (18) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
 - (19) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（特定教育・保育施設等の一般原則）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、町、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに同意等)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者から申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する

方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をしたときは、この限りでない。
（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2

号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 特定教育・保育施設は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育の必要量等を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前までに支給認定の変更の認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する町が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する町が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に規定する額をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

- (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用については主食の提供に係る費用に限り、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除く。）
 - (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（施設型給付費等の額にかかる通知等）

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）
- (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同

条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。
(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じたときその他緊急のときは、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する町への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する特定教育・保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定め

- ている施設にあつては、特定教育・保育の提供を行う学期及び提供を行わない学期
- (6) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (7) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
 - (8) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）
 - (9) 緊急時等における対応方法
 - (10) 非常災害対策
 - (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (12) その他特定教育・保育施設の運営に関する事項
（勤務体制の確保等）

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（掲示）

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（支給認定子どもを平等に取り扱う原則）

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはな

らない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園又は保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員又は管理者は、正当な理由がなくその業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員又は管理者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定

子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定による町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は町の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区

分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録
- (2) 第15条第1項各号に基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (3) 第19条に規定する町への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号」と、第13条第4項第3号中「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用については主食の提供に係る費用に限り、同項第3号」とあるのは「法第19条第1項第3号」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

- 第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、省令第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等

をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第42条第1項に規定する連携施設(居宅訪問型保育事業を行う者にあつては、同条第2項に規定する居宅訪問型保育連携施設)の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制及び利用者負担並びに第46条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設(居宅訪問型保育事業を行う者にあつては、同条第2項に規定する居宅訪問型保育連携施設)その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により町が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認める場合は、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、省令第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設（以下「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認める場合は、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20

人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設（居宅訪問型保育事業を行う者にあつては、居宅訪問型保育連携施設。以下同じ。）又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する町が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する町が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

- 第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第37条第2項に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録
- (3) 次条において準用する第19条に規定する町への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第50条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条が

ら第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、町の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとした場合」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、町から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託の申出を受けた場合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する町が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する町が定める額」とあるのは「同項第2号ロに規定する町が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する町が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が別に定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する町が定める額」

と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する町が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イに規定する町が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する町が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

（利用定員に関する経過措置）

- 第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

（連携施設に関する経過措置）

- 第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文又は第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月26日

条例第19号

目次

- 第1章 総則（第1条—第22条）
- 第2章 家庭的保育事業（第23条—第27条）
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 通則（第28条）
 - 第2節 小規模保育事業A型（第29条—第31条）
 - 第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条）
 - 第4節 小規模保育事業C型（第34条—第37条）
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第38条—第42条）
- 第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、町長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限る。ただし、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 町長は、利用乳幼児の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場

合は、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れ、教育又は保育を提供すること。

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第8条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他の非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を作成し、当該計画に基づく不断の注意及び訓練の実施に努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の一般的要件）

第9条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する

費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立をできる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとしなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかか

わらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（山間のへき地その他の地域であって、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると町が認める場合に限り。）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて、利用開始時の健康診断、1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認め

られるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置の解除し、又は停止する等必要な手続をとるよう、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第20条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第21条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、町長が適当と認めるもの（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）において実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び地震等非常災害を想定した避難訓練を定期的実施すること。

(職員)

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者は、町長が行う研修（町長が指定する知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（町長が行う研修（町長が指定する知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

（保育時間）

第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第27条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

（小規模保育事業の区分）

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

（設備の基準）

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第34条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊

戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階 | 区分 | 施設又は設備 |
|--------|-----|---|
| 2階 | 常用 | 1 屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段 |
| 3階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段 |
| 4階以上の階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのでき |

| | |
|--|--|
| | <p>る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> |
|--|--|

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（職員）

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

第3節 小規模保育事業B型

（職員）

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
 - (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
 - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
 - (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第26

条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第4節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第34条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第29条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

（職員）

第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

（利用定員）

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（準用）

第37条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第37条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育
- (5) 山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると町が認めるものにおいて行う保育

(設備及び備品)

第39条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第40条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の町の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認める場合は、この限りでない。

(準用)

第42条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第43条 事業所内保育事業を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数を踏まえて町が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

| 利用定員数 | その他の乳児又は幼児の数 |
|------------|--------------|
| 1人以上5人以下 | 1人 |
| 6人以上7人以下 | 2人 |
| 8人以上10人以下 | 3人 |
| 11人以上15人以下 | 4人 |
| 16人以上20人以下 | 5人 |
| 21人以上25人以下 | 6人 |
| 26人以上30人以下 | 7人 |
| 31人以上40人以下 | 10人 |
| 41人以上50人以下 | 12人 |
| 51人以上60人以下 | 15人 |
| 61人以上70人以下 | 20人 |
| 71人以上 | 20人 |

(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。)及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室

又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階 | 区分 | 施設又は設備 |
|--------|-----|---|
| 2階 | 常用 | 1 屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段 |
| 3階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段 |
| 4階以上の階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構 |

| | |
|--|---|
| | <p>造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> |
|--|---|

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とす

る。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（連携施設に関する特例）

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第7条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

（準用）

第47条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。

この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第47条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

（職員）

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

- 3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができ

ると町が認める場合は、第7条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

- 4 第32条及び第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

- 5 小規模保育事業C型にあつては、第36条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月26日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、町長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第5条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上並びに基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び

地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第7条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第8条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第9条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持並びに向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第10条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構

成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所において、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第12条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症若しくは食中毒が発生しないように、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第16条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第17条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めなければならない。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めなければならない。

(保護者との連絡)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、町、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第22条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、町、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業であって、平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に放課後児童健全育成事業所を開所した日数が250日未満の当該事業所に対する第19条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「250日以上」とあるのは「200日以上」とする。

3 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例

平成26年9月26日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定に係る保育の必要性の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(保育を必要とする事由)

第3条 保育の必要性の認定は、法第19条第1項第2号及び第3号に規定する保育を必要とする事由として小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 1月当たりの就労時間が64時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に関する作業に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (8) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 - イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護者等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うこ

とが困難であると認められること（アに該当する場合を除く。）。

(9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町が認める事由に該当すること。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、保育の必要性の認定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

（みなかみ町保育の実施に関する条例の廃止）

2 みなかみ町保育の実施に関する条例（平成17年条例第86号）は、廃止する。

みなかみ町子ども・子育て支援事業計画

応援します、あなたの子育て

(平成27年度～平成31年度)

平成27年3月

みなかみ町 子育て健康課

〒379-1393 みなかみ町後閑318番地

TEL : 0278-25-5009

FAX : 0278-62-6610

E-mail : office-koken@town.minakami.gunma.jp



みなかみ町 **子ども・子育て支援事業計画**

応援します、あなたの子育て
(平成27年度～平成31年度)

平成27年3月

発行■群馬県みなかみ町
編集■子育て健康課